

史跡寺町廃寺跡整備基本計画

令和7年(2025)3月

三次市教育委員会

序 文

三次市は、中国地方のほぼ中央部に位置する交通の要衝地として、古くから特色のある歴史と文化を形成してきました。また、こうした地理的な特徴から、市内には5つの国指定の史跡をはじめとして、数多くの文化財があります。

5つの国の史跡のうち、三次市向江田町に位置する史跡寺町廃寺跡は、飛鳥時代から平安時代まで存続したとみられる古代の地方寺院跡で、昭和59年(1984)5月25日には、中国地方の仏教文化を解明する上で欠くことのできない遺跡として、窯跡である大当瓦窯跡と合わせて国の史跡に指定されました。

三次市教育委員会では、この史跡寺町廃寺跡を適切に保護し、その歴史的・文化的な価値を将来へと継承するため、史跡を構成する2つの遺跡のうち、主に寺町廃寺跡を対象とした史跡整備事業を計画しており、この度『史跡寺町廃寺跡整備基本計画』を策定しました。

なお、本計画の策定にあたっては、令和6年度に「三次市史跡寺町廃寺跡整備基本計画策定委員会」を設置し、1カ年にわたる検討を進めて参りました。今後は本計画に基づき、史跡寺町廃寺跡の確実な保存と活用に向けた史跡整備に努めて参りたいと考えています。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、貴重な御意見を賜りました和田地区をはじめとした市民の皆様、専門的な視点からご審議をいただきました策定委員会の皆様、御指導・御助言をいただきました文化庁文化資源活用課及び広島県教育委員会文化財課の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年(2025)3月

三次市教育委員会 教育長 迫田 隆範

例 言

- 1 本書は、三次市教育委員会が令和6年度（2024）に実施した史跡寺町廃寺跡整備基本計画策定の取組をまとめた報告書である
- 2 本計画の策定は、文化庁文化資源活用課，広島県教育委員会文化財課の指導・助言のもと，国庫補助事業（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）として実施した。
- 3 本事業の実施にあたり，三次市史跡寺町廃寺跡整備基本計画策定委員会を設置し，事務局を三次市教育委員会教育部社会教育課に置いた。
- 4 本事業は，計画策定支援業務を株式会社地域計画工房に委託して行った。
- 5 本書の編集は，三次市史跡寺町廃寺跡整備基本計画策定委員会において協議・検討した内容をもとに，事務局が行った。

目次

序文

例言

第1章 計画策定の経緯と目的	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 史跡の位置と範囲	2
第4節 計画対象地と実施期間	3
第5節 委員会の設置と事業の経過	4
第6節 他の計画との関係	7
1 本計画の位置づけ	7
2 上位計画・関連計画の概要	8
第2章 計画地の現状と取り巻く環境	11
第1節 三次市及び計画地の位置	11
第2節 自然環境	13
1 地形	13
2 景観	13
3 地質	13
4 気象・自然災害	14
5 植生	15
第3節 歴史環境	17
第4節 社会環境	19
1 人口	19
2 産業	19
3 社会教育施設等	19
4 観光	20
5 史跡へのアクセス	20
6 サイン類	20
第3章 史跡の概要と整備課題	22
第1節 史跡の概要	22
1 指定の状況	22
2 史跡寺町廃寺跡の調査結果	30
第2節 史跡の価値	38
1 史跡寺町廃寺跡の価値（本質的価値）	38
2 構成要素の特定	39

第3節	史跡寺町廃寺跡の保存・活用の状況	43
1	史跡の維持管理及び保存の状況	43
2	活用の状況	44
第4節	史跡寺町廃寺跡の整備課題	49
1	『保存活用計画』で設定した整備の課題	49
2	整備課題としての再整理と検討事項の設定	49
第4章	整備の基本的な考え方	51
第1節	整備の基本理念（目標）	51
第2節	整備の方向性と方針	52
1	整備の方向性	52
2	整備の方針	52
第5章	整備基本計画	53
第1節	全体計画	53
1	整備の基本メニュー	53
2	基本メニューの骨子	53
3	ゾーニング	55
第2節	調査計画	58
1	必要な調査等	58
2	調査等の内容・実施	58
第3節	遺構保存計画	60
1	地上に表れている遺構の保存	60
2	地下に埋蔵されている遺構の保存	60
第4節	防災・防犯・安全対策計画	79
1	寺町廃寺跡（史跡指定地内）	79
2	大当瓦窯跡での取組	81
第5節	動線（園路・広場）計画	83
1	史跡指定地内の動線（園路・広場）	83
2	史跡へのアクセス	86
第6節	遺構表現計画	88
1	遺構の表現の時期と前提	88
2	遺構の表現	88
第7節	案内・解説施設計画	105
1	サイン類	105
2	ガイダンス機能の確保・充実及び活用	107
第8節	植栽・修景計画	109
1	植栽・修景	109
2	眺望	109
第9節	管理・便益施設計画	111
1	管理施設	111
2	便益施設	112

第10節	周遊ネットワーク計画	115
■	整備計画図・整備イメージ（スケッチ）	116
第6章	公開・活用及び管理運営計画	119
第1節	公開・活用計画	119
1	公開・活用の基本的な考え方	119
2	公開・活用の具体的な取組	119
第2節	管理・運営計画	121
1	管理運営の基本的な考え方	121
2	管理運営の具体的な取組	121
第7章	事業計画	123
第1節	事業時期（事業期間）と取組の考え方	123
1	事業期間の設定	123
2	事業期間における取組の考え方	123
第2節	整備プログラム	124
第3節	計画の推進	125
1	計画の推進に向けた協力・連携～体制づくり～	125
2	施策・事業の実施への対応～事業費等の確保と効果的な取組展開	125

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

寺町廃寺跡は、三次盆地の東側、江の川支流の馬洗川と国兼川に挟まれた小盆地に位置する古代の地方寺院跡である。中門から正面をみた場合、西に金堂、東に塔、その背面には講堂が位置し、7世紀後半に全国的に広がりをもせる「法起寺式」の伽藍配置をもつ。さらに、備後地域北部（広島県北部）を中心に、安芸地域（広島県）や出雲地域（島根県）、備中地域南部（岡山県）にも分布する「水切り瓦^{※1}」の出土地としてもよく知られている。

我が国最古の仏教説話集『日本霊異記』（正式名：『日本国現報善悪霊異記』）には、備後国三谷郡に建立された「三谷寺」に関する説話が描かれる。寺町廃寺跡は、この「三谷寺」に比定され、寺院建立の経緯と経過がうかがえる日本有数の寺院跡として研究が進められてきた。「三谷寺」との関係が注目される中、昭和12年(1937)には広島県史跡の指定を受け、寺町廃寺跡は県内でも比較的早い段階から保存対策が講じられてきた。

昭和54年(1979)、遺跡周辺にて県営圃場整備が計画されたため、三次市教育委員会（以下「市教委」という。）では、昭和54年度(1979)～昭和57年度(1982)にかけて内容確認を目的とした発掘調査を実施した。その結果、寺町廃寺跡の中核伽藍は遺存状態が非常に良好で、中国地方の仏教文化の広がりを検討する上で重要な寺院跡として、昭和59年(1984)5月、北西約1.2kmに位置する大当瓦窯跡とともに国の史跡指定を受けた。

その後、平成4年度(1992)～平成5年度(1993)にかけて、史跡指定範囲の用地を公有化し、平成5年度(1993)～平成6年度(1994)には整備基本計画策定委員会を設置した。平成6年度(1994)には『史跡寺町廃寺跡整備基本計画書』を策定したが、本市の社会情勢の変化を受けて、整備事業を一時中断することとなった。

整備事業中断後、市教委では、指定範囲の草刈りや案内板の設置など、史跡の保存と活用に向けた取り組みを進めてきた。しかしながら、史跡寺町廃寺跡を取り巻く状況は日々変化し、山水の流れ込みや獣被害に伴う遺構への影響が懸念されるなど、山間地に立地する史跡の維持管理における様々な課題が生じており、平成11年(1999)には指定地東南側の法面が部分的に崩壊するといった問題も表面化した。また地元の和田地区からは、事業再開に関する要望が寄せられ、このような状況から、平成29年度(2017)に事業の再開を決定した。

整備事業の再開にあたり、まずは、歴史的・文化的価値を整理するため、5箇年計画で補足の発掘調査と総括報告書の作成に取り組み、令和4年(2022)3月、『史跡寺町廃寺跡 - 推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書 - 』を刊行した。

その後、令和4年度(2022)から2か年をかけて、『史跡寺町廃寺跡保存活用計画』（以下『保存活用計画』という。）を策定し、指定地の現状、本質的な価値や構成要素などを整理し、史跡の適切な保存と活用のための基本指針等を整理したところである。

令和6年(2024)3月に策定した『保存活用計画』に基づき、主に寺町廃寺跡を中心として、史跡の価値を現地で市民、来訪者等が共有できる条件を整備するため、『史跡寺町廃寺跡整備基本計画』を策定する。

※1 水切り瓦

瓦当部の下端が三角形に尖る軒丸瓦（＝屋根の軒先に葺かれる文様瓦）。広島県北部を中心に中国地方に広く分布する。

第2節 計画策定の目的

本計画の目的は、史跡寺町廃寺跡を適切に保存し、その歴史的及び文化的価値を広く市民、来訪者等に体感してもらうなかで、史跡の本質的価値を次世代に継承し、魅力ある地域資源としても活用できるよう具体的な整備のあり方を示すことにある。

本計画は、『保存活用計画』を踏まえ、史跡寺町廃寺跡の保存・活用のための整備に関する指針や内容等を明らかにし、事業（設計・工事）及び整備した史跡の利活用や管理運営につながるものである。

第3節 史跡の位置と範囲

史跡寺町廃寺跡は、寺町廃寺跡と大当瓦窯跡で構成される。このうち寺町廃寺跡は向江田町に位置し、指定面積は9,679.02㎡である。また、大当瓦窯跡は和知町に位置し、指定面積は4,196.13㎡である。

史跡寺町廃寺跡の周辺には、関連する文化財等も位置する。こうした状況も考慮し、史跡寺町廃寺跡の整備効果の波及、及びネットワーク的な活用についても検討する必要がある。

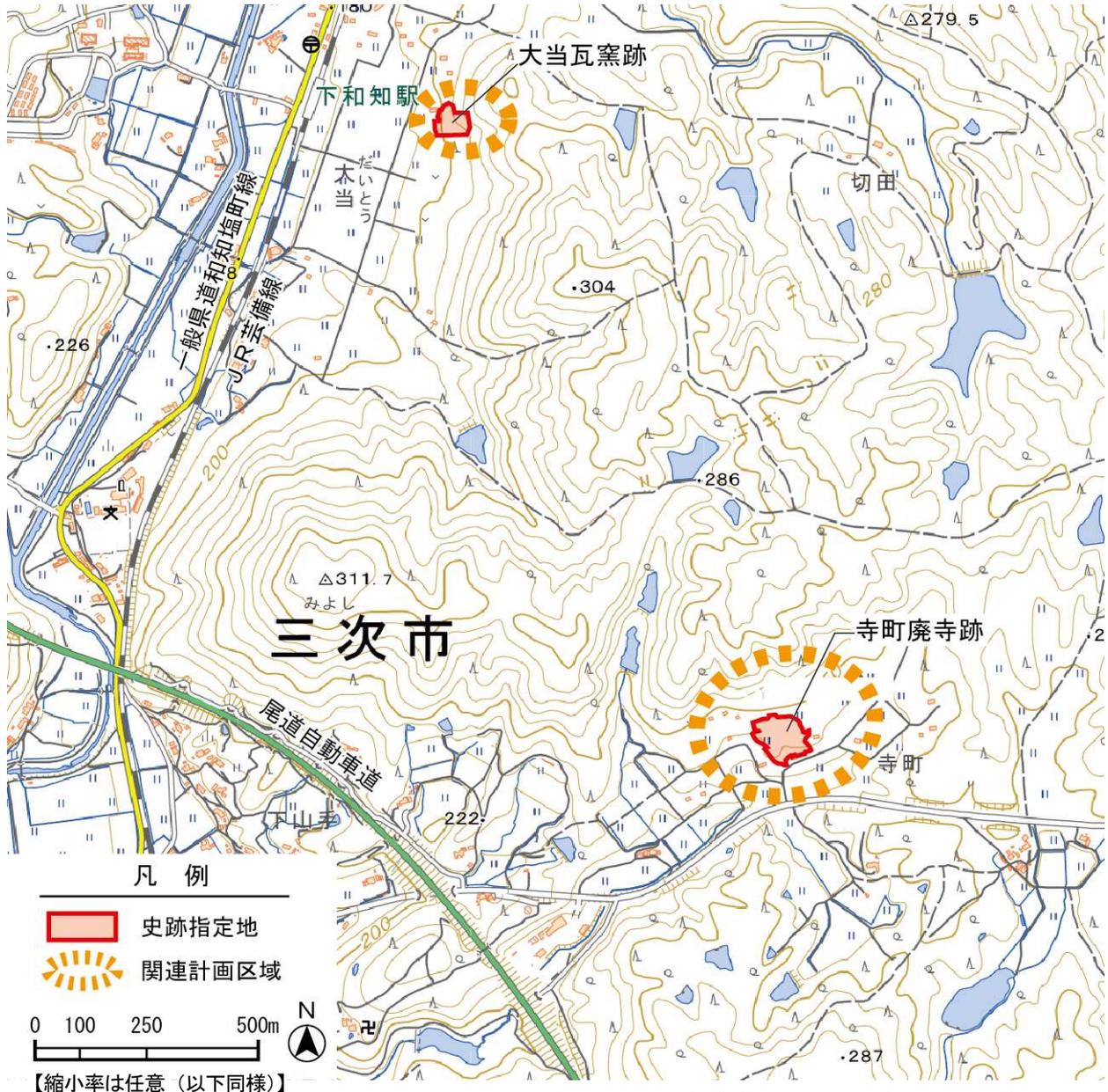


図1-1 史跡寺町廃寺跡の位置と計画範囲（史跡寺町廃寺跡：赤枠塗潰）

第4節 計画対象地と実施期間

本計画の対象範囲は、史跡指定地とその周辺地である。なお、史跡指定地において整備を目指す範囲は、『保存活用計画』から寺町廃寺跡の指定範囲を中心とする。

従って、優先して整備を進める区域を寺町廃寺跡の指定地と捉えて、「史跡整備区域」とする。また、史跡を構成する大当瓦窯跡をはじめ、アクセス及びガイダンス機能の充実に関係する指定地周辺については、中・長期的な視点から将来的な整備を検討する区域と考え、その方向性に触れる。

上記で設定した史跡整備区域の考え方は、あくまでも現状の本市の財政状況等に基づくものであり、将来的には区域等の再検討が発生する可能性がある。

本計画の対象となる期間については、令和7年度(2025)から概ね令和16年度(2034)までを実施期間(対象期間)として、主に史跡整備区域を対象に、保存・活用に関わる目指すべき具体的な整備の姿を明確にする。

なお、整備にあたっては、国の社会的状況や市の財政状況を踏まえながら、中・長期的な視点から段階的に実施する必要がある。諸般の状況変化等を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを図るものとする。

表 1-1 史跡寺町廃寺跡の概要

名 称	遺跡の概要	備考
寺町廃寺跡	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構では金堂・塔・講堂・回廊といった寺院跡に関する各建物跡などを確認。 ➡西に金堂, 東に塔, その背面に講堂が位置し, 各堂塔の周囲には回廊が廻って, 北面回廊がそのまま講堂東西辺の中央部に取りつく, 法起寺式伽藍配置。 ・遺物では瓦類, 土器類, 金属製品, 石製品などを確認。 ➡備後北部を中心に安芸や備中, 出雲地域に分布する「水切り瓦」が数多く出土。 ・7世紀後半から9世紀頃まで存続したとみられる寺院跡 	史跡整備の主たる対象地
大当瓦窯跡	<ul style="list-style-type: none"> ・寺町廃寺跡に瓦を供給した瓦窯跡。 ・寺町廃寺跡と同範関係の軒丸瓦が出土。 ・従来, 寺町廃寺跡の補修に伴い創業した窯跡と考えられてきたが, 創建期から操業した可能性もある瓦窯跡。 	

第5節 委員会の設置と事業の経過

本計画の策定にあたり、「三次市史跡寺町廃寺跡整備基本計画策定委員会設置要綱」に基づき、学識経験者、地元関係者、オブザーバー等で構成する「三次市史跡寺町廃寺跡整備基本計画策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置した。策定委員会では、本計画の策定に必要な事項について審議を行うとともに、必要に応じて文化庁及び広島県教育委員会（以下「県教委」という）の指導・助言を得た。

表 1-2 三次市史跡寺町廃寺跡整備基本計画策定委員会 名簿（敬称略・順不同）

区分	名前	所属・職名等	専門分野
委員	◎加藤 光臣	三次市文化財保護委員会委員長	考古学 地元代表
	松下 正司	比治山大学 名誉教授	考古学
	亀田 修一	岡山理科大学 名誉教授	
	花谷 浩	出雲弥生の森博物館 館長	
	西別府 元日	広島大学 名誉教授	歴史学(古代史)
	藤田 盟児	奈良女子大学 教授	建築史学
	内田 和伸	奈良文化財研究所 シニアフェロー	遺跡整備・造園学
	永江 博之	一般社団法人三次観光推進機構 専務理事	観光
	澤井 信秀	和田自治連合会 代表	地元代表
オブザーバー	中井 将胤	文化庁文化資源活用課 調査官	行政
	深水 貴仁	広島県教育委員会文化財課 主事	
事務局	三次市教育委員会 教育部 社会教育課 教育長／迫田隆範 教育部長／宮脇有子 社会教育課長／山西正晃 文化学習係長／山岡正教 文化学習係／友廣美和，藤川翔，藤岡孝司，山崎明日香		

表 1-3 史跡寺町廃寺跡整備基本計画策定委員会の経過

委員会等	開催日	場所	内容
第1回策定委員会	令和6年(2024) 8月5日(月)	三次市役所 本館 605 会議室	委員長・副委員長の選任 第1～6章(素案)の協議
文化庁指導	令和6年(2024) 10月3日(木)	史跡寺町廃寺跡 三次市役所	素案の指導
第2回策定委員会	令和6年(2024) 11月28日(木)	三次市役所 本館 602 会議室	第5～6章(案)の協議 第7章(素案)の協議
第3回策定委員会	令和7年(2025) 2月13日(木)	三次市役所 本館 603 会議室	素案の最終確認
地元説明会	令和7年(2025) 2月20日(木)	寺町集会所	寺町常会住民対象
地元説明会	令和7年(2025) 2月27日(木)	和田コミュニティセンター	和田地区住民対象

○三次市史跡寺町廃寺跡整備基本計画策定委員会設置要綱（三次市教育委員会告示第18号）

（設置）

第1条 この告示は、史跡寺町廃寺跡の整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の策定における基本的かつ総合的な事項について検討するため、三次市史跡寺町廃寺跡整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 整備基本計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた事項

（組織）

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 三次市文化財保護委員会委員
- (2) 学識経験等を有する者
- (3) その他教育長が必要と認める者

（委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、また、やむを得ず欠席するとき、その職務を代理する。

（オブザーバー）

第5条 委員会に5人以内のオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会に出席し、委員長の求めに応じて必要な意見を述べる。

（委員及びオブザーバーの任期）

第6条 委員及びオブザーバーの任期は、委嘱の日から整備基本計画の策定が完了するまでとする。

（会議）

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（会議の公開）

第8条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報を扱うとき。
- (2) 公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) その他、公開に適さないと委員長が認めるとき。

（資料及び会議録の公開）

第9条 委員会の資料及び会議録は、原則として公開とする。ただし、委員長が前条各号に掲げる情報等が含まれると認めるときは、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年5月7日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

第6節 他の計画との関係

1 本計画の位置づけ

本計画は、三次市の最上位計画である第3次三次市総合計画と三次市デジタル田園都市構想総合戦略及び教育部門の上位計画（みよし学びの共創プラン）に即するとともに、関連計画との調整・整合を図りながら策定した。

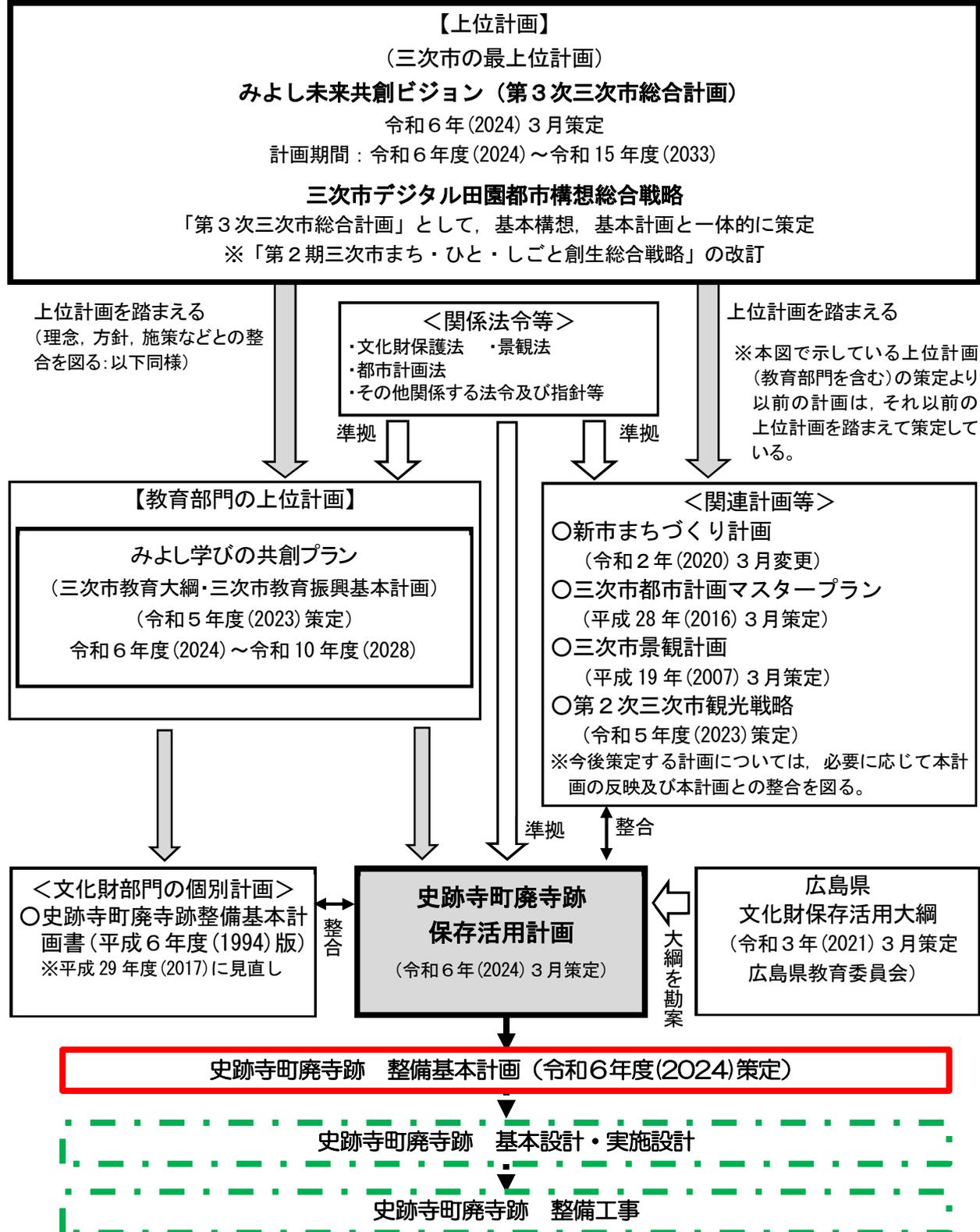


図1-2 計画の位置づけ(上位計画, 関連計画等との関係)

2 上位計画・関連計画の概要

(1) 上位計画

ア みよし未来共創ビジョン（第3次三次市総合計画）

第2次三次市総合計画の目標年度が令和5年度(2023)であることから、令和6年(2024)3月に第3次総合計画を策定した。計画期間は、令和6年度(2024)から令和15年度(2033)の10年間である。

まちづくりの基本的方向として、引き続き「三次市まち・ゆめ基本条例」(平成18年度(2006)制定)に基づき、「市民のしあわせの実現」を掲げ、めざすまちの姿を「人と想いがつながり、未来につながるまち」としている。

めざすまちの姿の実現に向けて、6つの取組の柱(政策)として「1 健康で安心感のある暮らし」、「2 安全で快適な生活環境」、「3 子どもの未来応援」、「4 豊かな心と生きがい」、「5 いきいきとした地域」、「6 活力ある産業」を設定している。これらのうち文化財部門としては、「4 豊かな心と生きがい」において、「施策2 歴史・伝統・文化の継承と地域の誇りの醸成」を設定し、次の主な取組を示している。

○デジタル技術を活用し、文化財の計画的保護と情報発信を推進する。

○三次の歴史や伝統文化に学び、保存・継承するための学習機会の提供や人材育成などに取り組む。

○もののけや鵜飼、神楽などの本市が誇る伝統・文化の継承と新たな価値を創造する。なお、第3次総合計画では、第5章に「三次市デジタル田園都市構想総合戦略」を位置づけている(次のイ「2)三次市デジタル田園都市構想総合戦略」を参照)。

イ 三次市デジタル田園都市構想総合戦略

令和4年(2022)12月に、国において「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が抜本的に改訂され、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定された。これを受け、第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂し、4つの基本目標(下記)を継承しつつ、新たに第3次総合計画を踏まえた三次市デジタル田園都市構想総合戦略を令和6年(2024)3月に第3次三次市総合計画として策定した。

基本目標1 三次の資源を活かした産業の創出と持続的に発展する環境づくり

基本目標2 新たな「ひとの流れ」をつくり、地域人材を育てる

基本目標3 子育て世代に魅力的な三次づくり

基本目標4 安心して住み続けられる、持続可能な「まちづくり」

これらのうち文化財部門としては、基本目標2「新たな「ひとの流れ」をつくり、地域人材を育てる」において、基本的方向性に「歴史・伝統・文化の継承と地域の誇りの醸成」を設定し、次の2点を示している。

○デジタル技術を活用し、文化財の計画的保護と情報発信を推進する。

○三次の歴史や伝統文化に学び、保存・継承するための学習機会の提供や人材育成などに取り組む。

ウ みよし学びの共創プラン（三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画）

本市の教育のめざすべき姿と進むべき方向性を定め、中期的かつ総合的な展望を持ち、三次市の教育行政を計画的・体系的に進めるため、三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画を一体的に策定した。

教育大綱では、基本方針を第3次総合計画と整合させて設定し、文化財部門は「基本方針2 豊かな心と生きがい」の中の目標として「施策2 歴史・伝統・文化の継承と地域の誇りの醸成」を位置づけている。

教育振興基本計画では、スローガンとして『みよし結芽人^{ゆめびと} ～幸輝心^{こうきしん}～』、及び方向性として「自立、共創、ウェルビーイング、情報発信、DX」を掲げ、文化財部門については次の具体的施策を設定している。

- 分かりやすい歴史・文化財の情報発信
- デジタル技術を活用した文化財の計画的保護と活用
- 地域の歴史を学ぶ講座などの開催
- 伝統・文化の継承と新たな価値の創造

(2) 関連計画

ア 新市まちづくり計画

新市まちづくり計画は、三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町の合併後の新市建設を、総合的かつ効果的に推進することを目的とし、8市町の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上及び地域の歴史文化の存続・発展などを図るとともに、均衡あるまちづくりに資するよう策定したものである。

計画期間は、平成16年度(2004)～令和6年度(2024)までの21年間である。

文化財部門の関係する項目としては、新市まちづくりの将来像「豊かな心を育み知識を高める文化の薫るまち」が掲げられている。

イ 三次市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら、あるべき都市の将来像を実現するための方針を定めるものであり、平成28年(2016)3月に策定した。

目標年次は、平成28年(2016)から20年後の令和17年(2035)としている。

この計画においては、次の5つの都市づくりの目標、分野別の方針を設定し、4つの地域(三次中心部、三次市街地周辺、三良坂、吉舎)ごとに地域別構想などを示している。

史跡寺町廃寺跡は都市計画区域外であり、具体的な方針などは示されていないものの、都市づくりの目標4「本市固有の魅力や個性を高める都市づくり」において、「本市固有の資源が活かされ、交流人口が増大し、市民や訪れる方に愛される都市づくりをめざします」が掲げられている。

ウ 三次市景観計画

三次市景観計画は、市民参加のもとに、三次らしい良好な景観の形成の促進を図ることで、潤いのある豊かな都市環境や居住環境の創造、観光その他の地域間交流の促進並びに良好な景観の次代への継承に資することを目的に、平成19年(2017)3月に策定した。

この計画では、三次市全域を景観法に基づく景観計画区域と指定し、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などを定めている。

計画の中では、本市の景観特性を、山間地景観、田園景観、市街地景観の3つの景観構造の視点から捉え、主要な資源を取り上げており、文化財に関するものが含まれている。

エ 第2次三次市観光戦略

第2次三次市観光戦略は、国や県の観光推進基本計画を勘案し、観光を取り巻く環境の変化やポストコロナ社会への柔軟かつ早期対応するため、本市の観光がめざすべき方向性を明らかにした。

この計画では、本市の観光の動向、観光戦略の方向性と目標、推進体制と施策の推進などを示している。

また、文化財についての直接的な言及はないものの、観光消費額の増大や入込率を増加させるため、地域資源を活用した新たな観光の魅力創出や周遊促進・滞在を促すコンテンツ等の造成を進めるとし、風土や文化を活用した体験型観光の展開や訪日外国人観光客向けの観光プロダクトの開発を行うこととしている。

(3) 広島県文化財保存活用大綱

広島県文化財保存活用大綱は、文化財保護法第183条の2第1項の規定による法定計画であり、令和3年(2021)3月に策定されている。文化財に係る広島県の「目指す将来像」の実現に向けた基本的な方向性や取組方針である。また、本大綱は、広島県が広島県域の所有者、保持者、保持団体、管理責任者、管理団体その他関係者とともに関係者とともに各種取組を進める上での指針である。

目指すべき将来像に、「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。」を掲げ、その実現に向けて行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、防災・災害発生時の対応、その他の県の取組、文化財の保存・活用の推進体制について記載されている。

文化財の保存・活用を図るための取組方針としては、「1 文化財所有者等への支援の充実を図る。」、「2 文化財の調査と把握に努め、指定その他の保護措置を図る。」、「3 文化財の新たな活用策を積極的に推進する。」、「4 情報発信と普及啓発の充実を図る。」、「5 広域的な取組を積極的に推進する。」、「6 市町に対する支援を積極的に推進する。」、「7 県民を対象とする人材育成と資質向上の取組を推進する。」、「8 防災、災害発生時の対応の充実を図る。」が挙げられている。これらに基づき、県が取り組むべき施策が示されている。

第2章 計画地の現状と取り巻く環境

第1節 三次市及び計画地の位置

三次市は中国地方のほぼ中央部、広島県の北部に位置し、東は庄原市、府中市、西は安芸高田市、島根県邑南町、南は東広島市、世羅町、北は島根県飯南町、同美郷町に接している。総面積は778 km²で、三次盆地を中心とした山間部の行政区域を有している。

主要都市からの距離は、大阪へ約250 km、下関に約200 kmの距離圏にあり、山陽側の広島・呉・三原・尾道・福山、山陰側の浜田・江津・大田・出雲・松江・米子など各都市へは、ほぼ同距離の約50～80 kmの位置にある。隣接する庄原市からは約16kmであり、庄原市とともに備北地域を形成している。

史跡寺町廃寺跡は、三次市中央部東側の和田地区（寺町廃寺跡：向江田町、大当瓦窯跡：和知町）に位置する。

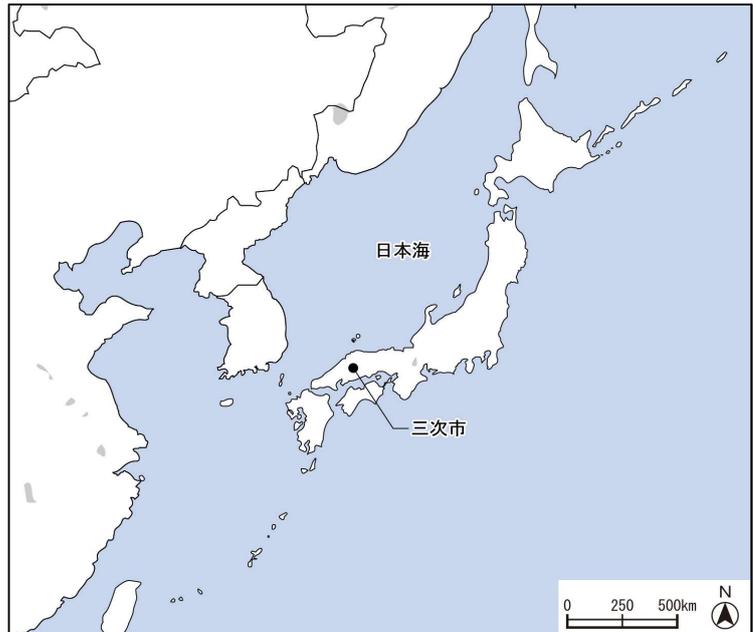


図 2-1 三次市の位置と広域的な道路・交通

三次市を取り巻く道路・交通網は、中国縦貫自動車道が東西方向に、中国横断自動車道尾道松江線が南北方向に通過しており、三次東JCTで結節している。国道は、広島市と島根県松江市を結ぶ国道54号など4路線が三次市街地で接続するなど、山陽・山陰を結ぶ道路交通網が形成されている。このほか、主要地方道や一般県道が市内の各地域と連絡している。

鉄道は、市域南部を広島市と新見市を結ぶJR芸備線が東西方向に通過し、福山市と結ばれるJR福塩線が塩町駅で結節しており、計13の駅が立地する。

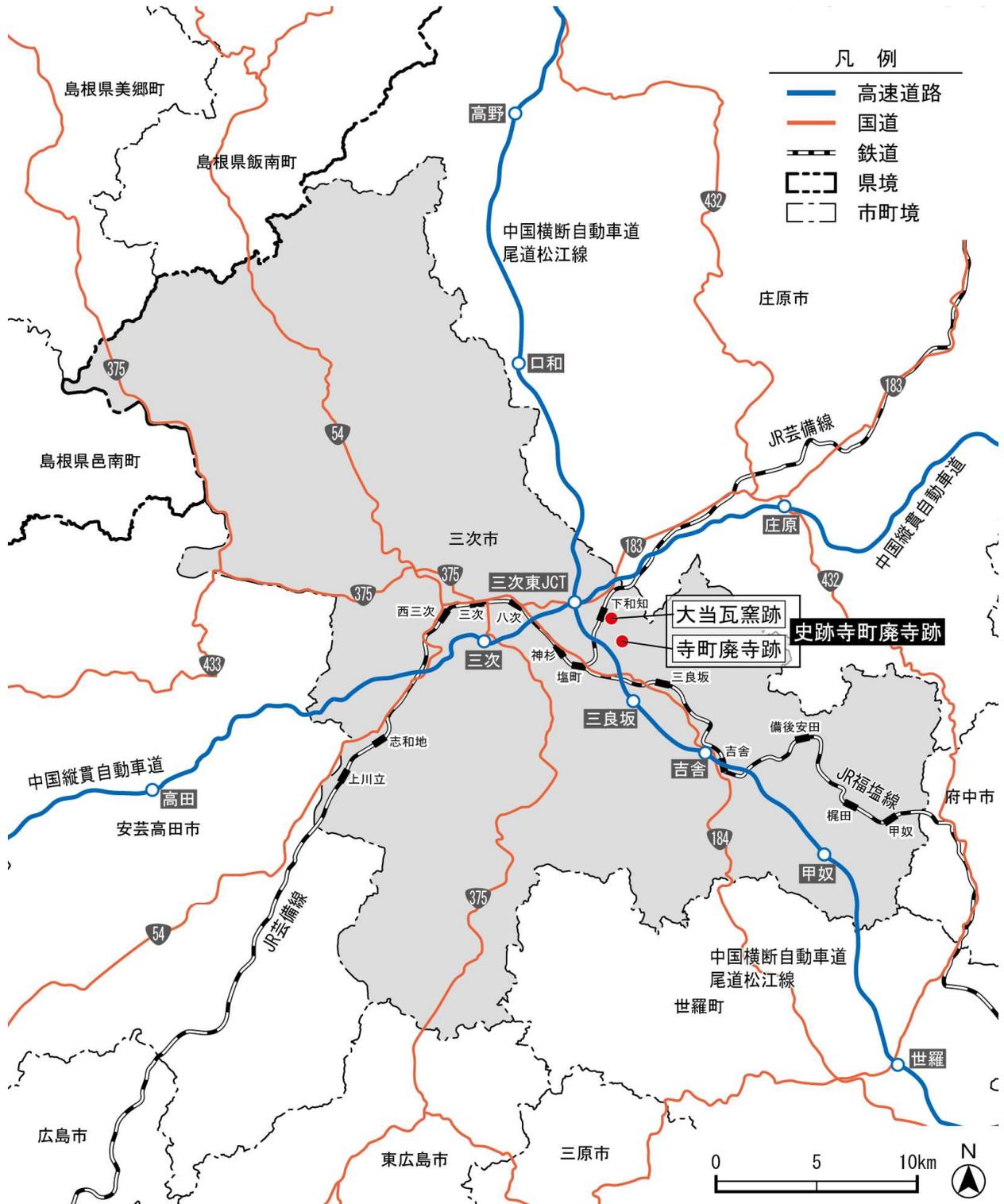


図 2-2 三次市の道路・交通網と史跡寺町廃寺跡の位置

第2節 自然環境

1 地形

三次市の地形は、中国脊梁山地の南に分布する中央盆地列の一つである三次盆地を中心に、江の川各支流沿いに標高 150～200mの平坦地が広がる。その背後はおおむね標高 300～600 mの緩やかな枝状の丘陵、山地となり、北部の県境周辺部は標高 940mの船山をはじめ、800～900m級の山々に囲まれた急峻な地形となる。

河川は、江の川（広島県における別称・可愛川）を本流として、神野瀬川、西城川、馬洗川などの支流が三次盆地の中央で合流し、西流・北流しながら中国山地を横断（江川関門）して島根県江津市で日本海に注いでいる。

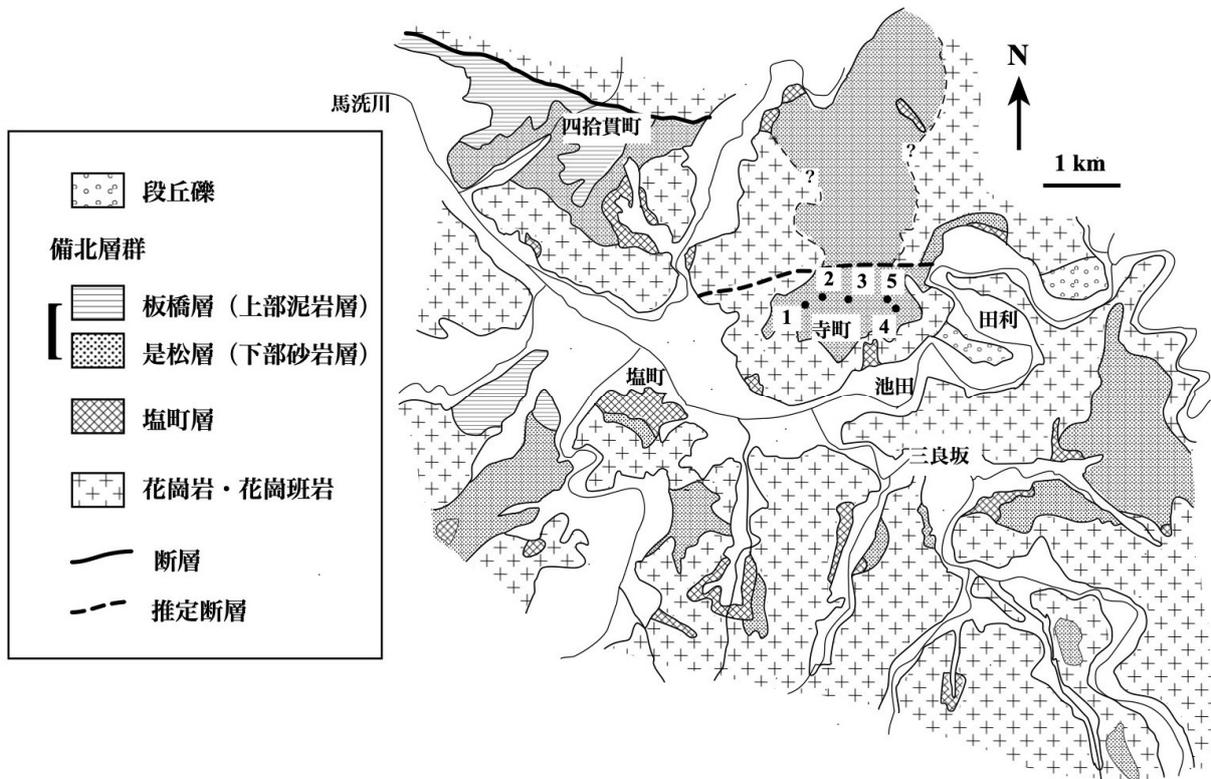
2 景観

計画地は、周囲を山地に囲まれた丘陵上に位置する。周辺には田畑が広がり、いわゆる田園景観を形成する。

3 地質

計画地の周辺には、備北層群下部の是松層が分布する。約 1 mの厚さをもつ砂岩層の上に、凝灰質砂岩が重なり、場所によっては砂岩層に挟まれた礫岩層が確認できる。この礫岩層は、砂岩層や凝灰岩を伴って分布し、大きさが不揃いな円礫が含まれるため、河川によって運ばれてきた堆積物と考えられる。

また、計画地周辺の地表には腐食土が堆積したところもみられ、地盤の弱さが懸念される。



出典：三次市教育委員会 2023『史跡寺町廃寺跡-推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書-』（第98図）

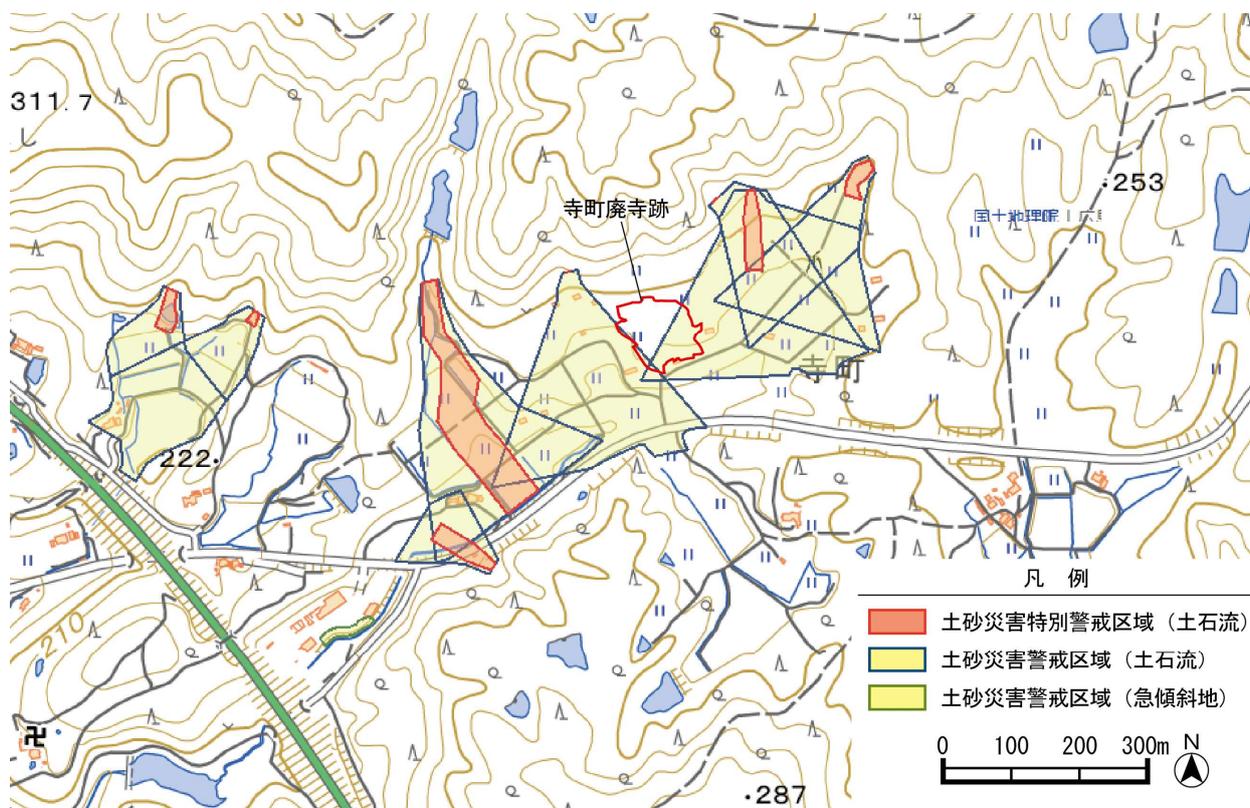
図 2-3 史跡寺町廃寺跡周辺の地質

4 気象・自然災害

三次市の気象は中国山地の内陸性気候に属し、盆地のため夏は気温が上がりやすい。冬は降雪期間が12月から3月までにおよび、市域北部の君田・布野・作木地域は豪雪地帯に指定されている。

気象庁の気象データ(三次)に基づく平成3年(1991)から令和2年(2020)までの30年間の平均をみると、年間平均気温の平年値は13.5℃、年間降水量の平年値は約1,467.0mmとなっている。

寺町廃寺跡の史跡指定地における自然災害の事例として、平成11年(1999)には、大雨に伴う指定地南東部の法面崩落といった被害が発生している。なお、土砂災害防止法に基づき、寺町廃寺跡(史跡指定地)の南側及び東側、並びに西側の一部を含み、土砂災害警戒区域(土石流)に指定されている。



※広島県「土砂災害ポータルひろしま」をベースに加筆、加工

図2-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別計画区域(寺町廃寺跡)

5 植生

三次市の植生自然度は、市街地や農地を除くと大半が二次林や植林地となっている。こうした中で、河川沿岸部において自然林が点在している。

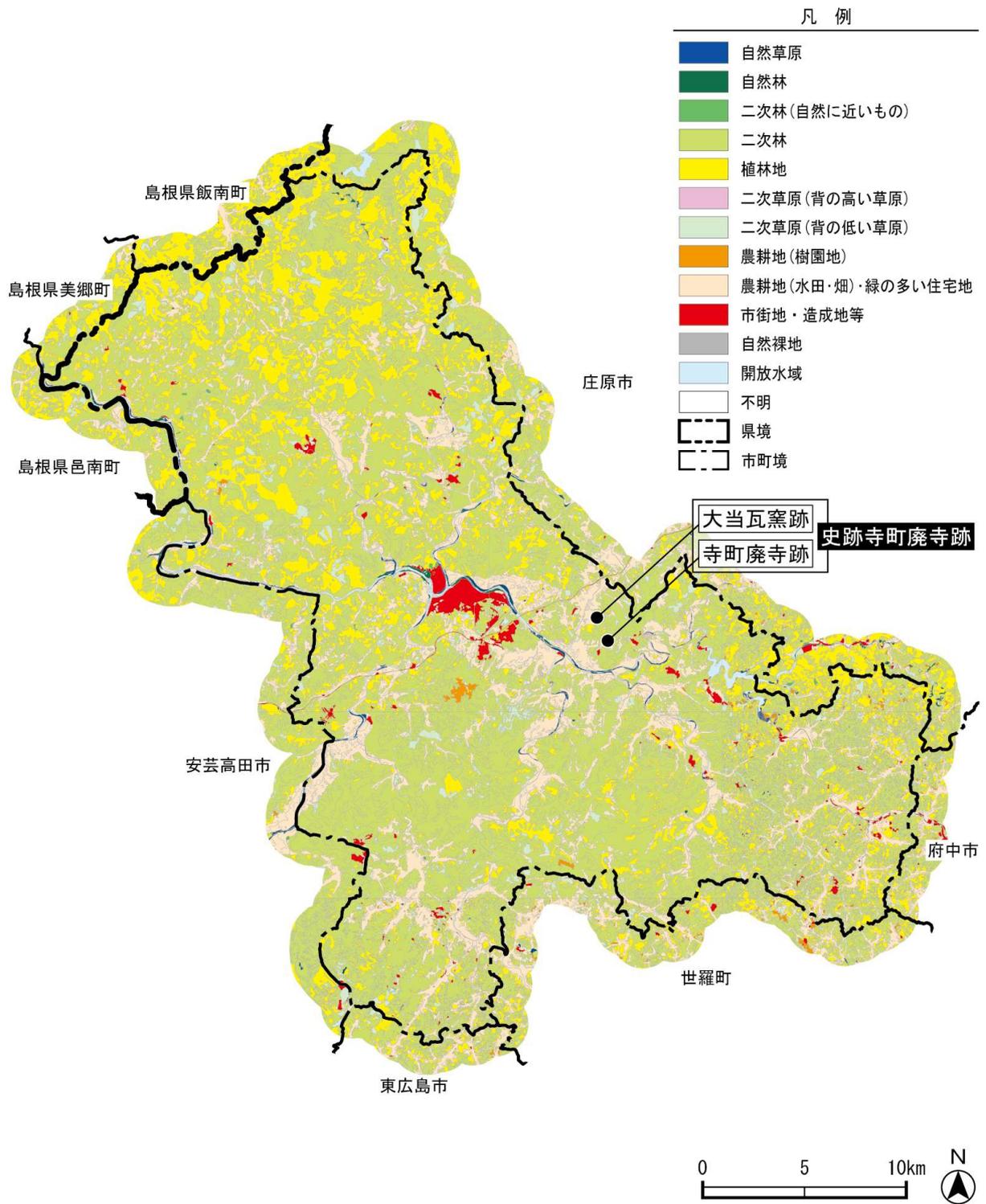
また、植林地は、市域北部の島根県飯南町、同美郷町との境界付近に、比較的まとまった面積の区域を含めて多くみられ、かつて林業振興が積極的に推し進められ、植林が行われた地域であると推定できる。

計画地は丘陵上に位置し、周辺には農耕地が広がる。周囲の山地には、二次林が広がり、緑の多い地域である。

表 2-1 植生自然度の区分（「図 1-8 浜田市の植生自然度」の凡例の説明）

植生自然度	区分基準
10	自然草原 ・高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林 ・エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区
8	二次林（自然に近いもの） ・ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	二次林 ・クレーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	植林地 ・常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林
5	二次草原（背の高い草原） ・ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原
4	二次草原（背の低い草原） ・シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落
3	外来種植林・農耕地（樹園地） ・竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	外来種草原・農耕地（水田・畑） ・外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地等 ・市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：環境省自然環境局生物多様性センター資料



※環境省の生物多様性情報システム「1/2.5万現存植生図(平成11年(1999))」をベースに加筆, 加工
 図 2-5 三次市の植生自然度

第3節 歴史環境

三次盆地にはじめて人類が足を踏み入れた痕跡は、中国自動車道三次インターチェンジ北側の丘陵に広がる^{しもほんだに}下本谷遺跡配水池地点（西酒屋町）で確認されている。縄文時代の遺跡は、馬洗川の南側に広がる丘陵地の一帯に広がり、縄文時代後期になると、高所に立地する遺跡と丘陵や河岸段丘に立地する遺跡に分かれる。

弥生時代になると、馬洗川南側の松ヶ迫丘陵に前期の遺跡が確認されている。中期になると、いわゆる「塩町式土器」^{しおまちしき}と呼ばれる地域性の高い土器が登場し、三次盆地を中心に山陰地域にも確認例があるため、両地域の関係が捉えられる遺物として注目される。また、弥生時代中期～後期には、史跡陣山墳墓群のように、方形の墳丘の四隅が突出した「四隅突出型墳丘墓」^{よすみとつしゅつがたふん}が数多く築造される。この墳丘墓は山陰地域の島根・鳥取両県にも確認例があり、弥生時代後半の中国山地の地域性を物語る遺構として重要である。

古墳時代になると、市域全体で4,000基近くに及ぶ古墳が築造され、特に馬洗川と上下川^{じょうげ}及び美波羅川^{みはら}、国兼川の合流付近の丘陵上に密集する。三次盆地で最大の平地が広がる神杉地域では、丘陵上に100基を超える古墳が築造されて大規模な古墳群が形成されており、史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群として指定されている。史跡寺町廃寺跡の周辺にも古墳群が確認されており、特に古墳時代後期の横穴式石室をもつ小型の前方後円墳が多い。古墳時代後期の様相は、7世紀後半に寺町廃寺跡が創建された背景を検討する上で重要である。

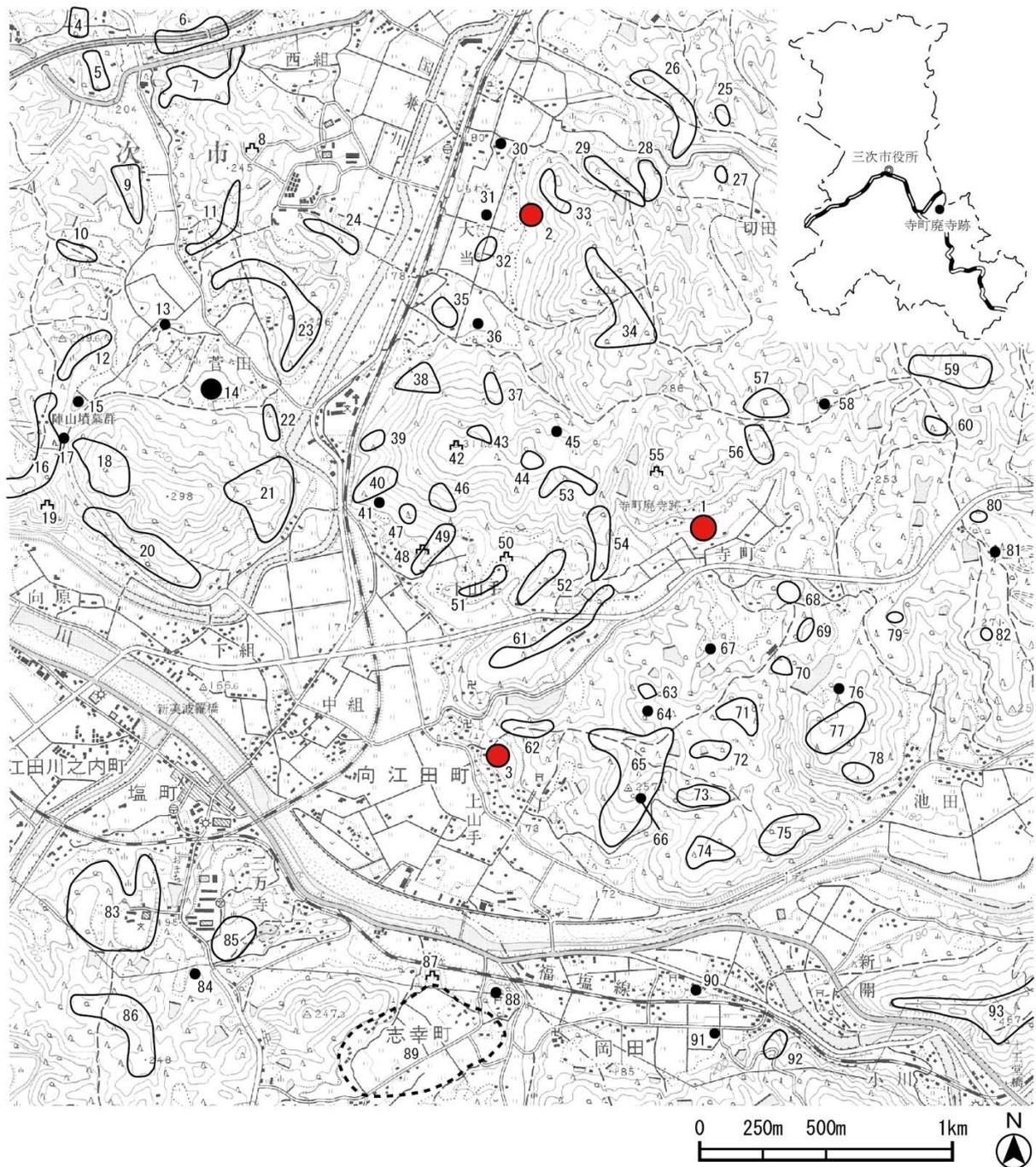
古代の三次市は、三次郡及び三谷郡の全域と、高田郡・世羅郡・甲奴郡の一部にあたる。郡を統轄する郡司が執務した役所（以下「郡衙」という。）は、有力な豪族の勢力圏内や交通上の要地に設置された可能性が高く、三次郡の郡衙は、三次インターチェンジ北側の県史跡下本谷遺跡（西酒屋町）が比定される。

寺町廃寺跡が建立された三谷郡は、『和名類聚抄』によれば「三谷・松（誤記とされる）部・江田・額田・刑部」の5郷（里）で構成され、馬洗川南岸の志幸町にある「幸利」という地名から、三谷郡の郡衙は志幸八幡神社^{しこうはちまんじんじや}の南西一帯がその推定地とされる。この郡衙推定地から馬洗川を挟んで北側の向江田町・和知町の一帯には古代の遺跡が密集し、地域史を検討する上でも重要な地域である。この地域には、寺町廃寺跡の他、上山手廃寺跡、寺町廃寺跡に瓦を供給していた大当瓦窯跡がある。寺町廃寺跡と上山手廃寺跡は同一郡内に近接する寺院の関係を、また寺町廃寺跡と大当瓦窯跡は瓦の供給地と生産地の関係をそれぞれ検討でき、全国的に極めて稀な地域である。

中世の三次市は、中国地方のほぼ中央部に位置するという地理的要因も関係してか、三吉・江田・和智の3氏には頻繁に尼子氏と大内氏の影響が及んでいる。史跡寺町廃寺跡の周辺では、いくつかの城跡が確認されており、尼子氏・大内氏が争った大永7年(1527)の和智細沢山合戦^{わちほそざわ}に係る城跡とみられる。

近世になると、現在の市街地の原型となる三次町を中心に発展する。なお、『芸藩通志』には寺町廃寺跡に関わる内容があり、近世期の人々には廃寺として認識されていたことがうかがえる。

三次市の属する行政区域は、明治維新から明治19年(1886)にかけて変化し、現在の三次市は、平成の市町村合併に伴い8市町村が合併して誕生した。史跡寺町廃寺跡は、旧三次市域の向江田町と和知町にそれぞれ寺跡と窯跡が位置している。



- | | | | | | | |
|----------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 1: 寺町廃寺跡 (史跡) | 16: 陣山古墳群 | 31: 上大縄古墳 | 46: 天良山南古墳群 | 61: 下山手古墳群 | 76: 大番谷池南古墳 | 91: 若見迫遺跡 |
| 2: 大当瓦窯跡 (史跡) | 17: 日野目遺跡 | 32: 福正寺北遺跡群 | 47: 箱山北古墳群 | 62: 岡之段古墳群 | 77: 三田谷古墳群 | 92: 岡田山古墳群 |
| 3: 上山手廃寺跡 | 18: 鳥越古墳群 | 33: 大鳴北古墳群 | 48: 箱山古墳群 | 63: 天神古墳群 | 78: 三田谷南古墳群 | 93: 大仙古墳群 |
| 4: 三重1号遺跡 | 19: 陣山城跡 | 34: 大鳴古墳群 | 49: 小城跡 | 64: 天神西古墳 | 79: 三田谷北古墳群 | |
| 5: 和知白鳥遺跡 | 20: 大仙大平山古墳群 | 35: 河原田2号遺跡 | 50: 野稻城跡 | 65: 宮の本古墳群 | 80: 池田古墳群 | |
| 6: 上四拾貫古墳群 | 21: 高保古墳群 | 36: 寺の前古墓 | 51: 野稻北古墳群 | 66: 宮の本遺跡 | 81: 中ノ尾西古墳 | |
| 7: 歳政古墳群 | 22: 上陣古墳群 | 37: 河原田古墳群 | 52: 野稻南古墳群 | 67: 西ヶ谷古墳 | 82: 寺山北古墳群 | |
| 8: 南山城跡 | 23: 円納古墳群 | 38: 瀬戸越北古墳群 | 53: 野稻東古墳群 | 68: 角正北古墳群 | 83: 勇免古墳群 | |
| 9: 権現古墳群 | 24: 和知大久保古墳群 | 39: 瀬戸越中古墳群 | 54: 日高古墳群 | 69: 角正古墳群 | 84: 重岡山遺跡 | |
| 10: 権現南古墳群 | 25: 和知宮山古墳群 | 40: 瀬戸越古墳群 | 55: 寺町古城跡 | 70: 大番谷池古墳群 | 85: 塩町遺跡 | |
| 11: 鳥井山古墳群 | 26: 弁天東古墳群 | 41: 瀬戸越南古墳 | 56: 東山古墳群 | 71: 大番谷古墳群 | 86: 萱草古墳群 | |
| 12: 押江山古墳群 | 27: 大仙北古墳群 | 42: 茶臼山城跡 | 57: 切田古墳群 | 72: 小五郎北古墳群 | 87: 新宮山城跡 | |
| 13: 深茅遺跡 | 28: 大仙古墳群 | 43: 天良山古墳群 | 58: 新梨古墳 | 73: 小五郎南古墳群 | 88: 幸利山古墳 | |
| 14: 向江田中山遺跡 | 29: 大仙南古墳群 | 44: 茶臼山古墳群 | 59: 出水古墳群 | 74: 桶平古墳群 | 89: 三谷郡衛推定地 | |
| 15: 陣山墳墓群 (史跡) | 30: 下の割遺跡 | 45: 茶臼山北古墳 | 60: 黒岩古墳群 | 75: 大番谷南古墳群 | 90: 畑尻遺跡 | |

出典：三次市教育委員会 2023『史跡寺町廃寺跡-推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書-』（第6図）

図 2-6 周知の埋蔵文化財包蔵地

第4節 社会環境

1 人口

三次市の人口は、令和2年(2020)で50,681人(国勢調査)となっている。人口の推移をみると、昭和25年(1950)以降、途中昭和50年(1975)～平成2年(1990)に横ばいの傾向がみられたが、減少を続け、昭和25年(1950)からの70年間で4万人超の人口減少となる。年齢3区分別の人口構成の推移では、老年人口(65歳以上)の割合が顕著に増加し、生産年齢人口(15～64歳)と年少人口(0～14歳)の割合が減少し、少子高齢化が進んでいる。

2 産業

三次市の産業を就業者数(国勢調査)からみると、令和2年(2020)において第3次産業が15,816人(全体の63.5%)、第2次産業が5,195人(同20.8%)、第1次産業が2,628人(同10.5%)となり、第3次産業、第2次産業が中心となっている。就業者数の推移(平成22年(2010)～平成27年(2015))は、5年間で1,110人、率にして4.3%減少している。産業別にみると、いずれも減少しており、減少率は第1次産業が14.8%と10%を超え、第2次産業が9.3%となり、第3次産業は3.6%にとどまっている。

3 社会教育施設等

文化財に係る主な社会教育施設としては、三次市役所本庁及び各支所を含めた行政機関が8施設、美術館が4施設、歴史民俗資料館などが6施設、その他三次市民ホールきりりといった文化施設などがある。

表2-2 文化財の保存・活用に関する公共施設

区分	施設名称	所在地
美術館	奥田元宋・小由女美術館	東酒屋町
	はらみちを美術館	君田町
	美術館あーとあい・きさ	吉舎町
	三良坂平和美術館	三良坂町
歴史民俗資料館など	広島県立歴史民俗資料館(みよし風土記の丘ミュージアム)	小田幸町
	湯本豪一記念日本妖怪博物館(三次もののけミュージアム)	三次町
	三次市歴史民俗資料館(辻村寿三郎人形館)	三次町
	吉舎歴史民俗資料館	吉舎町
	三和郷土資料館	三和町
	三良坂民俗資料館	三良坂町

行政機関(8施設): 三次市役所、各支所(君田、布野、作木、吉舎、三良坂、三和、甲奴)

4 観光

三次市の入込観光客数は、令和元年(2019)は約 212 万人であったが、令和 2 年(2020)には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から約 133 万人と大幅に減少し、その傾向は令和 4 年(2022)まで続いている。

平成 15 年(2003)以降の 20 年間の推移をみると、奥田元宋・小由女美術館のオープンにより、平成 19 年(2007)に約 215 万人となっているが、それをピークに減少傾向が続いていたものの、中国横断自動車道(中国やまなみ街道)が平成 27 年(2015)に全線開通して以降、令和元年(2019)までは 200 万人台で推移していた。

三次市の主な観光資源としては、奥田元宋・小由女美術館や広島県立歴史民俗資料館(みよし風土記の丘ミュージアム)といった文化系施設や、みよし運動公園及び江の川カヌー公園さくぎなどのアスレチック系の施設、道の駅などが市内各地域に分布している。

特に、広島三次ワイナリーや奥田元宋・小由女美術館等が位置し、年間の観光客数も多い東酒屋地区と史跡寺町廃寺跡は、備北広域農道で結ばれ、広島県立歴史民俗資料館(みよし風土記の丘ミュージアム)では寺町廃寺跡に関する展示が行われている。こうした観光資源との周遊ルートも考えながら、効果的な史跡寺町廃寺跡の活用方法の検討が必要である。

5 史跡へのアクセス

三次市へのアクセスの手段としては、JR 福塩線・芸備線などの公共交通機関がある。飛行機によるアクセス時間は、首都圏の羽田空港から最寄りの広島空港まで約 1 時間 30 分となる。広島市からのアクセス時間は自家用車では約 1 時間 20 分、鉄道では約 1 時間 50 分、福山市からのアクセス時間は自家用車で約 1 時間 30 分、鉄道では約 2 時間 40 分となる。なお、市民の主な交通手段としては、自家用車の利用が多い状況である。

史跡寺町廃寺跡は、三次市中央部東側の和田地区(寺町廃寺跡：向江田町、大当瓦窯跡：和知町)に位置する。史跡指定地へのアクセスは、公共交通機関として、JR 芸備線の下和知駅や塩町駅(福塩線接続)がある。来訪者の主な交通手段としては、現状では自動車を中心であり、史跡へのアクセスの確保策は、中長期的な観点から継続して検討の必要がある。

6 サイン類

史跡寺町廃寺跡に関連して整備しているサイン類(公共・地元住民組織が設置)は、次のとおりである。

<史跡指定地>

- 寺町廃寺跡 … 説明板 2 基(指定地北側・南側)、指定石柱 1 基(指定地南側)移動式説明板(6 基)、パンフレットボックス(1 基)
- 大当瓦窯跡 … 説明板 1 基

<史跡指定地外>

- 寺町廃寺跡 … 交通誘導板 1 基(備北広域農道からの入口)、案内板(1 基)
- 大当瓦窯跡 … 交通誘導板 1 基(JR 下和知駅周辺)、説明板(1 基)



※地理院タイル (標準地図「三良坂」) をベースに加筆, 加工
 図 2-7 史跡寺町廃寺跡周辺の交通網とサイン類

第3章 史跡の概要と整備課題

第1節 史跡の概要

1 指定の状況

(1) 指定の概要

文部省告示第71号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、下記1の記念物を下記2によって史跡に指定する。

昭和59年(1984)5月25日 文部大臣 森 喜朗

記

1(1) 名称 寺町廃寺跡

(2) 所在地及び地域

所在地：(寺跡) 広島県三次市向江田町

地域：2648番・2649番・2650番のうち実測1,329.23㎡、2651番、甲2651番、2652番、2653番、2655番ノ1、2655番ノ2、2764番、2765番ノ1、2765番ノ2、2782番のうち実測402.28㎡、2783番、2784番、2785番ノ1、2785番ノ2、2786番、2787番、2788番ノ1のうち実測306.26㎡、2788番地ノ2のうち実測290.40㎡（右の地域内に介在する里道敷及び水路敷を含む）

所在地：(窯跡) 同三次市和知町大鳴

地域：125番のうち実測2,033.16㎡、126番のうち実測113.66㎡、128番のうち実測205.25㎡、129番のうち実測63.23㎡、130番ノ1のうち実測1,689.6㎡（右の地域内に介在する里道敷及び水路敷を含む）

2(1) 指定理由

ア 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡3（寺跡）による。

イ 説明

寺町廃寺跡は、三次盆地の東側、馬洗川と国兼川にはさまれた丘陵地の狭い谷あいの南斜面に所在している。

本遺跡はいわゆる法起寺式伽藍配置をもつ7世紀中葉から9世紀にわたる寺院跡で、伽藍中枢部が良く残存した中国地方では極めて稀なものであり、仏教文化の研究の上で欠くことのできない重要な遺跡である。また、寺跡の北方斜面には瓦窯跡が確認されており、この寺へ瓦を供給したものと考えられる。寺跡及び瓦窯跡をあわせて史跡に指定し、保存を図ろうとするものである。

(2) 官報告示

昭和59年(1984)5月25日付け文部省告示第71号

(2) 指定説明文

寺町廃寺跡

広島県三次市向江田町・和知町

寺町廃寺跡は、三次盆地の東側、馬洗川と国兼川にはさまれた丘陵地中の狭い谷間の南斜面に位置している。斜面には小さな田が段状につらなり、その内の1つに、塔の心礎が露出している。江戸時代から『芸藩通志』などに寺院跡と記され注目されており、また地元では一帯を「塔の段」・「堂の段」などと言っている。一方軒丸瓦の下端に三角形の突出部をもつ、いわゆる水切瓦の出土地としても著名な寺院跡である。

調査の結果、南面する伽藍中枢部が判明している。東に塔、西に金堂を配し、南正面に中門、北に講堂があり、中門からは回廊が発し、塔・金堂をつつみこんで、講堂に閉じているといった伽藍配置が復元されている。いわゆる法起寺式の配置である。塔は、塼^{*1}を立てならべ、その上に瓦を平積みにした化粧を行う一辺11mの基壇^{*2}をもつ。北側では階段が検出されている。

基壇の上面は削平されているので厳密にはわからないが階段と、心礎上面とのかかわりから、1～1.1mの基壇高が推定されている。建物の平面規模は、8尺の3間等間、基壇軒下部は7尺と復元されている。なお中央部には1.9m×1.1mの長方形の花崗岩製の心礎がある。その中心径44cm、深さ22cmの円孔がある。

金堂は、塼を2段以上立てならべた化粧をしており、東西15.74m、南北13.40mの規模の基壇をもつ。基壇の上面は削平されており、現存高は約0.8mである。一部は地山を削り出し、基壇としてある部分もある。礎石^{*3}・根固石の痕跡は未発見で、平面規模はとらえられていない。塔・金堂の心々距離は約23mである。

講堂は、塔・金堂の心を結ぶ線の北約25mにその心がある。塼を一段立て、その上に玉石を置く基壇化粧が残っている。規模は東西25.10m、南北14.70mである。南面では、建物の中央と両端に、都合3箇所の階段がある。また、棟通りには回廊がとりついている。基壇の上面は削平されており、礎石・根固石などは残存しないものの、階段・回廊の位置などから、建物の平面は桁行7間・梁行4間の規模と復元されている。すなわち桁行5間12尺等間・梁行2間13尺等間の身舎の4面に、柱間7尺の底をもつ構造が考えられる。

中門は後世の削平のため残存状況は良くないが、塔・金堂の心を結ぶ線の南約17.5mの位置から南にかけて基壇積上の下部が残存しており、その位置がとらえられている。ただし、塔・金堂・講堂でみられた塼などの化粧は失われている。回廊は、中門から発し講堂に閉じている。基壇幅は4.6mで、両側に塼を立て基壇化粧としている。回廊の規模は心々で東西61m、南北46.5mである。

以上が伽藍中枢部の状況である。この中枢部をとりかこむ他の施設は未検出であるが、中軸線の東約49m、および西約44mの位置に、南北方向の地山の落ちがあり、各々東限・西限かと考えられている。

出土瓦については、特徴のないいわゆる“水切り”をもつ素弁八葉蓮華文軒丸瓦が、軒丸瓦の大半である。その他複弁類等が混じる。軒平瓦は検出されていない。年代的には、7世紀中葉から9世紀前半に及ぶものと考えられている。土器類としては、須恵器・土師器があるが、これらもおおよそ瓦と同年代のものである。出土土器で注目されるのは唐三彩である。浄瓶ないし水注と考えられるもので、晩唐の時期とされている。以上のとおり寺町廃寺跡は、いわゆる法起寺式伽藍配置をもつ7世紀中葉から9世紀代にわたる寺院跡で、伽藍中枢部がよく残存している。こういった例は中国地方ではきわめて稀で、仏教文化のあり方を考えてゆくうえで欠くことのできない遺跡である。なお、本寺院跡は、村岡良弼によって『日本霊異記』^{*4}所載の百濟^{*5}の禪師弘濟建立の三谷寺に比定されている。

ところで、寺町廃寺跡の北方、三次市和知町の大当地区には、少なくとも5基以上の瓦窯跡が確

認されており、この寺へ瓦を供給したものと考えられている。

寺院跡および瓦窯跡をあわせて史跡に指定し、保存を図ろうとするものである。

注1) 『月刊文化財 12月号』(昭和58年(1983)12月1日発行)より引用

注2) 脚注(※1~5)は本計画で付記

※1 塼^{せん}

土を焼いて方形または長方形の平板とし、敷瓦・壁体化粧材などに使用。日本では飛鳥・奈良時代に作られ、時に鳳凰・唐草文様などを浮彫してある(新村 出編『広辞苑』第7版より)。

※2 基壇^{きだん}

寺社・宮殿等の建物の基部に築いた石造や土造の壇。建物の土台部分のこと。

※3 礎石^{そせき}

建物の基礎となる石。いしづえ。

※4 『日本靈異記』^{にほんりょういき}

正式名を『日本国現報善悪靈異記』。平安初期の仏教説話集。上・中・下巻の3巻で構成される。薬師寺(奈良県)の僧侶 景戒が編纂した日本最古の仏教説話集とされる。

※5 百濟^{くだら}

4~7世紀、朝鮮半島の南西部にあった国。隣国^{こうくり}の高句麗・新羅^{しらぎ}に対抗するため、倭と連携する中で、仏教を大和王朝に伝えた。660年代に唐・新羅の連合軍によって滅亡。

(3) 史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、図面上で示すと寺町廃寺跡が図 3-1、大当瓦窯跡が図 3-3 のようになる。

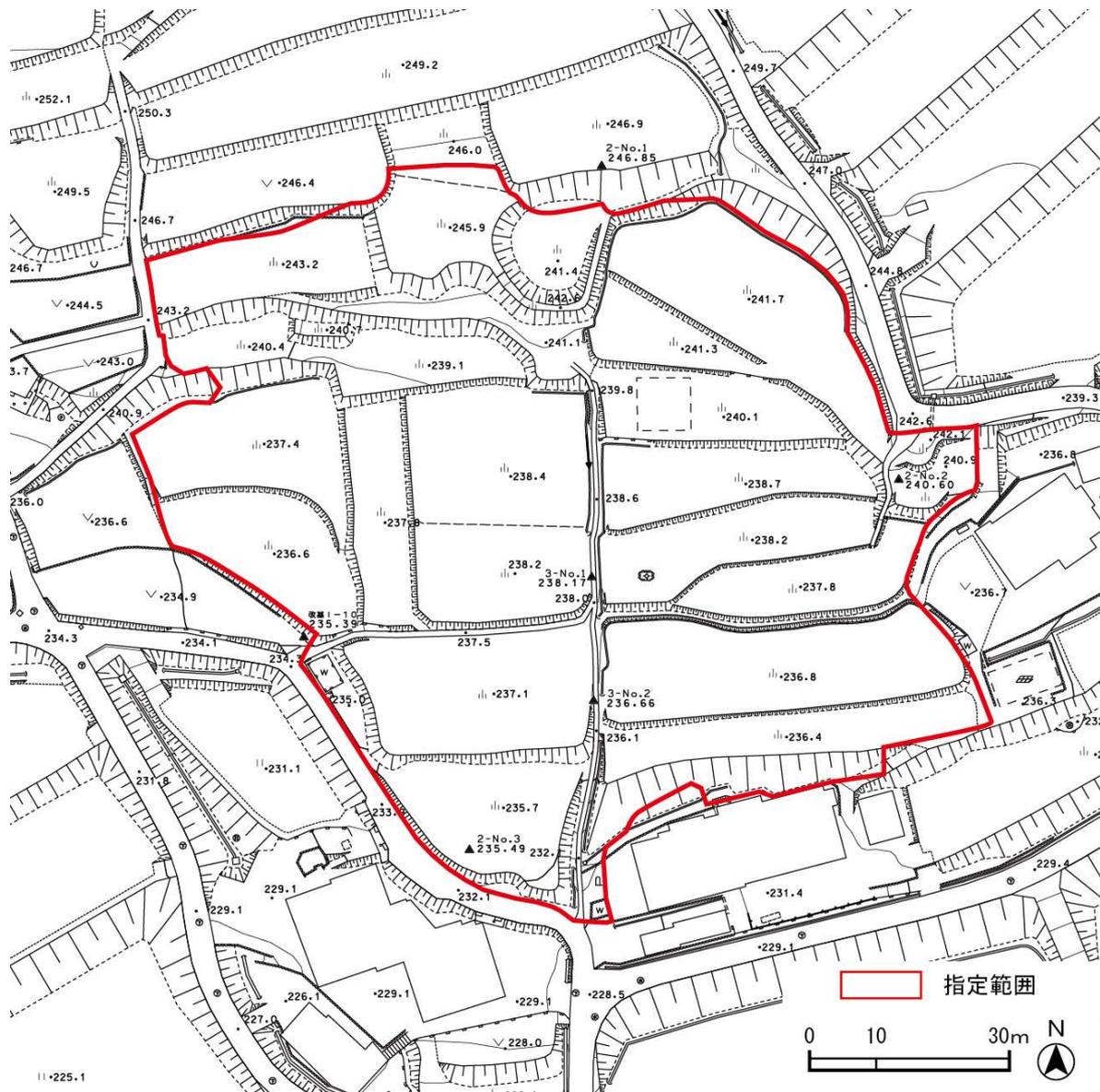


図 3-1 寺町廃寺跡の史跡指定地の範囲

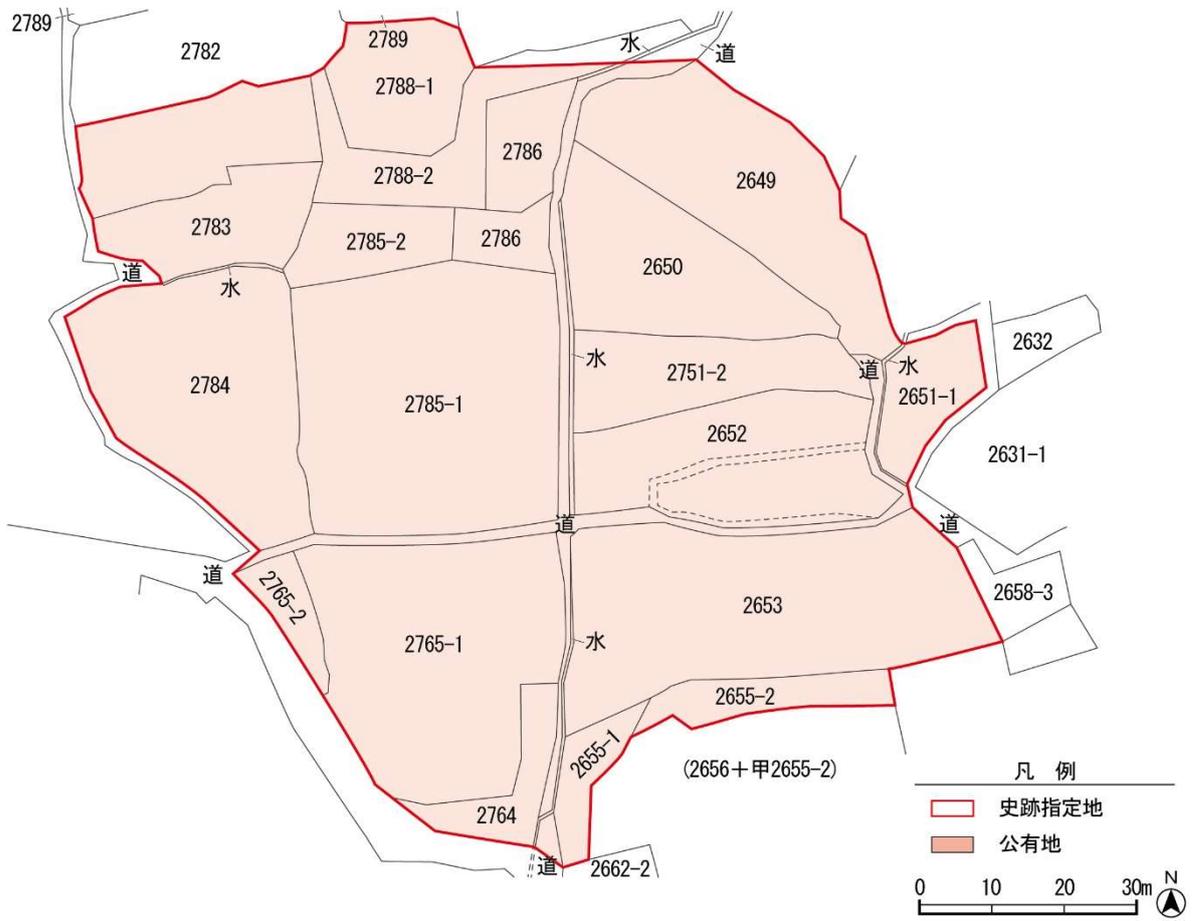


図 3-2 土地所有の状況（寺町廃寺跡）

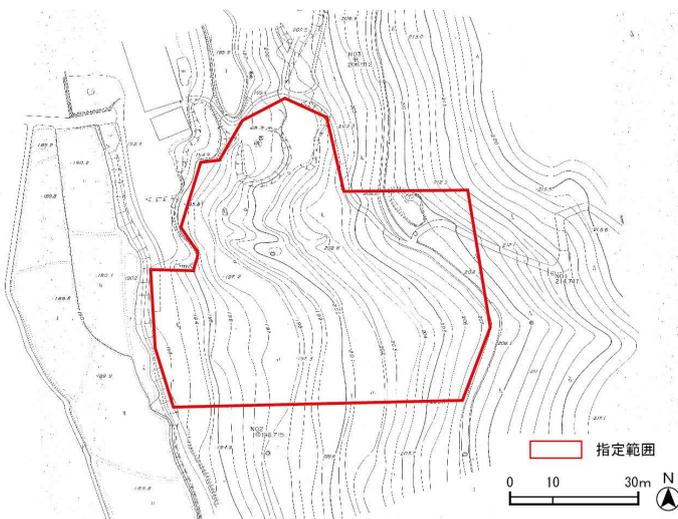


図 3-3 参考：大当瓦窯跡の史跡指定地の範囲

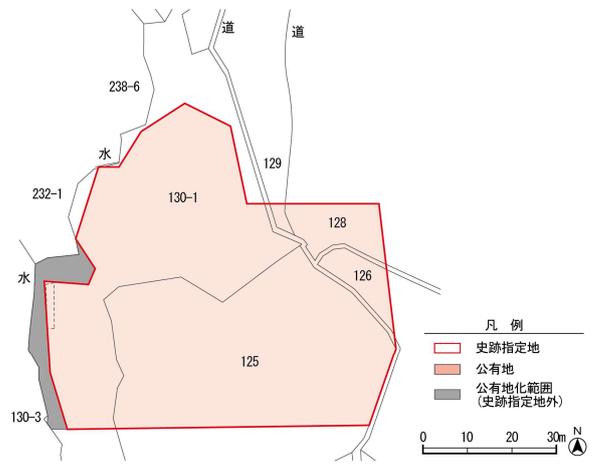


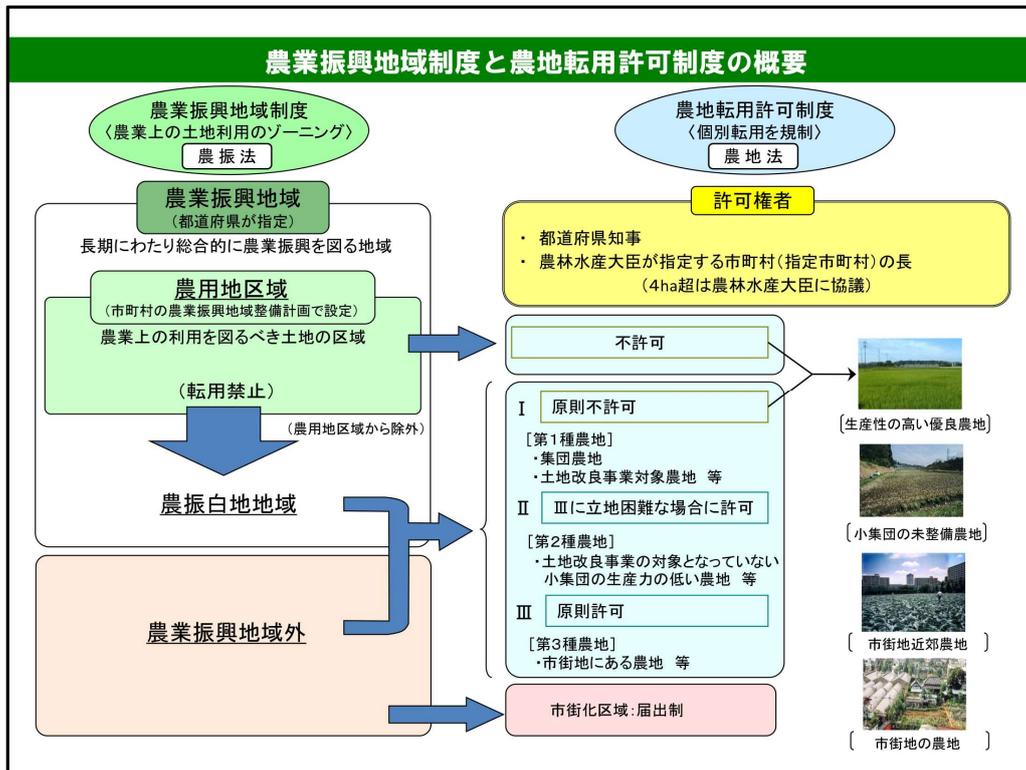
図 3-4 参考：土地所有の状況（大当瓦窯跡）

(4) 計画範囲に関わる法規制等

史跡寺町廃寺跡は、文化財保護法（国指定史跡）のほか、現在までに様々な規制がなされている。

表 3-1 計画範囲に関わる法規制等

関連法規	対 象	概 要	所管課（窓口）
文化財保護法	史跡	寺町廃寺跡及び大当瓦窯跡は国の史跡として指定され、現状変更は制限されている。	三次市教育委員会 教育部社会教育課
	埋蔵文化財包蔵地	史跡指定地の周辺は、古墳群や城跡が『広島県遺跡地図』で周知され、諸開発に対して必要に応じて発掘調査や工事立会を行うなど、遺跡の保護が図られている。	三次市教育委員会 教育部社会教育課
農業振興地域の整備に関する法律	農地	寺町廃寺跡周辺の農地は、農業振興地域に指定され、当該区域の土地は、原則として農地転用が認められないことから、公有化や史跡整備に関して、関係機関との調整、手続き等が必要となる。	三次市産業振興部 農政課 三次市農業委員会
農地法	農地	寺町廃寺跡周辺の農地は、農地保全が図られており、史跡指定地の公有化等に際しての関係機関との調整、手続き等が必要である。	三次市産業振興部 農政課 三次市農業委員会
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	史跡指定地の周辺	史跡指定地南側及び指定地周辺は、土砂災害警戒区域にあたるため、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。	三次市危機管理監 危機管理課
景観法（三次市景観計画）	史跡指定地（全市域）	三次市景観計画では、三次市全域を景観法に基づく景観計画区域と指定し、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などを定めている。	三次市建設部 都市建築課
広島県屋外広告物条例	史跡指定地（全市域）	三次市全域で看板等の広告物の設置等について規制があり、広告物の設置にあたっては、事前に許可の申請が必要となる。	三次市建設部 都市建築課
その他（参考）		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域（都市計画法）は、史跡指定地の西側の近接地までが指定されているが、本史跡やその周辺は指定されていない。 鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）は、三次市では灰塚が庄原市にまたがって指定されているが、それ以外は指定されていない。 	



※農林水産省 HP から抜粋

図 3-5 農業振興地域制度と農地転用許可制度

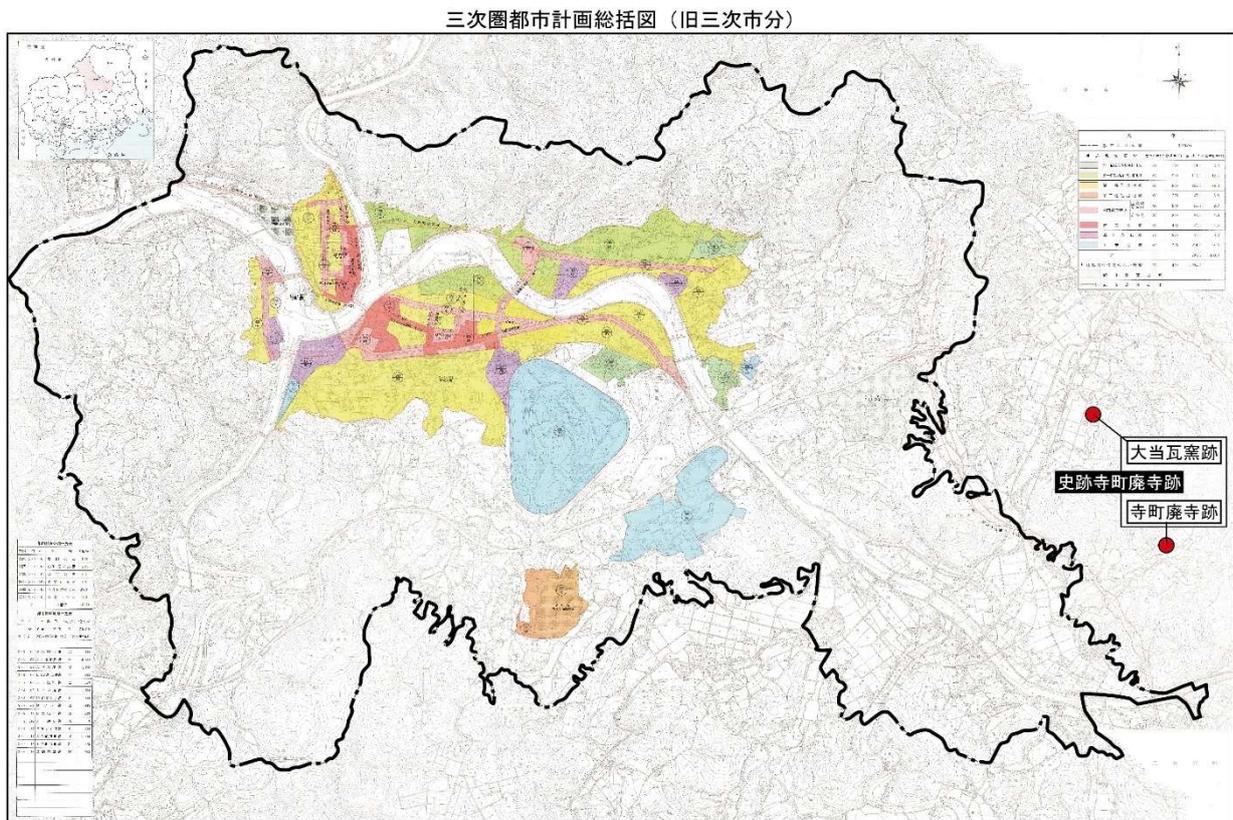


図 3-6 参考：都市計画の状況

(5) 施設整備（公共施設等）の状況

ア 道路・水路

史跡指定地内には、指定前の水田耕作に係る農業用排水路がある。大雨時の後には、泥等が水路に詰まり水が流れずにたまる状態となっている。隣地への雨水の流れ込みが近年顕著であり、排水路の整備は重要な課題である。

また寺町廃寺跡では、指定地内の南北方向に旧耕作用の簡易な作業道がある。

イ 説明版

史跡寺町廃寺跡の説明版は、寺町廃寺跡に2箇所、大当瓦窯跡に1箇所の合計3箇所整備している。また寺町廃寺跡には、地元の和田自治連合会が中心となって、移動式の説明看板が6箇所設置してある。

ウ その他

寺町廃寺跡の北側には、現在は使用されていないため池がある。また、南側と西側には、旧耕作用のコンクリート製のため池が各1箇所ずつある。これらのうち、北側と西側のため池は史跡指定地内に位置する。

なお、史跡寺町廃寺跡では駐車場等の整備は行っていない。

(6) 史跡整備区域（寺町廃寺跡）の状況

整備の対象となる寺町廃寺跡及び周辺における、土地利用や地形、施設整備等の現状を整理すると次のようになる。

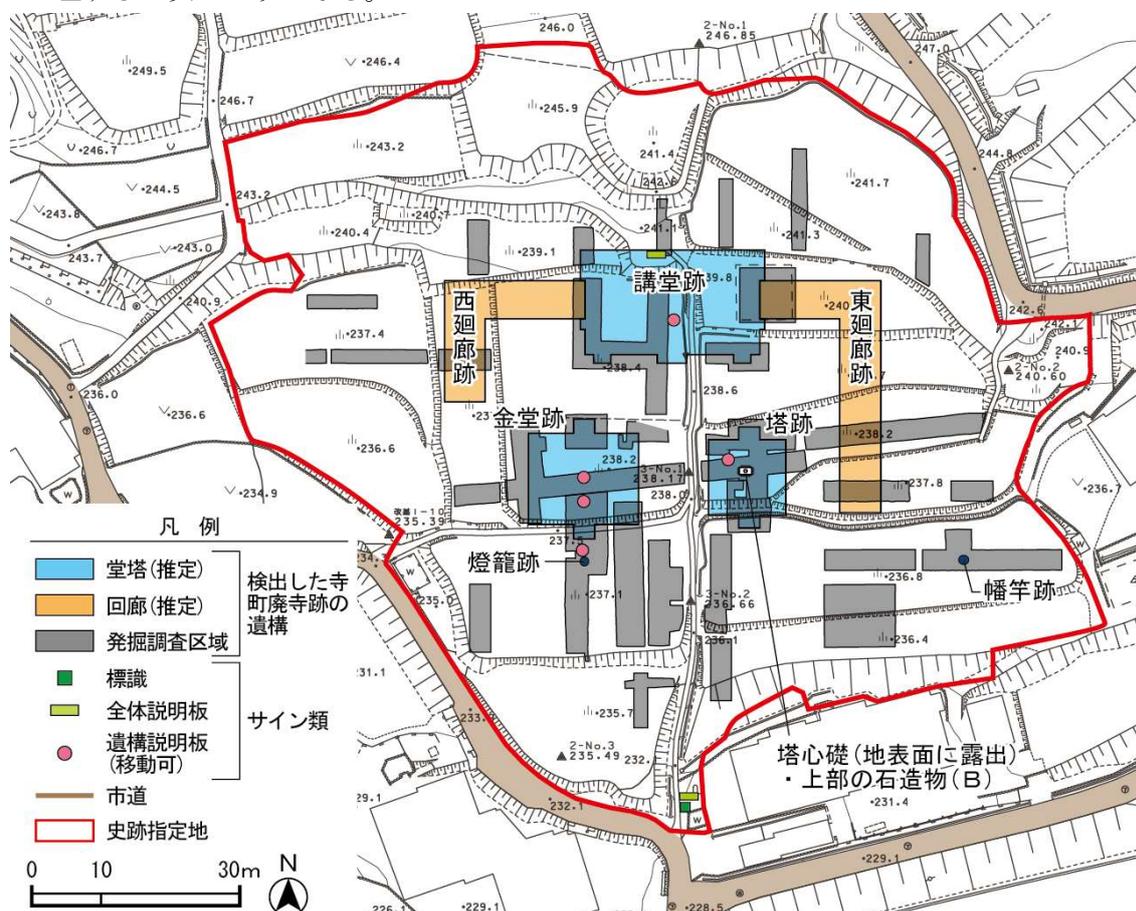


図 3-7 寺町廃寺跡の状況

2 史跡寺町廃寺跡の調査結果

(1) 発掘調査の概要

史跡寺町廃寺跡の発掘調査は、昭和 54 年(1979)10 月に開始し、中断期間を挟んで令和 2 年(2020)10 月まで、計 8 回(その内の 2 回は大当瓦窯跡の調査も実施)、約 1,626 m²で実施した。その結果、金堂・塔・講堂の建物遺構、これらを囲む回廊などの遺構と規模及び構造が把握できている。

ア 寺町廃寺跡

1) 中枢伽藍

発掘調査の結果、寺町廃寺跡の中枢伽藍は、西に金堂跡、東に塔跡、その背面に講堂跡が位置し、各堂塔の周囲には回廊跡が廻って、北面回廊が講堂の基壇東西辺の中央に取り付き、いわゆる法起寺式伽藍配置である。さらに、全国に 60 例近くある法起寺式伽藍配置をもつ寺院跡(広義のものも含める)のうち、その遺存状態が最も良好な寺院跡である。

2) 個別遺構

寺町廃寺跡の各堂塔は、その周囲に明確な掘り込み地業は確認できず、基本的には地山を削り出す、あるいは、整地土の上面に版築による土砂を盛ることで基壇を築成していた。さらに基壇周囲の下部に塼を小端立てし、1 段 1 列の塼列を廻らせた全国的にも特殊な基壇外装を確認した。

金堂跡は、東西 15.74m×南北 13.40m、北階段の規模から推定した復元高約 1.8m(残存高 60~80cm)の基壇をもつ建物とみられる。基壇の南辺と北辺の中央部には階段が取り付け、北階段の出は 2m と大きい。基壇の南縁から南へ 5.1m の位置には、木製の可能性がある燈籠遺構を確認し、全国 4 例目かつ日本最古例の可能性があり注目される。

塔跡は、1 辺 11.14m、北階段の規模から推定した復元高 1.35m の基壇をもつ建物である。基壇北辺の中央部には階段が取り付け、階段の出 1.95m と大きい。基壇規模に対応する建築構造は、3 間四方の三重塔と推定される。

講堂跡は、東西 25.1m×南北 14.7m、復元高 60cm の基壇をもつ建物である。基壇南辺には 3 箇所階段が取り付け、7 世紀後半の講堂の平面形式を知る上で重要な遺構である。

回廊跡は、北面及び東面や西面を確認し、いずれも基壇幅 4.2~4.6m の単廊と推定される。講堂跡の基壇中軸線から東西両面の回廊外側までの距離を計測すると、東側が 29.6m、西側が 31.9m であり、西側が 2.3m 長い。寺町廃寺跡では、金堂側の北面(南面)西回廊の東西長が北面(南面)東回廊よりも約 1 間分長く、こういった事例は法隆寺の西院伽藍にみられる。

その他の遺構として、寺域南部一帯では厚さ 1m 以上の造成土が積み上げられており、寺院造営時の大規模な造成工事が明らかである。この他、古代の地方寺院跡とは直接的な関係はないが、講堂跡の基壇上を中心に各所で中世の柱穴群を確認したほか、池状遺構を形成する石垣を確認している。

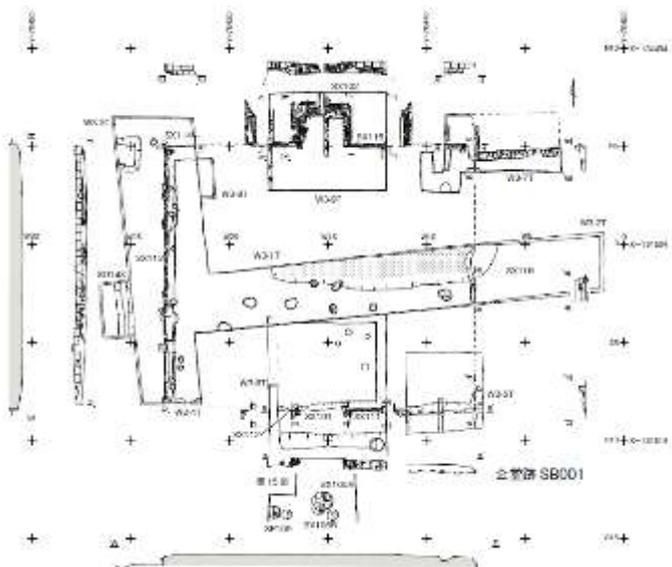


图 3-8 金堂跡 SB001 · 平面图

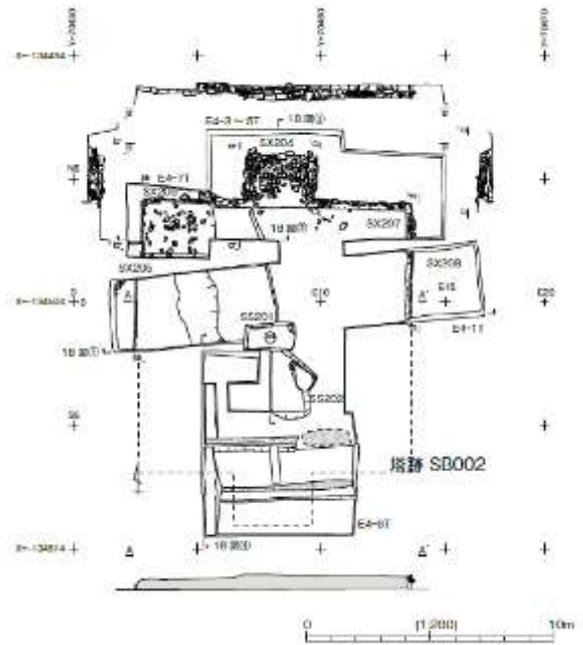


图 3-9 塔跡 SB002 · 平面图

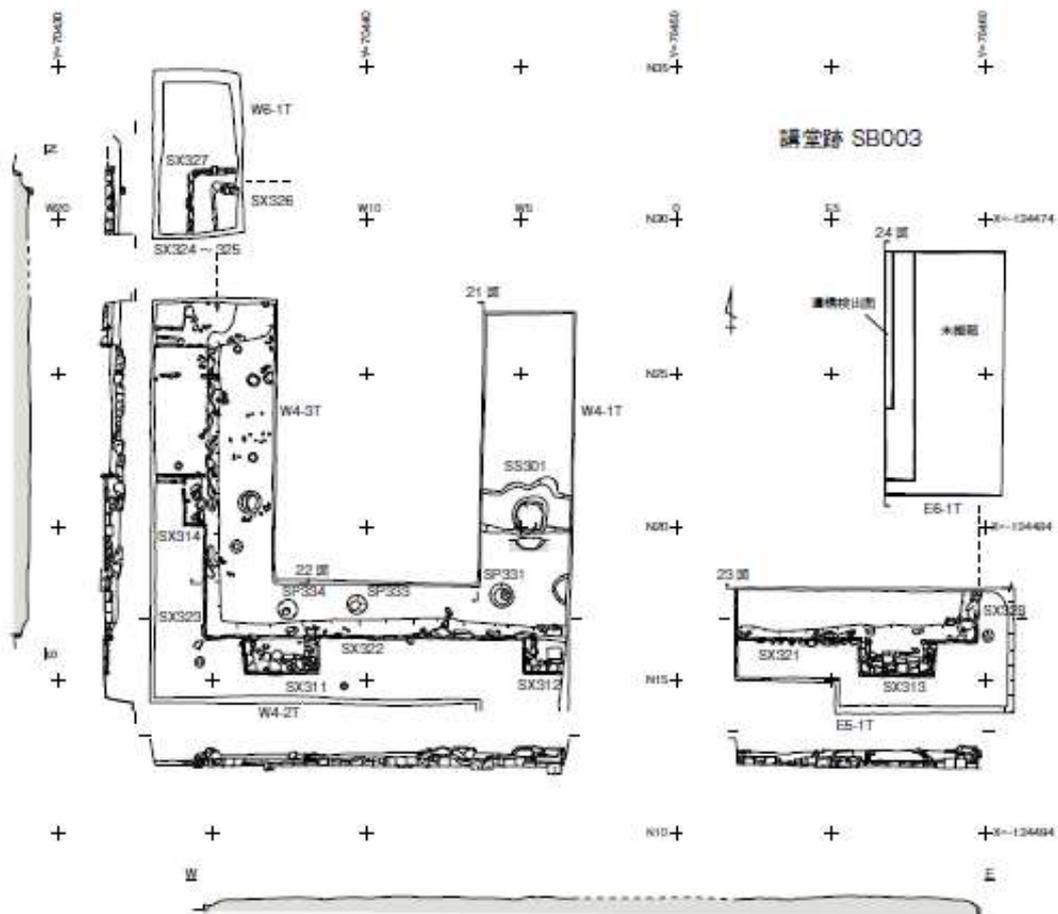


图 3-10 講堂跡 SB003 · 平面图



写真 3-1 寺町廃寺跡・全景写真



写真 3-2 寺町廃寺跡復元模型
(提供：広島県立歴史博物館蔵)



写真 3-3 金堂跡



写真 3-4 金堂跡北階段



写真 3-5 塔跡



写真 3-6 講堂跡



写真 3-7 塔心礎



写真 3-8 版築



写真 3-9 基壇外装

3) 出土遺物

寺町廃寺跡からは約 10 万点の瓦類をはじめとした多様な遺物が出土している。特に注目されるのは、いわゆる「水切り瓦」と称される、瓦当部下端に三角形の突起をもつ軒丸瓦で、寺町廃寺跡からは5型式9種の軒丸瓦が出土した。その文様様式の変化からは長期的な寺院の存続が想定される。さらに「水切り瓦」は、備後地域北部（広島県北部）を中心に安芸地域（広島県）や出雲地域（島根県）、備中地域南部（岡山県）にも出土例があり、種類の豊富さや出土量の多さから寺町廃寺跡がその中心地とみられる。

瓦類の他、土器類として唐三彩片が出土している。器種は長頸壺ちようけいの脚部から体部にかけての破片資料で、日本国内での確認例は、国家的な祭祀が執り行われていた福岡県沖ノ島遺跡おきのしまの他にない。地方寺院跡での出土は極めて異例であり、寺町廃寺跡の特殊性を物語る資料である。



写真 3-10 いわゆる「水切り瓦」



写真 3-11 唐三彩片

4) 遺構変遷

寺町廃寺跡は、これまでの発掘調査及び整理作業の結果、建設工事は7世紀第3四半期後半に始まり、中樞伽藍の整備は7世紀の間に終わったとみられ、創建後、おおよそ2回の補修を挟んで次第に衰退し廃絶した地方寺院跡と推定される。発掘調査総括報告書では、遺構の変遷を5期に分け次のとおり整理している。

I a 期：寺町廃寺跡の造営開始

寺町廃寺跡の造営が開始された時期である。発掘調査の状況から、7世紀第3四半期後半から大規模な寺地造成が行われたと推測される。各堂塔の建設順序は、軒丸瓦の出土状況をもとに金堂跡→塔跡→講堂跡の順に進んだ可能性が高い。

I b 期：中樞伽藍の完備期

寺町廃寺跡の中樞伽藍が整備された時期である。I a 期から続く堂塔の建設とこれらを囲む回廊が整備されたと考えられる。講堂跡の基壇中央に北面西回廊が取り付く状況や金堂跡に採用されている版築技術、出土遺物のうち土器の出土状況などから、中樞伽藍の完備期は7世紀第4四半期以降とみられ、8世紀前半までには降らない可能性が高い。

七堂伽藍を形成する食堂・鐘楼・経楼・僧房といった建物跡は確認されておらず、これらの造営時期などは不明である。

II 期：寺町廃寺跡の第1補修期

寺町廃寺跡の第1補修期であり、屋根瓦の差し替えに複弁の軒丸瓦F類が使用された時期

である。軒丸瓦の年代的な位置付けから、8世紀代とみられる。特に軒丸瓦F I 型式B種が利用された8世紀前半～中葉にかけて、本格的な屋根の差し替えが行われた可能性が高い。

Ⅲ期：寺町廃寺跡の第2補修期

寺町廃寺跡の第2補修期であり、屋根瓦の差し替えに軒丸瓦K類が使用された時期である。軒丸瓦の年代的な位置づけから9世紀頃とみられる。地方寺院跡が衰退していく時代の中で、長期的な寺院の存続が確認でき注目される。

Ⅳ期：寺町廃寺跡の廃絶期

寺町廃寺跡が廃絶した時期である。土器類の出土状況から、10～11世紀頃の可能性が考えられるが、周辺の遺跡の状況も踏まえた引き続きの検討が必要である。

Ⅴ期：廃絶以降の再利用

『芸藩通志』には、寺町廃寺の跡地に、「興法寺」という中世頃の寺院跡が存在したと記載があり、発掘調査の状況などから、15世紀以降に講堂の跡地を再利用した寺院が建設された可能性がある。

5) 考古学的調査のまとめ

上記の発掘調査の成果は、次のようにまとめられる。

- ・寺町廃寺跡の造営工事は7世紀第3四半期後半に始まり、中枢伽藍の整備は7世紀の間に終わったと考えられる。その後、おおよそ2回の補修を挟んで次第に衰退し、廃絶した古代の地方寺院跡である（廃絶の時期は不明）。
- ・全国60例近くある法起寺式伽藍配置をもつ寺院跡の中で、最も遺存状態が良好な寺院跡である。
- ・法隆寺の西院伽藍と同じ設計手法が、ほぼ同時期かあるいは少し早い段階から採用されており、当時の最新の技術を用いて建設された先進性の高い寺院跡。
- ・各堂塔や回廊において、基壇下部の周囲に塼を小端立てする日本で稀な事例。
- ・備後地域北部を中心に安芸や備中南部、出雲西部に分布する「水切り瓦」の中心地とみられ、国を超えた造瓦技術の伝播がうかがえる。

イ 大当瓦窯跡

大当瓦窯跡は、三次市和知町に所在する古代の窯跡である。昭和 59 年(1984) 5 月 25 日付で、寺町廃寺跡と一体として史跡に指定された。

1) 検出遺構

大当瓦窯跡では、昭和 56 年度(1981)～昭和 57 年度(1982)の各年度において磁気探査による遺構の確認を実施した(奈良国立文化財研究所(当時)に依頼)。

磁気探査の結果、地下遺構の存在を示す強い磁気異常が確認され、2 箇年に分けて発掘調査を実施した(寺町廃寺跡の第 3 次調査(=昭和 56 年度(1981)調査)、第 4 次調査(=昭和 57 年度(1982)調査)として実施)。その結果、2 基の窯跡と 11 箇所の灰原とみられる遺構を確認した。

なお、発掘調査で確認した 2 基の窯跡のうち、1 基は平窯とみられ、現存長 3.2m、焼成室・燃焼室の奥行は推定 2 m、焚口の幅は推定 1 mであった。残る 1 基は、地形的な特徴から登窯と想定される。

2) 出土遺物

大当瓦窯跡からは瓦類と土器類が出土し、^{がとうけんぎょうがま}瓦陶兼業窯の可能性もある。

特に瓦類では、寺町廃寺跡の出土例と同範関係にある軒丸瓦や鬼瓦が出土したため、大当瓦窯跡は寺町廃寺跡の瓦を焼成した窯跡である。昭和年間の調査では、寺町廃寺跡の創建瓦が出土していないこと、また鬼瓦の文様が平安期頃に位置づけられたため、寺町廃寺跡の補修に伴う窯跡とみられた。しかし、近年の平瓦や丸瓦を含めた検討によって、寺町廃寺跡の創建期から操業していた可能性があり注目される。

3) 考古学的調査のまとめ

大当瓦窯跡は、寺町廃寺跡に瓦を供給した窯跡であり、近年では寺町廃寺跡の創建期から操業した可能性も想定される。さらに遺物の比較から^{みい}三井Ⅱ遺跡(島根県出雲市)との関係も指摘されており、寺町廃寺跡を検討する上で欠かせない遺跡である。



写真 3-12 大当瓦窯跡



写真 3-13 大当瓦窯跡の古代瓦

ウ 史料の調査

1) 『日本霊異記』上巻7縁「三谷寺」との関係

『日本霊異記』(正式名:『日本国現報善悪霊異記』)とは、我が国最古の仏教説話集である。上巻7縁には、白村江の戦い(663年)から無事に帰還した備後国三谷郡の大領の先祖が、百濟僧弘済とともに「三谷寺」を建立したとの記載がある。この「三谷寺」に、寺町廃寺跡が比定されている。

資料1 『日本霊異記』上巻7縁 書き下し文

亀の命を贖ひ生を放ちて現報を得亀に助らるる縁 第七

禅師弘済は、百濟国の人なり。百濟の乱の時に当りて、備後国三谷郡の大領の先祖、百濟を救はむが為に軍旅に遣さるる時に、誓願を發して言さく「もし平に還来らば、諸の神祇の為に伽藍を造立て多諸くの寺を起らむ」とまうす。

遂に災難を免れ、すなはち禅師を請へて相共に還来り三谷寺を造る。其の禅師の伽藍と諸の寺とを造立てたる所以なり。道俗観て、共に為に欽敬ふ。禅師尊き像を造らむが為に、京に上り財を売る。既に金と丹との等き物を買得て、難破の津に還到る。時に海の辺の人大なる亀四口を売る。禅師人に勸へて買ひて放たしむ。すなはち人の舟を借り、童子二人を将て共に乗りて海を渡る。日晩れ夜深けて舟人欲を起し、備前の骨嶋の辺に行到りて、童子等を取りて海の中に擲入る。然うして後に禅師に告げて云はく「速に海に入るべし」といふ。師教化ふといへども賊なほ許さず。茲に願を發して海の中に入る。水腰に及ぶ時に石を以ちて脚に当つ。其の暁に見れば、亀負へり。其の備中の浦にして、海の辺に其の亀、三領きて去る。是れ放てる亀の恩を報ゆるかと疑ふ。

時に賊等六人、其の寺に金と丹とを売る。壇越まづ量るに価を過ゆ。禅師後に出でて見れば、賊等忙然しくして退進を知らず。禅師憐愍びて刑罰を加へず。仏を造り塔を嚴り、供養し已りぬ。後に海の辺に住みて往き来る人を化ふ。春秋八十有余のとしに卒ぬ。畜生すらなほ恩を忘れず、返りて恩を報ゆ。何にいはむや、人にして恩を忘れむや。

(出雲路修 1996 『日本霊異記』 新日本古典文学大系 30 岩波書店 を一部改変して引用)

2) 『芸藩通志』からみた寺町廃寺跡

文政年間(1818~1830)にかけて、広島藩士の頼杏坪^{らいきょうへい}らが編纂した『芸藩通志』巻113・114では、寺町廃寺跡に関わる記述が登場し、次の2つの内容が記載されている。

- ①三谷郡向江田村には古より七堂伽藍をもつ興法寺があり、中世には在地領主の江田氏が祈願所としたが、毛利元就によって江田氏が滅ぼされた際に焼失。
- ②その跡地には塔心礎^{しゃりこ}が露出しており、舍利孔^{こんごうすい}には金剛水が溜まっている。

上記の内容からは、少なくとも江戸時代には、人々の間で備後地域北部における寺院跡の存在が認識されていたこと、現在でも地表に露出する塔心礎は、当時から今と同じ状態であったとわかる。これらは、寺町廃寺跡の存在を記した最も古い文章とみられる。

(2) まとめ

発掘調査の結果、遺構では畿内地域や百済地域（朝鮮半島南西部）との関係が、また遺物では畿内地域や備中地域南部（岡山県）との関係が捉えられ、寺町廃寺跡の造営には様々な地域とのつながりが確認された。さらに遺物のうち「水切り瓦」の分布からは、寺院造営後（8世紀以降）における安芸地域（広島県）や出雲地域（島根県）、備中地域南部（岡山県）との関係が捉えられ、寺町廃寺跡の造営から廃絶までの間には様々な地域との関係が確認できる。

発掘調査で確認できたこうした状況の背景には、寺院造営者や寺院造営に携わった人々の活動が想定され、この点について寺町廃寺跡は、『日本霊異記』との関係からその活動を詳細に復元できる可能性がある。まず上巻7縁の導入部分には、三谷郡大領の先祖が百済僧弘済とともに「三谷寺」を建立したとの記載があり、この内容には発掘調査で確認した百済地域とのつながりが関係した可能性がある。さらに禅師弘済が仏像の材料を求めて都に行ったことが描かれるが、畿内地域とのつながりがこれに関係するのかもしれない。また禅師弘済が「三谷寺」の他に各地の寺院造営に携わったと推定されるが、「水切り瓦」の分布はこういった内容に関係する可能性もある。

全国の多くの古代地方寺院跡では、寺町廃寺跡のように他地域との関係がうかがえる寺院跡は確かに多い。しかし、寺院建立の経緯や経過に関する文献史料がないために寺院造営者や僧侶の動きまでは検討し難い。これに対して寺町廃寺跡は、発掘調査の成果を、考古学・歴史学・建築史学といった様々な研究分野からアプローチすることで、他地域との関係が詳細に検討できる可能性がある。さらに『日本霊異記』との関係からは、地方寺院跡であり明らかにされてこなかった「人（＝造営者）の動き」までもが検討できる可能性もある。

この点は、寺町廃寺跡の1つの歴史的・文化的価値といえ、発掘調査で明らかにされた遺跡の内容と『日本霊異記』の記述とに関係性がみられる全国的に稀有な寺院跡として、仏教文化が地方に広まった時代の地域史を解明する上で極めて重要な遺跡である（『史跡寺町廃寺跡 - 推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書 - 』「第8章 総括 第6節 寺町廃寺跡の価値」から一部内容を抜粋・改変して記載）。

第2節 史跡の価値

1 史跡寺町廃寺跡の価値（本質的価値）

（1）史跡指定地における文化財の価値

史跡の本質的価値とは、「史跡の指定に値する枢要の価値」であり、その全容は指定説明文において明示されている。

史跡の保存・活用の原点となるのは、当該史跡が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。なお、史跡寺町廃寺跡の本質的価値については、令和6年(2024)3月策定の『保存活用計画』の中ですでに整理したところである。策定期間中を含め、その後に発掘調査等を実施しているわけではないので、基本的には『保存活用計画』の内容に準拠することが適当である。

したがって、指定説明文に立脚するとともに、『保存活用計画』の内容を踏まえると、史跡寺町廃寺跡の価値（本質的価値）は、大枠となる1つの主要事項に、これを裏付ける5つの特徴を合わせて次のとおり明示する。

<主要事項>：古代の仏教文化のあり方を考えていくうえで欠くことのできない史跡

寺町廃寺跡は古代の地方寺院跡であり、大当瓦窯跡と一体となって特殊な歴史空間を形成し、仏教文化のあり方を考えていくうえで欠くことのできない史跡である。

【寺町廃寺跡の5つの特徴】

特徴① 残存状況が良好な法起寺式伽藍配置が確認された全国的に稀な寺院跡

寺町廃寺跡は、全国に60例（広義のものも含む）近くある法起寺式伽藍配置をもつ寺院跡のなかで、遺存状態が最も良好な寺院跡であり、設計手法の詳細が検討できる。

特徴② 「水切り瓦」の分布から、中国地方の拠点的な役割を果たしたとみられる寺院跡

寺町廃寺跡は、備後地域北部（広島県北部）を中心に安芸地域（広島県）や出雲地域（島根県）、備中地域南部（岡山県）にも分布する「水切り瓦」の中心地とみられる。

特徴③ 基壇下部の周囲に塼を小端立てする日本では珍しい事例

各堂塔や回廊の基壇下部の周囲に塼を小端立てする手法は、日本では珍しい事例である。

特徴④ 文献史料の内容と発掘調査の内容とに関係性がみられ、古代における地方寺院の建立経緯の一端がうかがえる特殊な寺院跡

寺町廃寺跡は、発掘調査の成果から、我が国最古の仏教説話集『日本霊異記』所載の百済の禪師弘済が建立した「三谷寺」に比定される可能性が高い。『日本霊異記』には、「三谷寺」の建立者である三谷郡大領の先祖が発した誓願が描かれる。この内容からは、「三谷寺」が建立氏族の素性がうかがえる地方寺院とも考えられ、注目される。

特徴⑤ 特定の寺院跡への瓦供給が明らかとなった瓦窯跡

発掘調査の結果、大当瓦窯跡は、寺町廃寺跡に瓦を供給していた瓦窯である。特定の寺院への瓦供給が明らかとなった瓦窯跡として注目される。

2 構成要素の特定

(1) 構成要素の対象と範囲

史跡寺町廃寺跡に関する諸要素（対象），及び範囲に関わる区分を次のように設定する。
 …『保存活用計画』の記載を整理・要約・加筆

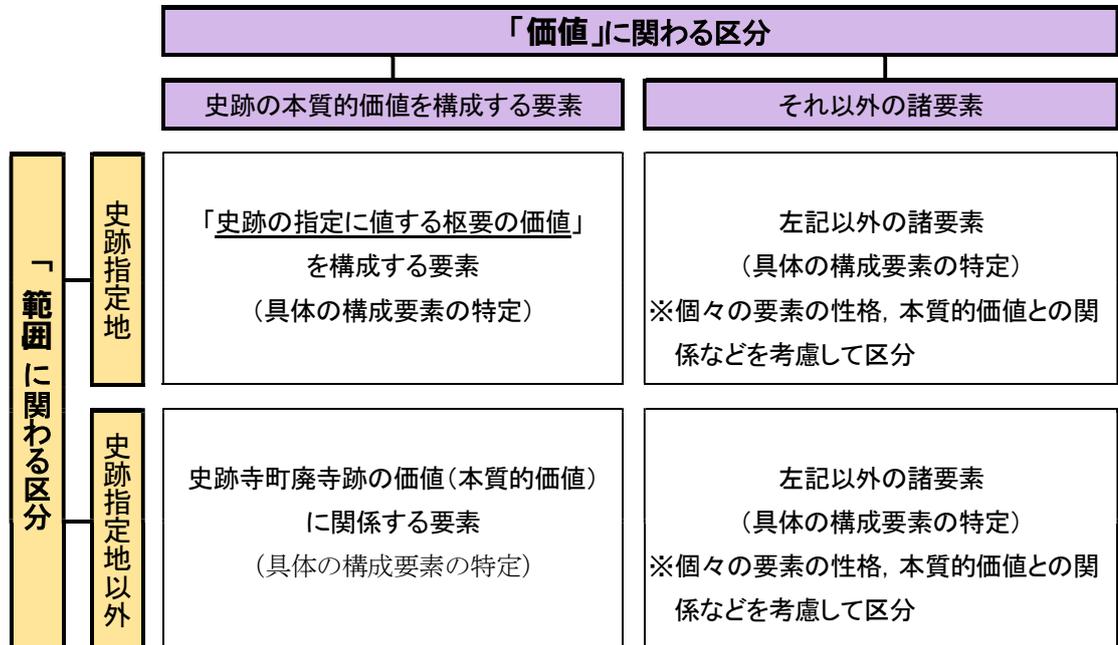


図 3-11 構成要素の特定の考え方（2つの軸）

(2) 構成要素の特定

構成要素の対象と範囲の区分をもとに，史跡指定地の構成要素を特定する。なお，史跡指定地のうち，史跡整備の計画対象地となるのは寺町廃寺跡である。

また，史跡指定地以外は，史跡指定地周辺（主として寺町地区），和田地区，市域（和田地区以外）の3つに分けて本計画に関する構成要素を特定する。

表 3-2 構成要素の特定（史跡指定地）

区分	A 史跡の本質的価値を 構成する要素	「史跡の本質的価値を構成する要素(A)」以外の諸要素			
		B 歴史的環境・資源を 構成する要素	C 自然・田園環境(景 観)を構成する要素	D 史跡の保存・活用に 資する要素	E その他の要素 (A～D以外)
史跡指定地	<p>寺町廃寺跡</p> <p><遺構> ○金堂跡 ○塔跡 ○講堂跡 ○回廊跡 ○燈籠遺構（金堂基壇より南に位置） ○塔心礎（地表面に露出）</p> <p><指定地内に遺存する遺物：遺構と一体となって価値を形成：以下同様> ○瓦類 ○土器類</p>	<p>○塔心礎上部の石造物 ○棚田跡</p> <p><遺物（現地外で収蔵又は展示）> ※遺構と関連して価値を形成：以下同様 ○瓦類 ○土器類 ○金属製品 ※旧三次市立仁賀小学校で収蔵 ※広島県立歴史民俗資料館で一部展示</p>	<p>○地形（旧農地，法面） ○湧水・流れ ○草本（土留め，草花…修景） ※従前の土地利用は農地が中心であったが，公有化により地目を公園に変更</p>	<p><主として管理に資する要素> ○史跡標識 ○説明板 ○名称表示板 ○雨水排水施設</p> <p><主として活用に資する要素> ○園路・広場 ○誘導標識</p>	<p>○ブロック擁壁 ○草本（雑草：草刈りの対象）</p>
	<p>大当瓦窯跡</p> <p><遺構> ○窯跡</p> <p><遺物（指定地内に遺存）> ○瓦類 ○土器類</p>	<p>○斜面状の地形</p> <p><遺物> ○瓦類 ○土器類 ※旧三次市立仁賀小学校で収蔵 ※荒神谷博物館（出雲市）で展示（軒丸瓦：1点）</p>	<p>○地形 ○山林 ○流れ</p>	<p>○説明板 ○案内板 ○園路・広場 ○ベンチなど（手づくり） ○誘導標識</p>	<p>○山道 ○雨水排水施設（U字側溝）…山道沿い ○円筒形コンクリート製品</p>

表 3-3 構成要素の特定（史跡指定地外）

区分	A'	「史跡の本質的価値を構成する要素(A)」以外の諸要素				
	史跡寺町廃寺跡の価値（本質的価値）に関係する要素	B 歴史的環境・資源を構成する要素	C 自然・田園環境(景観)を構成する要素	D 史跡の保存・活用に関する要素	E その他の要素(A'～D以外)	
史跡指定地外	史跡指定地周辺	※未確認	○堂宇（寺町廃寺跡の入口付近）	○田園 ・環境・景観 ○山地・山林	○史跡へのアクセス ・市道 ○誘導標識（老朽化） ○案内板（三良坂中学校生徒の製作・設置）	○左記以外の市道など ○農家住宅など
	和田地区（上記以外）	上山手廃寺跡 <遺構> ○金堂跡 ○講堂跡 <遺物> ○瓦類 ○土器類 ○金属製品	○埋蔵文化財 ・陣山墳墓群（国史跡） ・寺町古城跡 ・大鳴北古墳 群 ・福正寺北遺跡 ・上大縄古墳 ・下の割遺跡 ・向江田中山遺跡 ・集落跡（古代～近世） ・その他埋蔵文化財	○田園集落 ・環境, 景観 ○河川 ・馬洗川 ・馬洗川の支流 : 国兼川 ※文化財のネットワークづくり（周遊ルート）の中で活用を検討	○和田コミュニティセンター（活動拠点） ○史跡へのアクセス・周遊ルート（道路等） ・県道 431 号（和知塩町線） ・備北広域農道 ・市道 ○JR 芸備線 ・下和知駅（大当瓦窯跡の西側約 300 m） ○バス停：下和知駅前（備北交通・三城線：三次駅前～庄原駅） ○案内板	(対象外)
	市域（和田地区以外）	※未確認	○寺院遺構 ・寺戸廃寺跡 ・吉寺廃寺跡（県史跡） ○本史跡とのネットワーク的な活用を目指す主要文化財 ・国指定史跡 ・県指定史跡 ・市指定史跡 など	※文化財のネットワークづくり（周遊ルート）の中で自然環境の活用を検討	○広島県立歴史民俗資料館（みよし風土記の丘ミュージアム） ○歴史民俗資料館など（三次市, 吉舎, 三良坂, 三和） ○周遊ルートに関わる道路・交通	(対象外)

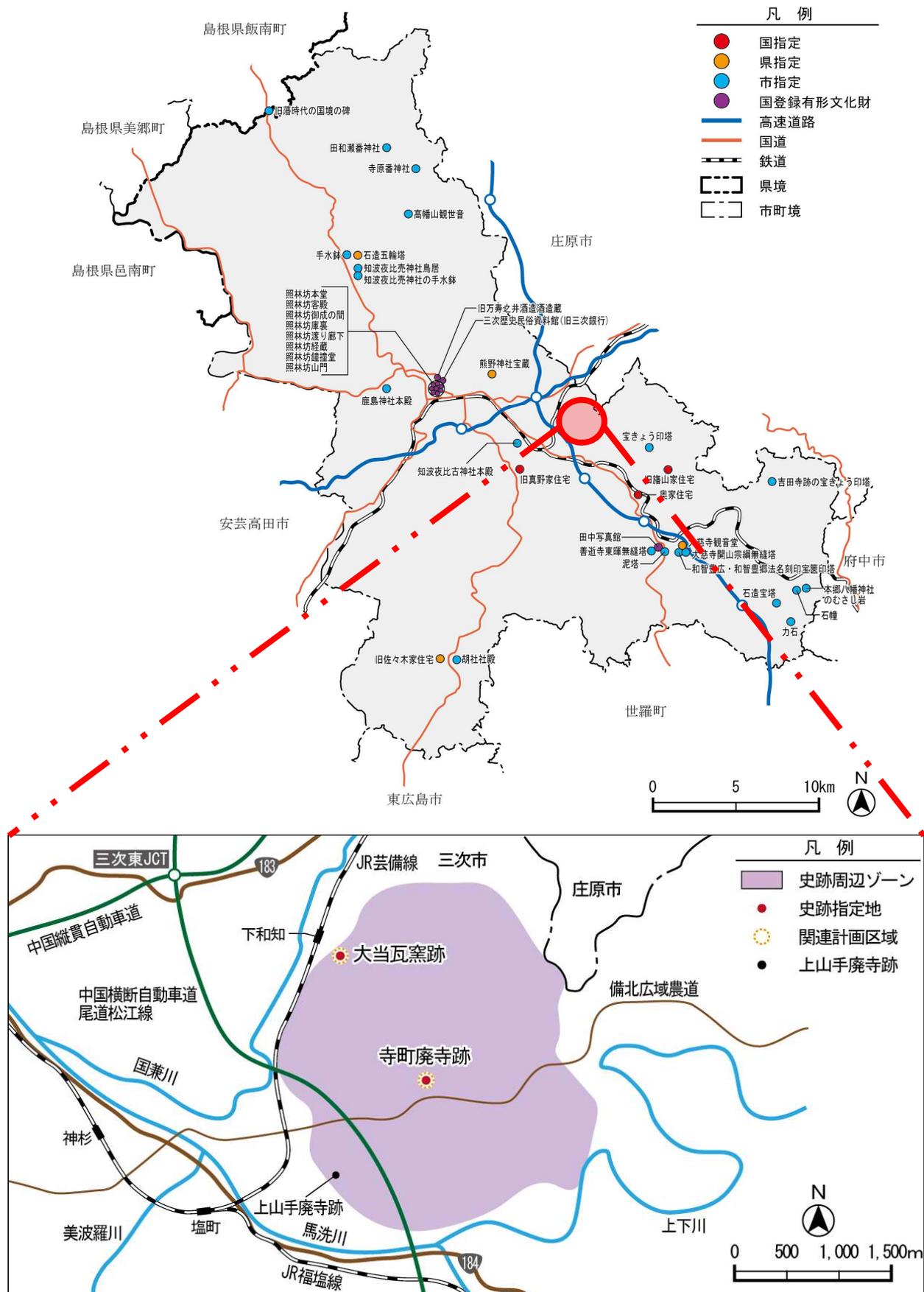


図 3-12 史跡周辺の状況

第3節 史跡寺町廃寺跡の保存・活用の状況

1 史跡の維持管理及び保存の状況

(1) 土地所有の状況

史跡指定範囲の土地は、その全てが公有地となっている。

【寺町廃寺跡】

三次市が9,679.02 m²を所有しており、地目として公園、里道・水路となっている。史跡指定地の土地利用を地目でみると、寺町廃寺跡は、全体面積の大半（95.7%）を公園が占めており、その他は里道・水路である。

【大当瓦窯跡】

三次市が4,196.13 m²を所有し、地目として公園、里道・水路となっている。全体面積の大半（97.8%）を公園が占めており、その他は里道・水路である。

(2) 史跡寺町廃寺跡の維持管理

【寺町廃寺跡】

寺町廃寺跡の指定地は、三次盆地の東側、馬洗川と国兼川にはさまれた丘陵地の狭い谷間の南斜面に位置する。史跡指定地は、旧耕作の様子がうかがえる棚田の形状を残した草地などからなり、史跡指定地周辺には田畑が広がり、さらに山際は樹木で覆われた環境にある。元々水田地帯であったため、ミミズなどを餌とする野生動物（イノシシ、シカ）が地面を掘り起こすことによる遺構への影響が近年顕著となっている。また、雑草の成長が早く、眺望景観が制約されやすい面もあり、年間を通じた環境整備が求められる。指定地の一部では、過去に法面が崩落した箇所があり、近年の未曾有の豪雨に伴う雨水の流れ込みによる遺構への影響が懸念される状況にある。

史跡指定地の維持管理は市教委が中心となって担っている。日常の維持管理については、市内業者への業務の委託や、地元住民からの協力を得ながら年2回の環境整備を行っている。また、野生動物の被害や豪雨被害に関しては、被害の拡大を防ぐため、地元住民とも連携し適切な対応に努めている。

【大当瓦窯跡】

史跡指定地は、旧耕作の様子がうかがえる棚田の形状を残した草地等となり、周辺には田畑が広がり、さらに山際は樹木で覆われた環境にある。元々水田地帯であったため、野生動物（イノシシ、シカ）が地面を掘り起こすことによる遺構への影響が今後懸念される。

史跡指定地の維持管理は市教委が中心となって担っている。日常の維持管理については、地域活動団体に委託しながら年間を通じた環境整備に努めている。

(3) 主として保存（保存管理）に関わる施設整備

【寺町廃寺跡】

保存施設としては、標識（史跡標柱）や境界標、説明板を段階的に整備してきた。過去、寺町廃寺跡においては、雨水の流れ込みに伴う地盤の弱体化から史跡指定地東南側の法面が崩落した経緯がある。これまでの豪雨などによる遺構への影響・被害及び史跡指定地内への流量等を確認・検証し、史跡の保存（活用）のための防災・防犯・安全対策に重点的に努める必要がある。

【大当瓦窯跡】

保存施設としては、境界標や説明板を段階的に整備してきた。

2 活用の現状

(1) 史跡の活用に関わる主な取り組み

ア 利用環境の整備

主要な動線沿いには、誘導標識や案内板を整備しており、さらに史跡指定地内には、地元の住民自治組織と連携しながら、説明板を設置している。

イ パンフレットの作成と配布

主なソフト面の活用として、史跡の内容をまとめたパンフレットを作成し、指定地内に設置したポストにて来訪者への配布を行っている。

ウ 企画展、シンポジウム、説明会などの開催

近年の大きな動向として、令和4年度(2022)に広島県立歴史民俗資料館（みよし風土記の丘ミュージウム）との共催で特別企画展「国史跡 寺町廃寺跡とその時代 - 備北に仏の華ひらく -」を開催した。さらに関連事業として、市教委主催で『史跡寺町廃寺跡 - 推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書 - 』刊行記念シンポジウム「史跡寺町廃寺跡（推定三谷寺）を語る」を実施した。

この他、現地説明会や講演会をはじめとして、市内各所での出前講座を開催することによって市民への普及・啓発に努めているほか、市外での講演会等に参加し講演を行っている。

エ 学校教育における史跡の活用

教育面としては、市立小学校と連携した出前講座の実施、発掘調査などの現地見学を実施している。



写真 3-14 シンポジウム開催状況



写真 3-15 発掘調査体験



写真 3-16 出前授業

表 3-4 史跡寺町廃寺跡に係る近年の発行物

年度	内容
H11(1999)	・史跡寺町廃寺跡 案内パンフレットの作成
H29(2017)	・三次市文化財マップの作成
R1(2019)	・史跡寺町廃寺跡 案内パンフレットの増刷
R3(2021)	・『史跡寺町廃寺跡 - 推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書 - 』刊行 (300部)
R4(2022)	・『史跡寺町廃寺跡 - 推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書 - 』増刷 (200部)
R5(2023)	・『史跡寺町廃寺跡 - 推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書 - 』刊行記念シンポジウム「史跡寺町廃寺跡を語る」記録集 (200部) ・三次の文化財8『国史跡寺町廃寺跡とその時代』(8,000部) ・『史跡寺町廃寺跡保存活用計画』(300部)

表 3-5 近年における市主催又は共催のイベント

(1/2)

年度	内 容
H27 (2015)	<p>【講演会等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会：タイムスリップ「寺町廃寺」〔8月1日〕 主催：和田自治連合会 共催：和田郷土史会，市教委
H29 (2017)	<p>【市立小学校との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「寺町廃寺跡～大当瓦窯跡 古道の探索」(市立和田小学校，和田自治連合会，市教委)
H30 (2018)	<p>【現地説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡寺町廃寺跡第5次発掘調査現地説明会〔11月25日〕(参加者：約80人) <p>【講演会等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次の歴史を探る「古墳から寺院へ」〔3月10日〕(参加者：約110人) 主催：三次市教育委員会，共催：三次地方史研究会 講師：花谷浩(出雲弥生の森博物館館長)，濱岡大輔(NPO法人広島文化財センター)， 藤川翔(市教委文化と学びの課主事) <p>【市立小学校との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5次発掘調査現地見学 → 三次市立和田小学校 ・出前授業「史跡寺町廃寺跡について」 → 三次市立和田小学校
R1 (2019)	<p>【現地説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡寺町廃寺跡第6次発掘調査現地説明会〔6月9日〕(参加者：約110人) ・史跡寺町廃寺跡第7次発掘調査現地説明会〔11月23日〕(参加者：約140人) <p>【市立小学校との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6次発掘調査現地見学 →三次市立和田小学校，三次市立川西小学校，三次市立みらさか小学校
R2 (2020)	<p>【現地説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡寺町廃寺跡第8次発掘調査現地説明会〔10月25日〕(参加者：約140人) <p>【講演会等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県立歴史博物館公開講座「史跡寺町廃寺跡の新たな事実」〔12月12日〕 (主催：芸備友の会) 講師：藤川翔(市教委文化と学びの課主任主事)
R3 (2021)	<p>【講演会等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会「辛上廃寺跡 - 奈良・平安時代の吉野ヶ里 - 」〔10月10日〕(主催：佐賀県) 講演2「広島県三次市寺町廃寺跡の調査」 講師：藤川翔(市教委文化と学びの課主任主事) <p>【市立小学校との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前授業「史跡寺町廃寺跡について」 → 三次市立和田小学校
R4 (2022)	<p>【イベント関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋の特別企画展「国史跡寺町廃寺跡とその時代 - 備北に仏の華ひらく - 」(来場者：約2,000人) 期間：10月7日(金)～11月27日(日) 主催：みよし風土記の丘ミュージアム(広島県立歴史民俗資料館) 共催：市教委 ・『史跡寺町廃寺跡 - 推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書 - 』 刊行記念シンポジウム「史跡寺町廃寺跡(推定三谷寺)を語る」(参加者：約200人) 主催：市教委 日時：11月19日(土) 10:00～15:00 協力：広島県立歴史民俗資料館(みよし風土記の丘ミュージアム)，三次地方史研究会 講師：松下正司(比治山大学名誉教授)，亀田修一(岡山理科大学特任教授)， 花谷浩(出雲弥生の森博物館館長)，加藤光臣(三次市文化財保護委員会委員長)， 西別府元日(広島大学名誉教授)，藤田盟児(奈良女子大学教授)， 藤川翔(市教委文化と学びの課主任主事)

表 3-5 近年における市主催又は共催のイベント

(2/2)

年度	内 容
R4 (2022)	<p>【講演会等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座「史跡寺町廃寺跡の発掘調査について」〔8月24日〕（主催：甲奴郷土史会） 講師：藤川翔（市教委文化と学びの課主任主事） ・ 考古学研究会 岡山10月例会「広島県三次市寺町廃寺跡の発掘調査成果」〔10月22日〕（主催：考古学研究会）講師：藤川翔（市教委文化と学びの課主任主事） ・ 秋の特別企画展「国史跡寺町廃寺跡とその時代 - 備北に仏の華ひらく -」 記念講演会「国史跡 寺町廃寺跡報告会」〔10月22日〕 講師：藤川翔（市教委文化と学びの課主任主事） <p>【市立小学校との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前授業「史跡寺町廃寺跡について」 → 三次市立和田小学校 ・ 出前授業「史跡寺町廃寺跡とその時代」 → 三次市立みらさか小学校
R5 (2023)	<p>【講演会等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三次市生涯学習事業「みよしの歴史を探る 寺町廃寺跡の古互が語るもの」（来場者：100人）、 日時：11月25日（土）13：00～15：15、講師：松下正司氏、西別府元日氏 ・ 「古代出雲文化フォーラムXI 古代出雲と備後」島根大学主催、講師：藤川翔 ・ 出前講座「史跡寺町廃寺跡とその時代」→和田コミュニティセンター、青河コミュニティセンター <p>【市立小学校との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前授業「史跡寺町廃寺跡について」 → 三次市立和田小学校 ・ 出前授業「史跡寺町廃寺跡とその時代」 → 三次市立みらさか小学校

（2）史跡の活用に係る現状課題と今後の方向性

史跡の活用に係る現状及び近年の歴史文化や観光の動き（文化財保護法の改正、体験型観光・歴史の追体験へのニーズ、外国人観光客の増加）を踏まえると、史跡の活用に係る課題及び今後の方向性としては次のとおりである。

ア 史跡寺町廃寺跡をはじめとした歴史文化の啓発及びPR・情報発信

- 価値や魅力を啓発及びPRするイベントの実施に努める必要がある。
- 史跡の価値と特色を広く伝え、多くの人々の理解や関心を高めるため、DXの観点のもとにICT（情報通信技術）の活用を検討するなど、多様な手段・媒体を活用しながら、関係する歴史文化、その他地域情報を含めたPR・情報発信に努める必要がある。

イ 先端技術を取り入れた文化財や歴史文化の活用の展開

- AR・VR^{※6}といった先端技術（ICTなど）を活用しながら、あたかもそこに復元されたかのように体感させることで、限りある財源の中で効果的な歴史文化の活用を検討する。

※6 AR・VR

AR(拡張現実: Augmented Reality の略)は、スマートフォンなどを通し、目で見ている光景にCG映像などが合成され、あたかも実存するように見える技術。

VR(仮想現実: virtual reality の略)は、ヘッドセットというゴーグルのようなものを装着することで視覚的に現実世界を遮断し、デジタル上に再現された仮想空間を、まるでその場にいるように体感できる技術。

ウ 文化財や歴史文化を活かした社会教育・学校教育の充実

○史跡寺町廃寺跡をはじめとした市内の文化財を広く市民が学び・体感し、文化財や地域への親しみや郷土愛、誇りを醸成していけるよう、学校教育や社会教育における文化財や歴史文化を活かした取組のより一層の充実を図る必要がある。

エ 文化財や歴史文化を活かした観光・交流の展開

○文化財や歴史文化を観光・交流の資源として活かし、地域の活性化につなぐ必要がある。本史跡を広くPRし、多くの人々が訪れたり、学んだりしたくなるような条件を高める活動が期待される。(例：市民などの発案を求めつつ、ロゴマークの作成を検討するなど)

(3) 史跡の整備に係る地元の意見

史跡の整備に関わる地元の意見としては、次のとおりである。

ア 和田まちづくりビジョン

和田自治連合会では、「みんなが住みたくなるまち 自慢できるまち 持続するまち」をデザインすることを目的として、今後10年間のまちづくりの指針として、「和田まちづくりビジョン2017」が策定されている。

わだまちづくりビジョンのまとめとして、次の5つの方向性が示されている。

- ① 持続するまち「ずっと続く、未来へつながる」
- ② 活力のあるまち「げんきいっぱい、にぎやか」
- ③ みんなが愛されるまち「みんな大好き！」
- ④ 自慢のできるまち「やっぱりいちばん！」
- ⑤ つながり集うまち「みんななかよく一緒に」

上記のうち、史跡寺町廃寺跡は、③みんなが愛されるまち：「和田のたから探し・たから磨き」に係る内容として取り上げられている。

イ 地元からの要望書（平成27年度(2015)）

平成27年度(2015)に三次市主催で実施したまちづくりトークにおいて、和田自治連合会から寺町廃寺跡の整備に関わる要望書が提出された。本要望書の内容では、指定地外への雨水の流れ込みに伴い近隣住民の生活に影響が出ていることから、指定地内の排水処理の整備について要望があった。

ウ 史跡整備にあたる地元説明会（平成 30 年(2018)）での意見

史跡整備にあたる事業説明会を平成 30 年(2018) 1 月 30 日に実施しており、その際の意見を箇条書きにすると次のとおりとなる。

- ・本格的に整備が始まるということで、和田地区として大変期待している。
- ・地元（和田地域）としても、整備後にどのように活用していくのかを考える必要がある。
- ・豪雨の際に、指定地外の市道に水が流れ込み危険な部分があるので、水路整備はしっかりと行ってもらいたい。
- ・見学者のためにも環境整備を充分にしてもらいたい。
- ・寺町廃寺跡の指定地東側が高く、西側の田畑に雨水が流れ込む。排水処理の問題は重要である。
- ・少ないながらも来訪者がおり、危険な部分の環境整備は充分にやるべき。
- ・地域に密着した整備を進めてもらいたい。
- ・平成 6 年度(1994)に策定されている整備基本計画について、活かせる部分は内容を活かしてもらいたい。
- ・国史跡であるので、国や県の補助金等を有効的に活用してもらいたい。
- ・学校の授業で活用したり、地域住民がガイドしながら案内したりするなど、市教委だけで考えるのではなく、地域での活用を見通して、地域住民の考えも取り入れながら整備を考えてもらいたい。
- ・目的には、地域のまちづくりや教育への活用という視点が大事である。

現状の具体的な課題としては、まず排水処理が挙げられている。この点は近隣住民の生活にも影響が出ており、来訪者が安全・安心に見学できる環境整備が意見として寄せられている。また、史跡の活用においては、市教委だけでなく、地元としての取組を考える必要があるといった意見が寄せられている。

エ 発掘調査（平成 30 年(2018)～令和 2 年(2020)）に伴う寺町常会への説明会での意見

発掘調査と合わせて、整備に関わる内容として次のとおり意見があった。

- ・指定地内の水路が塞がって近隣住家に雨水が流れ込んでいる。調査よりも水路の整備を優先できないのか。
- ・指定地外への駐車場建設によって生活道が塞がれると生活に困る。

第4節 史跡寺町廃寺跡の整備課題

1 『保存活用計画』で設定した整備の課題

『保存活用計画』においては、史跡を構成する2つの遺跡のうち、本格的な史跡整備を目指す寺町廃寺跡を中心に検討を行い課題について整理した。本計画においても、基本的には『保存活用計画』の内容に準拠し、史跡整備を目指す寺町廃寺跡を中心に整備に向けた課題を整理する。

まず、『保存活用計画』では整備の課題を次のように設定している。

【主として史跡の保存のための整備】

- 「史跡指定地及びその周辺の防災対策」の必要性
- 「野生動物による被害対策」の必要性
- 「保存施設の整備・更新」の必要性
- 「文化財保護（史跡指定地）の状況の点検・検証」の必要性

【主として史跡の活用のための整備】

- 「遺構の表現」の必要性
- 「アクセスの整備・充実」の必要性
- 「安全で人にやさしい環境づくり」の必要性
- 「史跡周辺を含めた周遊ルートの検討と案内表示板の整備・充実」の必要性
- 「便益施設の整備」の必要性
- 「ガイダンス機能の確保・充実」の必要性
- 「ICT（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備」の必要性
- 「AR・VRといった先端技術を活用した特色のある史跡整備」の必要性

2 整備課題としての再整理と検討事項の設定

次に、『保存活用計画』で示している史跡の現状と課題を踏まえつつ、計画地となる寺町廃寺跡の現状や整備に係る課題を考慮し、史跡の保存・活用の観点から具体的な整備課題を再整理するとともに、検討事項を次のとおり設定する。

【主として史跡の保存のための整備】

① 「調査研究」の必要性

○必要に応じて整備のための発掘調査の実施について検討する必要がある。

② 「史跡を保存する環境の確保・整備」の必要性

○埋蔵遺構の毀損、衰亡の原因となる環境の諸条件を制御するものとして、遺構面を被覆する盛土や水環境を制御する排水施設の整備等がある。寺町廃寺跡の史跡指定地は一部が土砂災害警戒区域に指定されており、近年の急激な気候変動に耐えうる排水施設の整備は最重要課題として検討する必要がある。また、野生動物による被害状況も踏まえ、遺構を養生する盛土等といった地上及び地下遺構を確実に保存するための対策を検討する必要がある。

③ 「防災・安全対策」の必要性

○史跡の保存（保存管理）や利用者の安全確保、さらには近隣住民の安心のため、防災（土砂災害等）対策や立入・転落防止柵などの整備、管理用通路の整備を検討する必要がある。

○特に防災対策について、寺町廃寺跡の史跡指定地は棚田形状となっており、過去に法面が崩落した箇所や崩落の恐れがある部分については、安全対策を十分に検討する必要がある。

④「保存施設の整備」の必要性

○史跡として必要な標識（史跡標柱）や説明板、境界標の整備を計画的・段階的に進めるとともに、その他の保存施設（囲い・管理用通路）の必要性や整備を検討する必要がある。

⑤「史跡の毀損への対応」の必要性

○寺町廃寺跡の価値（本質的価値）を構成する要素が災害、劣化・風化等で毀損した場合には、適切かつ迅速に対応できるようにする必要がある。

○本内容については、大当瓦窯跡も同様とする。

【主として史跡の活用のための整備】

⑥「遺構表現の検討」の必要性

○寺町廃寺跡では、寺院を構成する各建物跡（金堂・塔・講堂）について、いわゆる「基壇」と呼ばれる建物の土台部分を確認している。こうした建物遺構について、整備後の維持管理や費用対効果を考慮し、市の財政状況を踏まえた遺構表現の手段・方法を検討する必要がある。

○遺構表現に関わる説明板については、来訪者が理解しやすく、視覚的にもイメージしやすいものの整備に努める必要がある。

⑦「眺望・景観を活かした整備」の必要性

○寺町廃寺跡の史跡指定地北側の小高い平坦地からは、指定地全体を中心に、周辺の田園風景を一望でき、この特徴を活かした整備に努める必要がある。

⑧「AR・VRといった先端技術を活用した特色のある整備」の必要性

○幅広い世代の興味・関心を惹きつけるため、AR・VRといった先端技術を活用した特色のある史跡整備を検討する必要がある。

○市の教育環境を踏まえ、子どもの利用を促進するために、学校と連携した取組を検討する必要がある。

⑨「安全で人にやさしい環境づくり」の必要性

○傾斜地（主に指定地南側の正面入口）対策をはじめ、来訪者が安全・安心に見学できる動線・安全対策（例：注意札、転落防止柵等）の検討が必要である。

⑩「史跡周辺を含めた周遊ルートの検討と案内表示板の整備・充実」の必要性

○史跡指定地だけでなく周辺を含めた周遊ルートの設定や案内板・説明板、誘導標識などの整備・充実を検討する必要がある。

⑪「ガイダンス機能の確保・充実」の必要性

○市内の文化施設、庁舎、観光交流施設において、史跡寺町廃寺跡に関するガイダンス機能の確保・充実に関する検討が必要である。

○史跡に関する情報を広く市民に提供するため、ICT（情報通信技術）の活用や市HPの的確な更新による情報発信などに努める必要がある。

⑫「アクセスの整備・充実」の必要性

○市の財政状況や史跡指定地における整備の波及効果、市民意向などを考慮し、アクセスに関わる条件（駐車場等）整備について、中長期的な観点から方向性を検討する必要がある。なお、検討にあたっては、関係法令（例：農地法等）や近隣住民の生活環境に影響を及ぼさないことを前提とする。

第4章 整備の基本的な考え方

第1節 整備の基本理念（目標）

『保存活用計画』の基本理念を踏まえ、整備に焦点を当てた基本理念（目標）を次のように設定する。

設定においては、昭和59年(1984)の史跡指定から40年、史跡指定地の公有化（平成4年度(1992)～平成5年度(1993)）から30年が経過しており、これまでの経緯を踏まえ「再出発」を基本理念に取り入れている。

また、文化財保護法改正（平成30年(2018)6月）の趣旨である「文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要」を踏まえ、本質的価値の保存を前提に、史跡整備が地域のまちづくり等に寄与（地域貢献）することを目指す。そのための大前提として「市民から愛される史跡」であることが重要と考え、基本理念に表現している。

さらに、「目指せ」は、整備の具体化に向けた行政の責務、市民からの要請としての表現である。

なお、文化財の整備は、大きくは保存のための整備と活用のための整備に分けられ、整備した遺構や各種施設等が保存や活用の取組に活かされること、実際に効果を発揮することが求められる。

【史跡の保存・活用の基本理念（目標）】…史跡寺町廃寺跡保存活用計画

未来につなげよう 日本の宝・みよしの誇り 史跡寺町廃寺跡

- 古代の仏教文化のあり方を物語る史跡として、市民・地域の人々とともに永く守り、活かす -



【整備の基本理念（目標）】…本計画（史跡寺町廃寺跡整備基本計画）

未来への一步、史跡寺町廃寺跡の「再出発」となる整備

～「まもる」と「いかす」で、目指せ、市民から愛される史跡～

第2節 整備の方向性と方針

1 整備の方向性

史跡のうち寺町廃寺跡を主として、市民から愛される史跡を目指して、その価値と特色について、多様な世代が体験したり、学んだりできるように、国・県と調整しながら、保存と活用につながる整備に努める。

主として保存のための整備（整備の基本理念：「まもる」）においては、本質的価値を構成する地下遺構に関して、毀損防止や修復（復旧）等の保存対策を計画的に実施する。

主として活用のための整備（整備の基本理念：「いかす」）においては、国の社会情勢や本市の財政状況から乖離しないことを前提としつつ、遺構の表現・情報発信の方法等を検討する。そして、全国的に主流の史跡公園型の整備だけを重視するのではなく、近年の先端技術の発展という社会情勢を考慮し、効果的な情報発信に向けた ICT の活用や整備又は AR・VR といった先端技術を活用した幅広い世代・人々にとって魅力のある整備に努める。

なお、こうした取組の検討にあたっては、文化財保護法の基本理念に基づきながら、本市の上位計画及び財政計画並びに社会情勢に留意する。

2 整備の方針

第3章第4節で示している「主として史跡の保存のための整備」及び「主として活用のための整備」に関する課題を踏まえ、「まもる」、「いかす」ための整備の方針を設定する。

■「まもる」ための整備

- 整備につながる調査研究を進める。
 - ・調査計画（関係する第5章の項目…以下同様）
- 史跡（遺構）を保存する環境の確保と整備に努める。
 - ・遺構保存計画
- 市民が安全・安心に訪れることができる環境の確保と整備に努める。
 - ・防災・防犯・安全対策計画

■「いかす」ための整備

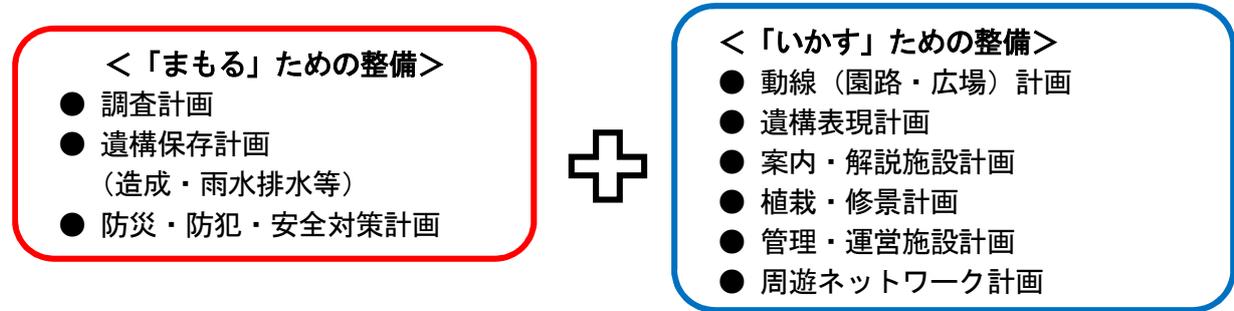
- 寺町廃寺跡が語る本物の歴史について、目で見えて体感できる史跡とする。
 - ・遺構表現計画
 - ・案内・解説施設計画
- 子どもたちをはじめ、多くの市民に知ってもらい親しめる史跡とする。
 - ・動線（園路・広場）計画
 - ・植栽・修景計画
 - ・管理・運営施設計画
 - ・周遊ネットワーク計画

第5章 整備基本計画

第1節 全体計画

1 整備の基本メニュー

寺町廃寺跡の現状や課題などを踏まえながら、整備の基本理念と基本方針に基づき、次の通り整備の基本メニューを設定する。



2 基本メニューの骨子

整備の時期を踏まえながら、整備の基本メニューの骨子 (方針) を整理する。この骨子に基づき、第2節以降において具体的な内容を明らかにする。

【「まもる」ための整備】

① 調査計画の骨子 (方針)

○整備に伴う発掘調査，類似する史跡の事例調査，必要に応じた文献・資料調査，測量，基本設計・実施設計，点検・経過観察などに取り組む。

② 遺構保存計画の骨子 (方針)

■地上に表れている遺構

○寺町廃寺跡の史跡指定地において，地上に表出している塔心礎や礎石といった遺構は，破損することがないように適切な対応に努める。

○遺構 (地上・地下)，地表面及び整備した諸施設等が，野生生物によって被害を受けないよう対策を講じる (「安全対策」等と連動した整備)。

■地下に埋蔵されている遺構

○寺町廃寺跡の中核伽藍部分について，整備や今後想定される自然災害等によって遺構が損なわれないよう，第1～8次発掘調査時の情報をもとに適切な保存に努める。【造成】

○寺町廃寺跡の埋蔵遺構を確実に保護するため，必要に応じて指定地内に流れこむ雨水の流量計算を行い，史跡指定地内の排水処理を検討する。【排水処理】

○各種整備においては，遺構の保護を前提に保護盛土の上での整備を基本とする。

③ 防災・防犯・安全対策計画の骨子 (方針)

■防災対策

○寺町廃寺跡の史跡指定地には土砂災害警戒区域が含まれており，必要に応じて危険の周知といった取組の実施に努める。

■防犯対策

○史跡指定地における表現した遺構，整備した諸施設の保護，適切な利用を促進するため，

必要に応じた取組の実施に努める。

■安全対策

○寺町廃寺跡の整備にあたっては、利用者や近隣住民等の安全確保を十分に考慮する。

【「いかす」ための整備】

④ 動線（園路・広場）計画の骨子（方針）

■バリアフリー化や来場者の安全・安心確保

○寺町廃寺跡の史跡指定地内の整備においては、可能な限りバリアフリー化や安全・安心を確保するための環境整備（立入・転落防止柵など）に努めつつ、利用しやすく円滑な歩行者動線等の整備・確保を図る。

■アクセスの円滑化に向けた準備

○本計画では、寺町廃寺跡の史跡指定地の整備を優先的に検討するが、史跡へのアクセスの円滑化（駐車場・サイン等の導線）に向け、史跡指定地やその周辺の既存施設の有効活用も視野に入れて検討する。

⑤ 遺構表現計画の骨子（方針）

■遺構の表現

○寺町廃寺跡における各建物遺構について、それぞれの特徴を表す遺構整備を、遺構の保存や活用、整備後の維持管理等を考慮して検討する。

■AR・VR といった先端技術の活用

○近年注目の AR・VR といった先端技術の活用を視野に入れた、特色のある遺構整備を検討する。

⑥ 案内・解説施設計画

■ガイダンス機能の充実

○ガイダンス機能としての役割を考慮した説明板等の整備に努める。

○寺町廃寺跡のガイダンス機能の充実に向け、関係機関との連携や既存施設の利活用も視野に入れて検討する。

■サイン類の整備・充実

○寺町廃寺跡及び大当瓦窯跡の保存施設でもある標識、説明板の整備・更新に努める。

○説明板と併せて、案内板や誘導標識等についても、必要に応じた段階的な整備に努める。

■子どもの学習利用に配慮した条件整備

○AR・VR などの先端技術を活用した子どもが興味を持てる仕組みや、理解しやすい説明板の整備を図る。

○学校教育の取組に活用しやすい環境整備に努める。

■出土遺物の活用

○出土遺物については、説明板への記載、写真等の掲載に努める。

○既に出土遺物の展示が行われている関係機関との連携について、引き続き取り組んでいく。

■情報発信機能の充実

○ICT の活用等、史跡寺町廃寺跡の情報発信に引き続き努める。

⑦ 植栽・修景計画

■景観の保全・形成と活用

- 寺町廃寺跡における保存施設やサイン類等の整備においては、史跡の景観に配慮した形態・意匠や色彩、デザインの統一性・共通性の確保に努める。
- 寺町廃寺跡の史跡指定地を含めた田園景観を眺望する場の確保を検討する。

■史跡と調和する植栽・修景

- 寺町廃寺跡における史跡と調和した植栽・修景のあり方については、将来的な維持管理の観点を踏まえて検討する。

⑧ 管理・運営施設計画の骨子（方針）

■史跡の維持管理機能の充実

- 寺町廃寺跡の維持管理や運営のために必要となる機能（環境整備用の機材や管理用車両等の搬入路・広場）の充実に努める。
- 近隣住民の生活環境（プライバシーの確保、民地への立入防止、騒音抑制等）を確保するため、適切な対策を検討する。

■便益施設の検討（中長期的な観点）

- 史跡指定地及びその周辺において、既存施設の活用も視野に入れつつ、中長期的な視点から継続的に便益施設のあり方について検討する。

⑨ 周遊ネットワーク計画の骨子（方針）

- 寺町廃寺跡を中心に、大当瓦窯跡やその他の指定文化財をつなぐ周遊ネットワークの形成について、方向性を検討する。

3 ゾーニング

寺町廃寺跡を整備するにあたり、遺構の性格や地形的要因、史跡の空間に求められる役割を考慮し、史跡指定範囲を次のエリアに区分する。

■伽藍エリア

寺町廃寺跡の中核伽藍を表示するエリア。

史跡の特徴である、法起寺式伽藍配置を構成する金堂跡・塔跡・講堂跡といった各建物遺構を表現し、それぞれの遺構の形状や役割、出土遺物などが体感できるエリアとして整備する。

■眺望エリア

史跡内でも標高が高い、指定地北東部の平坦地を利用したエリア。

前述した伽藍エリアとともに周囲の田園景観を見渡すことができ、広域的に史跡の立地を体感できるエリアとして整備する。

■緩衝エリア

史跡内（伽藍エリア）の南側及び西側の平坦地、法面を中心としたエリア。

動線及び広場・法面等の整備に限定して整備し、広場等については一般の利用を制限し、周辺との緩衝帯（近隣の生活環境等との調和、伽藍エリアを際立たせる周辺環境）としての役割を担う。

■史跡背景エリア

史跡内で最も標高が高い部分を含み、伽藍エリアの北側（背景）にあたるエリア。

法面等の防災・安全対策を行うとともに、伽藍エリアの背景として景観的な調和を図る。

歩行者動線は整備せず、一般の利用を制限する。

※調整ゾーン

史跡指定地の西側は市道が接しており、そこから史跡指定地（西側の緩衝エリア）への動線（進入路）を確保し、管理用車両の通行にも対応することが、史跡の持続的な維持管理には効果的である。

市道と西側の緩衝エリアのレベル差は2～3mあり、仮に進入路を10%程度の勾配（道路構造令では最大12%）とした場合、斜路は20～30m程度必要となる。市道付近は伽藍エリアと近接しているため、北方向に向けて斜路を確保することになり、伽藍エリア側は擁壁を設置（構築）する必要がある。

擁壁は、それほどスペースは必要なく高くすることができるので、緩衝エリアの東側は、伽藍エリアと同様のレベルとすることが容易である。それによって、伽藍エリアの西側にも小広場が確保でき、伽藍エリアと緩衝エリアが連続することで、実質的な伽藍エリアとして、史跡の活用に資することになる。

したがって、上記に示している管理用車両の動線（斜路等）のルート、及び緩衝エリアで盛土等を行う範囲等について、基本設計等の段階で詳細に検討するため、調整ゾーンを設定する。

なお、擁壁については、景観に配慮した材質（質感）・色を検討する。

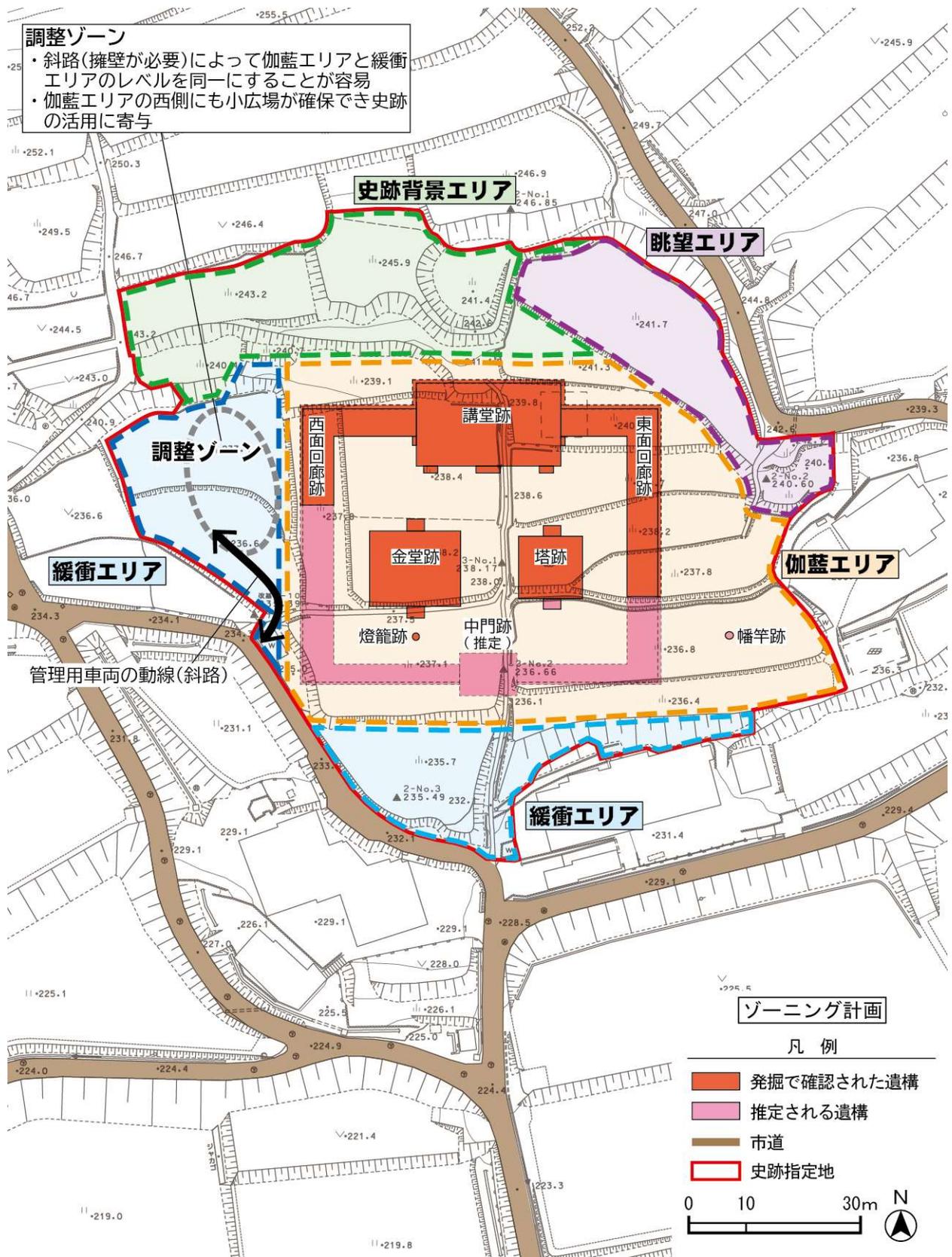


図 5-1 ゾーニング計画

第2節 調査計画

1 必要な調査等

寺町廃寺跡の整備に向けて必要又は要検討の調査等については、次のものが考えられる。
 なお、遺構の存在の可能性がある場所の整備においては、整備の内容を踏まえ、必要に応じて考古学的調査（発掘調査等）を実施することとする。

- 測量（用地・地形）
- 基本設計・実施設計
- 考古学的調査
- 事例調査
- 文献・資料調査
- 点検・経過観察
- 調査等の成果・情報の適切な公開・活用

2 調査等の内容・実施

本計画では、主として寺町廃寺跡の整備を進めるという観点から、必要又は要検討の調査等の内容、及び実施にあたっての前提や留意点等を示す。

表 5-1 調査等の内容と実施の前提・留意点等

(1/2)

調査等の区分	内 容	実施の前提・留意点等
測量（用地・地形）	○設計・工事のベースとなる測量を寺町廃寺跡及びその周辺（隣接部分）において実施する。	・基本設計又は実施設計と合わせて行う。
基本設計・実施設計	○これまでの調査の成果や保存活用計画及び整備基本計画を踏まえ、整備のための基本設計・実施設計を行い、史跡の工事につなぐ。	・本計画の主な対象となる寺町廃寺跡において実施する。
考古学的調査	○整備工事の手法の検討にあたっては、これまでの発掘調査の成果を踏まえるとともに、必要に応じて確認調査を行う。 ○整備工事において遺構面等の確認・調整が必要な部分については、整備のための確認調査を行う。	・確認調査にあたっては、これまでの調査成果を踏まえて、調査の目的・ねらい、内容、箇所をより明確化する。 ・確認調査は、眺望エリアや史跡背景エリアを含め、整備に伴い掘削を行う場合に実施が想定できる。
事例調査	○史跡寺町廃寺跡の保存・活用・整備の参考となる事例調査を行う。 ○調査には、現地調査、ヒアリング調査等が挙げられる。	・整備の手法や内容、事業費、維持管理、整備後の課題等の情報を把握する。
文献・資料調査	○寺町廃寺跡の保存・活用・整備の参考となる文献や資料の把握・整理を行う。	・特になし。

表 5-1 調査等の内容と実施の前提・留意点等

(2/2)

調査等の区分	内容	実施の前提・留意点等
点検・経過観察	○整備した遺構・施設等の状況を点検・経過観察する。 ○維持管理の状況や問題点等を把握する。	・点検・経過観察の結果を維持管理や復旧などに反映する。 ・計画的，継続的に行う。
調査等の成果・情報の適切な公開・活用	○調査等の結果については，適正に情報の公開・発信に取り組む。	・計画的に行う。

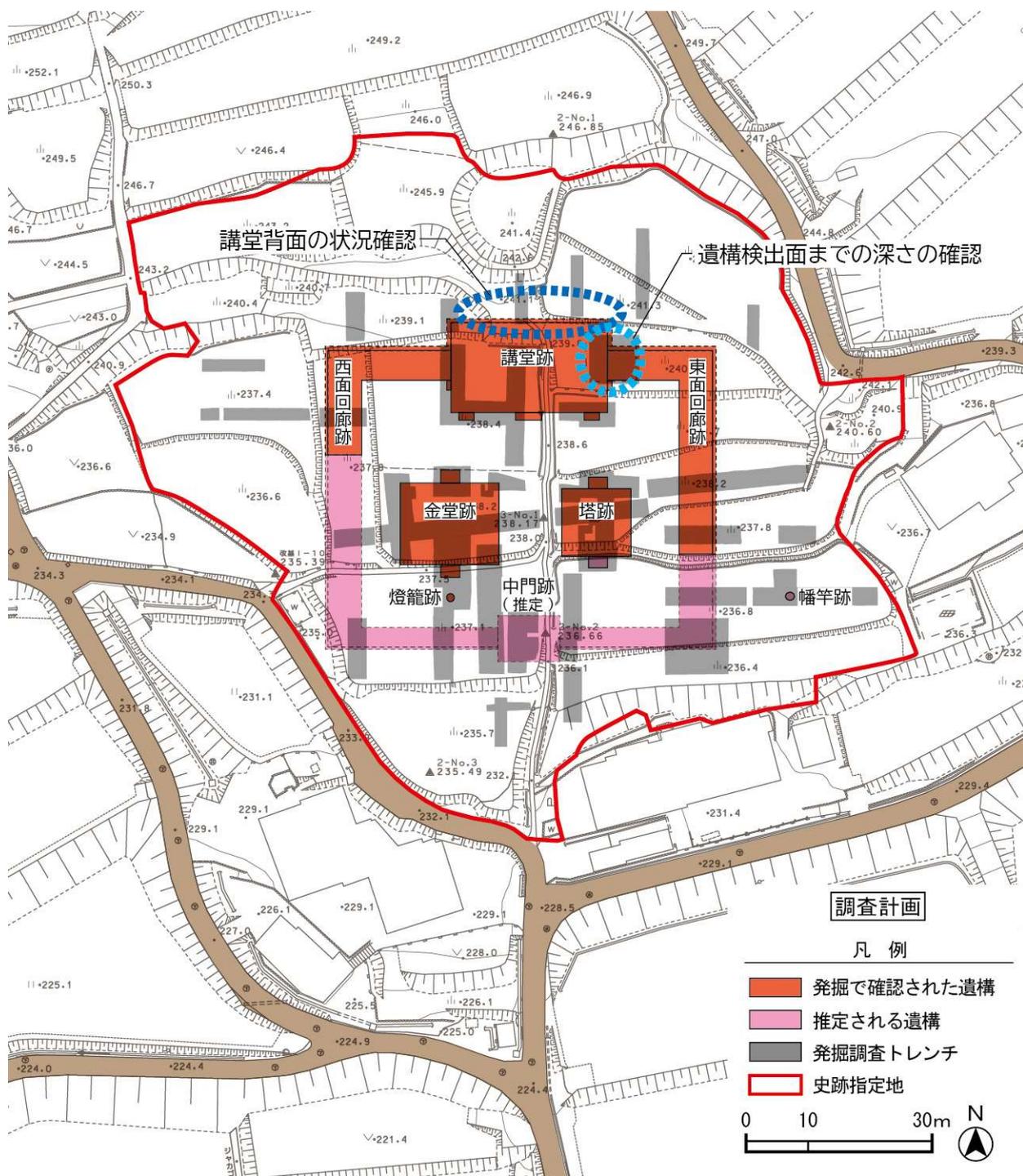


図 5-2 調査計画

第3節 遺構保存計画

寺町廃寺跡の史跡指定地内には、地上に表れている遺構と地下に埋蔵されている遺構がある。史跡の価値を物語る遺構を適切に保存するための環境について、次のとおり整備を計画する。

1 地上に表れている遺構の保存

地上に表れている遺構は塔心礎や礎石がある。

これらのうち塔心礎は、発掘調査の結果から原位置を保つ可能性が高いため、位置が動くことがないように、必要最低限の盛土を追加して保存に努める。また、塔心礎の上に設置されている礎石2基等は、歴史的に継承されてきたことから、転落防止に配慮しつつ、現状を保存する。→本章「第3節 遺構表現計画」(塔心礎・礎石等の保存・展示)を参照

史跡指定地内の造成及び表面の仕上げ(舗装、植栽等)は、塔心礎の露出展示を大前提にレベルを検討する。

その他の礎石(南側の入口付近1基、北側2基)については、破損や亡失を防ぐため、一か所に集積し適切な保存に努める。→本章「第3節 遺構表現計画」(礎石の保存・展示)を参照

2 地下に埋蔵されている遺構の保存

寺町廃寺跡では、法起寺式伽藍配置を構成する金堂跡・塔跡・講堂跡の基壇が良好に残っている。これらの建物遺構は、本質的価値の根幹となるため、将来にわたって確実に保存・継承できる環境を整備する必要がある。

中枢伽藍部の遺構面は、現地表面から30～60cmを基本として、場所によっては1m以上の深さに存在する。後節で触れるが、中枢伽藍部の表現については、堂塔跡(金堂跡、塔跡、講堂跡)の基壇の部分的な再現、及び回廊跡等の平面的な表現を目指すため、各遺構検出面の情報をもとに、安全性の確保を基本に北から南へかけて傾斜する(下る)地形に沿いながら必要最小限の削平と盛土を追加して中枢伽藍部の保存環境を整備する。

また、現状で最も課題となっている史跡指定地内の排水処理についても、適切な計画・設計の上、遺構を保存する環境整備を行う。

さらに、遺構表現のための整備、動線の整備、史跡全体や個々の遺構の説明板等の構造物の設置においては、遺構面に達しない位置に保護層を設けて基礎等を埋設する。

加えて、伽藍エリアと北東側で接する眺望エリアにおいては、古代の遺構は確認できていないが、中世頃の遺構を検出している。眺望エリアにおいても、園路(スロープを含む)や便益施設等の整備においては、遺構の保護に留意する必要がある。

こうした点を踏まえ、遺構保存を図るための造成や雨水排水、法面保護、動線や各種施設・設備等の整備について内容を示す。

(1) 史跡指定地内の造成

寺町廃寺跡の整備は、本章「第1節 全体計画」で示しているように、エリアごとで内容が異なることから、このことを踏まえて、整備の基本(基盤)となる造成を次のように行う。

ア 伽藍エリア

伽藍エリアは遺構の表現を行う範囲であり、次の2点から遺構の検出面の状況を確認して造成を行う必要がある。

■遺構の保護のための検出面レベルの整理

整備工事において遺構を毀損しないよう、また、将来にわたって遺構が保護（適正な保護層の確保）されるよう、検出面レベル（標高：以下同様）を、これまでの発掘調査の成果をもとに整理・図化する。

■遺構の検出面レベルの整備工事（造成等）への反映の検討

発掘調査の結果から、伽藍エリアの遺構の検出面レベルは一様ではないことから、造成やその上の広場等の仕上げにおいて、レベルの違いを表現できるかどうか検討する必要があり、そのためのレベルの整理・図化を行う。

1) 遺構の検出面レベルの状況と造成の方向づけ

伽藍エリアの遺構の検出面レベルは面的に把握しているわけではないが、下表及び次頁・次々頁の図のようになり、状況を整理すると次のようになる。

- 平均的なレベル（237.40m：金堂跡，塔跡付近）を基準とすると、高い地点で+13cm（講堂跡北辺）、低い地点で-20cmとなる。
- 東西（東面回廊跡～西面回廊跡）で見ると、東面回廊跡付近が-10～-20cm、西面回廊跡付近が-10cmとなり、両者の距離約60mで10cmの違いがある。…平均勾配は約0.2%
- 南北（金堂跡・塔跡南辺～講堂跡北辺）で見ると、塔跡南辺が-10cm、講堂跡北辺が+13cmとなり、両者の距離約40mで23cmの違いがある。…平均勾配は約0.6%

なお、『史跡寺町廃寺跡-推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書-』では、「各堂塔はほぼ同一平面上にある。」としており、主要な地点の標高は下表のとおりである。

講堂跡 SB003 の基壇裾部の標高は、基壇北辺で 237.50～237.53m、西辺で 237.45～237.50m、南辺で 237.45～237.50m、東辺で 237.45m 前後である。講堂跡 SB003 の基壇裾部は、高低差 10cm 未満のほぼ同一レベルにある。さらに金堂跡 SB001 及び塔跡 SB002 の基壇裾部とのレベル差は、最大でも 20cm 前後であり、各堂塔はほぼ同一平面上にある。

出典：『史跡寺町廃寺跡-推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書-』第4章 遺構 P56

表 5-2 主要遺構の検出面のレベル（標高）と現地表

遺構	地点	検出面（標高）	基壇現存高	現地表
金堂跡 SB001	基壇北辺	237.40～237.45m（基壇裾部底面）	約0.6m	238.20m
	基壇南辺	237.40m（基壇裾部底面）	約0.6m	237.50m
塔跡 SB002	基壇北辺	237.30～237.40m（基壇裾部底面）	約0.6m	238.20m
	基壇西辺	237.30m（基壇裾部底面）	約0.6m	238.20m
	基壇東辺	237.30m（基壇裾部底面）	約0.6m	238.20m
講堂跡 SB003	基壇北辺	237.50～237.53m（基壇裾部底面）	約0.6m	238.40m
	基壇西辺	237.45～237.50m（基壇裾部底面）	約0.6m	238.40m
	基壇東辺	237.45m（基壇裾部底面）	約0.6m	238.70m
東面回廊跡 SC005	基壇裾部	237.20～30m（基壇裾部底面）	約0.2m	237.80m
西面回廊跡 SC007	基壇裾部	237.30m（基壇裾部底面）	約0.2m	237.40m
塔心礎	心礎上端	238.53～238.58m	—	—
	心礎下端（地表面）	238.15～238.25m	—	左記
	心礎下端（地中）	237.84m前後	—	—

【造成の留意事項と方向づけ】…図 5-3～5-6 及び表 5-3 を参照

■塔心礎の露出展示が可能な仕上げ面の形成

- 寺町廃寺跡の塔心礎は、長期にわたり寺院の存在を示してきた遺構であり、整備においても原位置を保持し、露出展示することが本質的価値の保存・継承には不可欠である。
- 塔心礎の上端のレベル（標高）は 238.53～238.58m、下端（礎石の下端）は 237.84m 前後であり、現状は 30 cm 程度表土から露出している。
- 塔心礎は、造成後の仕上げ面から露出させる（10～20 cm 程度）ことで、上部の石造物（石積み）と併せて、その存在を顕在化させることができる。

■北から南に下がる緩やかな傾斜で造成（遺構の検出面の全体的な傾向を反映＋水勾配）

- 「各堂塔はほぼ同一平面上にある。」が、詳細にみると全体的に北から南に、わずかながら下がった遺構の検出面であり、また、周辺の地形も同様の傾向であり、雨水等の流れも考慮し、この状況を反映した造成を検討することが理想的である。
- 南北方向の平均的な勾配は、検出面から算定すると 0.6% (0.23m/40m×100) であるが、円滑な表面排水の処理のため、原則、1%以上（水勾配）の確保を目指す。
- 伽藍エリアのうち、金堂跡、塔跡の南側は、現状では 1 m 程度低くなっており、中門跡や回廊跡の南側は削平されている可能性がある。こうした状況を踏まえ、造成に関して、次の 2 つの方法を検討する。

盛土等による同一平面上の再現案（遺構表現あり）

- ・「各堂塔はほぼ同一平面上にある。」を表現するため、遺構が検出されている区域と一体の平面を、盛土等により再現する。その部分の遺構（遺構が検出されていない中門跡、回廊跡の南側）の表現も推定して行う。
- ・金堂跡、塔跡付近から北側は切土を行うことになるので、南側の盛土は 0.7m 程度となる。仮に北側の切土の一部を南側等に盛土で使用すれば、経費面においても効果的に造成を行える可能性がある。

一段低い現状地形を基本とした造成案（盛土による防災への影響を考慮）

- ・金堂跡、塔跡付近より一段下がった現状の地形を基本に、表土（雑草）のはぎ取り、良質土（搬入）による整地を中心に造成を行う。その部分の遺構（遺構が検出されていない中門跡、回廊跡の南側）の表現は推定であることが分かるような表現に努める。
- ・その際、中門跡等の表現方法や切土で出た土の処分場所を考慮する必要がある。

■発掘調査の成果に基づいた東西方向の勾配の検証

- 東西方向の検出面間のレベル差（傾斜）は、大きくても 10 cm 程度である。なお、各調査区が東西方向に一直線上に位置している訳ではない（南北方向に位置がズレる）ため、東西方向の勾配差は南北方向に傾斜する地形による可能性もある。よって調査成果をもとに、東西方向の検出面間のレベル差（傾斜）は基本的にはないものとする。
- 上記と合わせて、史跡指定地東側と西側には民地が接しており、東西方向の勾配を設定した場合の影響を考慮する必要がある。
- 寺町廃寺跡の立地の特徴として、北から南にかけて傾斜する地形を活かした造成があげられる。この特徴を表現するため、水勾配は南北方向で確保することを基本として検討する。なお、東西方向での水勾配は特別に確保する必要が生じた場合に適宜対応する。

■防災・維持管理に留意した造成

- 盛土等による土砂の流出・崩落が生じないように、造成面においても留意する。
- 造成後（仕上げ面）の勾配が大きい場合は、雨水等（流水）による影響が考えられることから、水勾配（1～2%程度）を大きく超える場合、整備方法や仕上げ材料等により注意を要する。

■伽藍エリア北側の地形及び歩行者動線との調整（伽藍エリア北側での勾配の調整）

- 伽藍エリアの北東側は、一段高い眺望エリアがあり、一体的な利用の観点から両者をつなぐ園路（スロープ）の確保に努める。
- この歩行者動線は、眺望エリアで中世頃の遺構が確認されていることから、眺望エリアを掘り込んだ設置には留意を要する。また、ルートは伽藍エリア内の北側や史跡背景エリアにおいて、眺望エリアから西方向に伸びることになる。
- 造成の勾配を全体1%程度にすると、伽藍エリアの北側で高い土手が出現するとともに、前記のスロープは長くなり、主として伽藍エリア内にスロープを配置する場合は、伽藍エリアに面して擁壁が必要となる（法面での整備は難しい）。
- 造成の勾配を全体6%程度にすると、検出遺構の勾配を大きく超えるとともに、基壇の再現が制約（南辺と北辺でのレベル差が大きい）される。



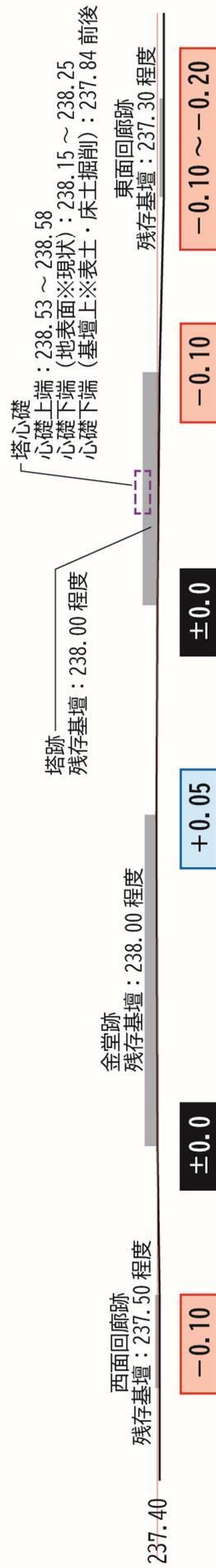
<造成の方向づけ>

- 塔心礎が露出展示できるよう、塔心礎周りの仕上げ面は238.3~238.4m程度以下とする。
- 遺構の保護や隣接する民地との関係、水勾配の確保に留意しつつ、南北方向の緩やかな傾斜、具体的には検出面レベルの平均値に近い1%程度の勾配を基本に「各堂塔はほぼ同一平面上にある。」状況の再現を検討する。
- その際、金堂跡、塔跡の南側（中門跡及びその周辺）の造成については、盛土等による同一平面上の再現案（遺構表現あり）と現状地形（一段低い）を基本とした造成案（遺構表現は行わない）について比較しながら設計時に具体化に努める。
- なお、園路（スロープ）との調整や眺望エリア、史跡背景エリアの遺構の確認（保護）を考慮して造成の勾配を検討する。その際、状況に応じて1%程度以外の勾配や複合（例：1%と他の勾配の複合）など、いくつかのパターンを総合的に検討する。
- あくまでも現状で想定される方向性の検討であり、造成の具体化は今後の基本設計・実施設計時に行う。



写真 5-1 山側（北）から手前（南）に傾斜している史跡指定地とその周辺（左）、史跡指定地のほぼ中央に位置する塔心礎とその上の石積み

< A-A' 断面 S=1:300 >



< B-B' 断面 S=1:300 >

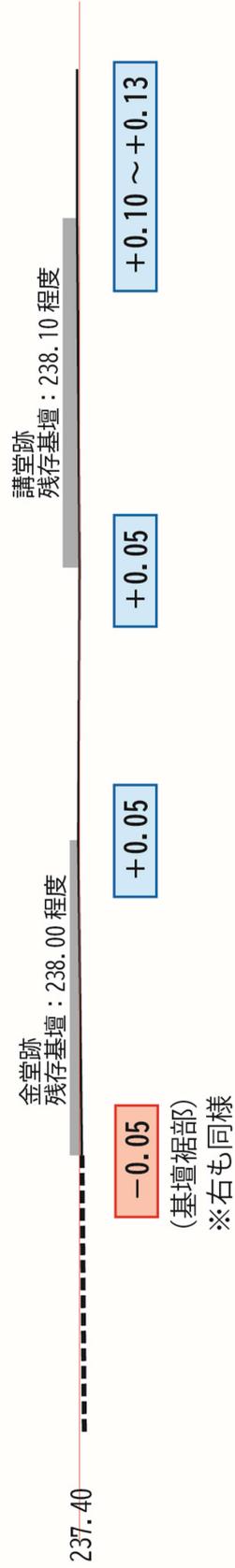


図 5-4 遺構の検出面 (レベル) の断面イメージ

2) 伽藍エリアの造成の検討

本計画から基本設計・実施設計への展開をよりスムーズにしていくため、ここでは伽藍エリアの造成について、現状で想定されるいくつかのパターンから今後の検討課題を抽出する。

伽藍エリアの造成は、前記のように「北から南に下がる緩やかな傾斜で造成（遺構の検出面の全体的な傾向を反映+水勾配）」とするが、遺構の表現や伽藍エリア周辺の法面整備、動線整備等との関係で、その勾配の取り方は留意を要する。このため、幾つかの条件を想定して、伽藍エリアの勾配の取り方を比較検討する（図 5-5 で5つのパターンを提示）。

なお、造成における共通事項は、次のとおりである。

【造成における留意点（共通事項）】

- 伽藍エリアは、旧農地（田）のため数段の段差があるが、基本は北から南に緩やかに低くなる地形である。造成はこの地形及び検出遺構の勾配を考慮しつつ、切土（削平）や盛土を行い調整し、原則として緩やかな勾配をもつ一体の平坦面を形成し、遺構を表現する場合はその上に行う。
- 塔心礎の原位置での露出展示に対応できるよう、塔心礎周辺の仕上げ面は 238.3～238.4m 程度以下となるよう、造成においても留意する。
- 盛土は、遺構面から原則約 30 cm以上の厚さを基本とし、埋蔵遺構を守る保護層とする。

＜造成に係る事項＞

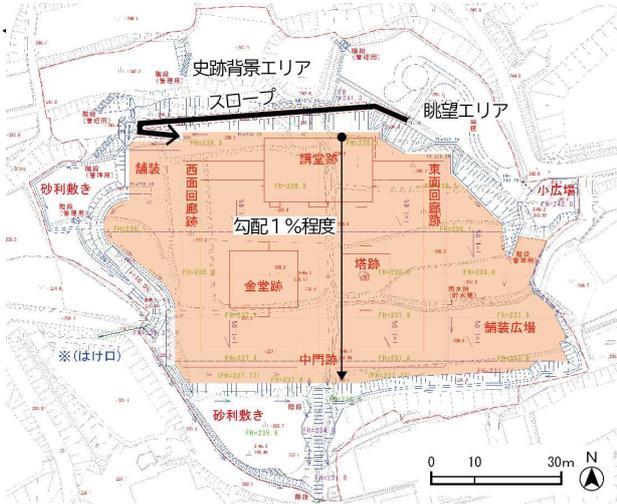
- ・来訪者が移動しやすく、維持管理が容易になるよう、遺構表現を行う部分の一部を除き、透水性の舗装での整備を基本とする。→本章「第5節 動線（園路・広場）計画」を参照
- ・植栽は、安全性及び維持管理面で負担が大きいことから、法面等を除き、極力、行わない方向で検討する。ただし、遺構の表現における植栽（張芝等）は検討する。→本章「第5節 動線（園路・広場）計画」、「第8節 植栽・修景計画」を参照…下記の眺望エリア、緩衝エリアも同様（「遺構の表現」を除く）

【伽藍エリアの勾配の検討】

- 伽藍エリアの南側の中門跡南側付近を、平坦面（勾配はある）の最も標高（レベル）の低い部分として、そこから遺構の検出面や現状の地形を考慮し、北に向けて緩やかな勾配を確保する。勾配については、検出面の南北方向の平均勾配が 0.6%程度であることから、水勾配の確保を考慮しつつ、できるだけ緩い勾配（1%程度）を基本に検討する。
- 中門跡の遺構は確認されていないが、近接する金堂跡等の遺構の検出面（金堂跡基壇：237.40～237.45m）と同等程度とし盛土を行う（※防災性の面から現状の地形を活かす場合も想定：62頁）。なお、中門付近の現況の地盤高（標高）は 236.7～237.1mであり、遺構が削平されている可能性が高い。
- いずれにしても、塔心礎周辺のレベル（238.3～238.4m程度以下）及び金堂跡の保護盛土を考慮しつつ、中門跡付近についても少なくとも 30 cm程度の盛土を行うこととし、伽藍エリアの一連の平坦面の南端、最もレベルが低い地点の標高を 237.8m程度（237.45[金堂跡等]+0.3=237.75→237.8）とすることを基本に検討し、北に向けて上がる勾配を確保する。
- 勾配は前述のように1～6%程度が考えられるが、約1%（1～1.5%）、約6%（5～6%）を比較すると、表 5-3 のような留意点・デメリットが生じ、後者（約6%）は基壇の立ち上げを行う場合に実現が困難と言える。なお、約1%（1～1.5%）の場合、伽藍エリアと眺望エリアをつなぐ園路（スロープ）の検討が課題となる。主に伽藍エリアの北側に確保するか、主に史跡背景エリアに確保するかで、伽藍エリアの利用や景観的な制約が異なり、現状は有効性の高い後者（主に史跡背景エリア）を基本に検討する。
- 遺構は埋蔵されていること、北側のスロープを短くすることなどを考慮し、堂塔跡等の外

周北側を勾配6%にする案（C案）を作成している。この場合、堂塔跡等の外周北側には土留めの擁壁又は法面が生じることになり、それにより遺構が埋もれた状態が表現できる一方で、安全面の留意（対策）が必要となる。

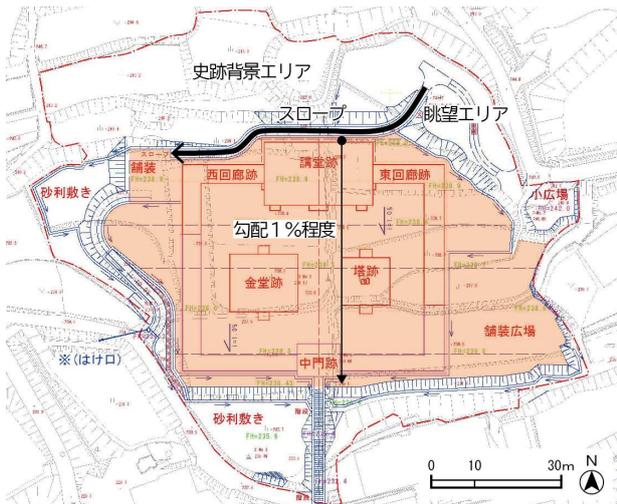
○最終的な造成の勾配は、基本設計において検討し決定する。



※A・B案は、スロープの位置を除けば同様の造成案

【スロープに関して】

- ・A・B・C案のスロープは、長さや位置を調整して各案での採用が可能
- ・A案のスロープの伽藍エリア側は、法面で土留めが可能
- ・B案のスロープの伽藍エリア側には、土留めの擁壁が必要
- ・C案のスロープは、眺望エリア側に平坦面を確保することを想定しており、その長さによっては、伽藍エリア側の土留めの一部に擁壁が必要



<C案（外部北側6%・その他1%案）>

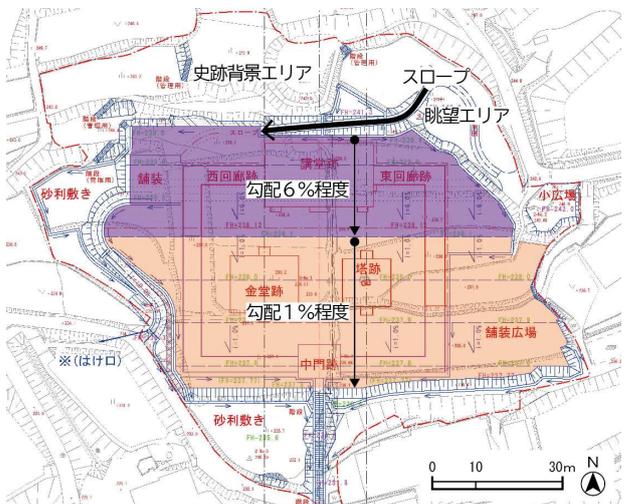
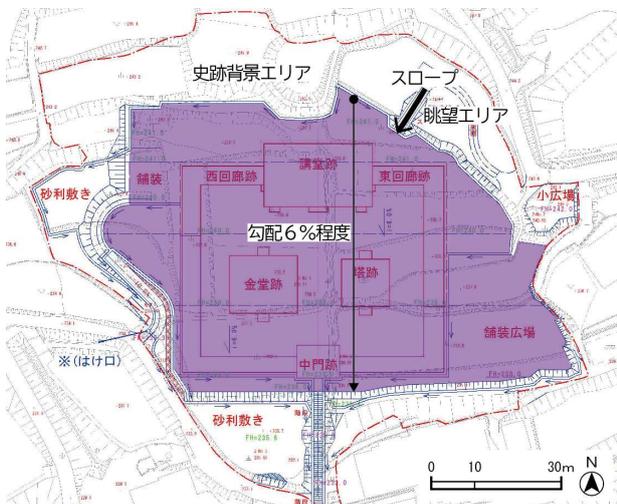
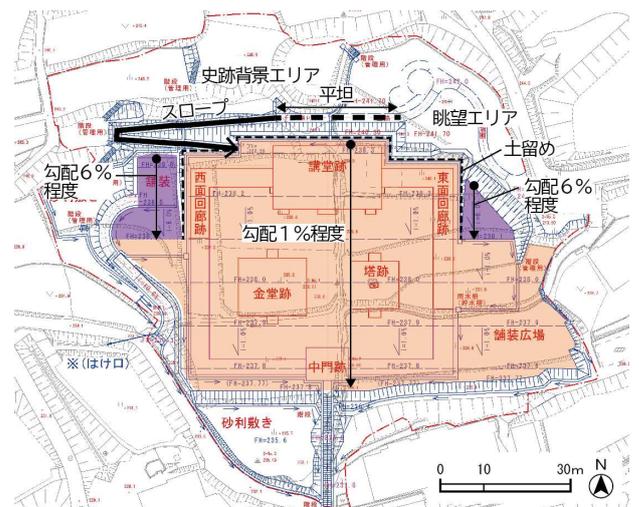


図 5-5 造成の検討パターン

表 5-3 伽藍エリアの造成と勾配の比較検討

(1/2)

勾配	造成の概要	留意点・デメリット
A案 B案 1%程度 (1～1.5%)	A案：スロープは主に史跡背景エリア <ul style="list-style-type: none"> 南北方向の勾配1%程度は、基壇等を除いた伽藍範囲の遺構面の勾配(0.6%)に近く、遺構面の再現といえる。 眺望エリアと伽藍エリア(高低差:約3.7m)をつなぐスロープは、主に史跡背景エリアの法面に沿って50m前後(踊り場を含む)を確保する(広島県福祉のまちづくり整備マニュアル 整備基準:勾配は1/12以下,誘導基準は1/15以下)。 眺望エリア部分のスロープは、このエリアを出た辺りから始めるため、中世頃の遺構を毀損することはない(スロープの長さが確保できるため)。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡背景エリアの法面,主に「ため池」南側を一部掘削する必要がある。その際,地山の保護に留意する。 なお,「ため池」付近はスロープの途中で(高い方からののはじまりに近く),掘削部分は限定される。スロープ全体では盛土部分が多くなる。 その際,講堂跡背面の状況確認(「2節 調査計画」を参照)が必要である。
	B案：スロープは主に伽藍エリア <ul style="list-style-type: none"> 南北方向の勾配1%程度は、基壇等を除いた伽藍範囲の遺構面の勾配(0.6%)に近く、遺構面の再現といえる(A案と同様)。 眺望エリアと伽藍エリア(高低差:約3.7m)をつなぐスロープは、講堂跡の北側の法面に沿って50m前後(踊り場を含む)を確保する。 スロープの整備は眺望エリア部分を除き、盛土が大半となり、この範囲での遺構の保護は問題ないと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 主に伽藍エリア側にスロープを配置するため、講堂跡との間隔が狭くなる。このため、スロープの南面は擁壁(重力壁)となり、コンクリートの露出,又は表面処理(景観に配慮した製品等)となる。やや圧迫感が生じる。 眺望エリア部分では、一部掘削してスロープを確保する場合は中世頃の遺構の保護に留意する必要がある。
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 1～1.5%程度の勾配は、舗装を行った場合の水勾配であり、傾斜をほぼ感じない。 現状地盤面が推定遺構面よりも低い中門跡付近は盛土,それ以外は切土を行い,整地のための良質土を施すことになる。 金堂跡,塔跡・講堂跡の基壇の再現が容易である。磚を模した製品(高さ40cm程度)は金堂跡の全周(4面)とも1段(枚)で対応が可能。ただし,南面と北面では15cm程度のレベル差が生じる。 階段の再現も可能であるが,確認されているのは下方の3段(金堂跡,塔跡とも北側階段,蹴上げは20cm前後)であり,平面表示を含めて整備を検討する必要がある。 階段を再現せず,張芝等で整備する面(法面)には,利用のための階段を設けることが,利便性と仕上げ面の保全には有効である(法面等の歩行による劣化・毀損の抑制)。 <p><参考：蹴上げ> 広島県福祉のまちづくり整備マニュアル ・誘導基準：蹴上げは16cm以下が望ましい 参考：建築基準法施行令 ・小学校：蹴上げ16cm以下</p>	<ul style="list-style-type: none"> スロープの伽藍エリア側は、敷地の余裕がないため、法面では難しく、擁壁(重力壁)となる。 このため、車椅子利用者の利便性,及び景観への影響が6%の場合よりも大きいと言える。 ※眺望エリアでは中世頃の遺構が確認されており,伽藍エリアの遺構検出面からは3m以上高い位置に遺存する。そのため,眺望エリア内で,当該エリアに沿ってのスロープの確保(南又は南東方向)は難しい(東面回廊跡と眺望エリアは近接しており,眺望エリアの一部を掘削する必要があるため)。したがって,眺望エリアからのスロープは西方向となる。

表 5-3 伽藍エリアの造成と勾配の比較検討

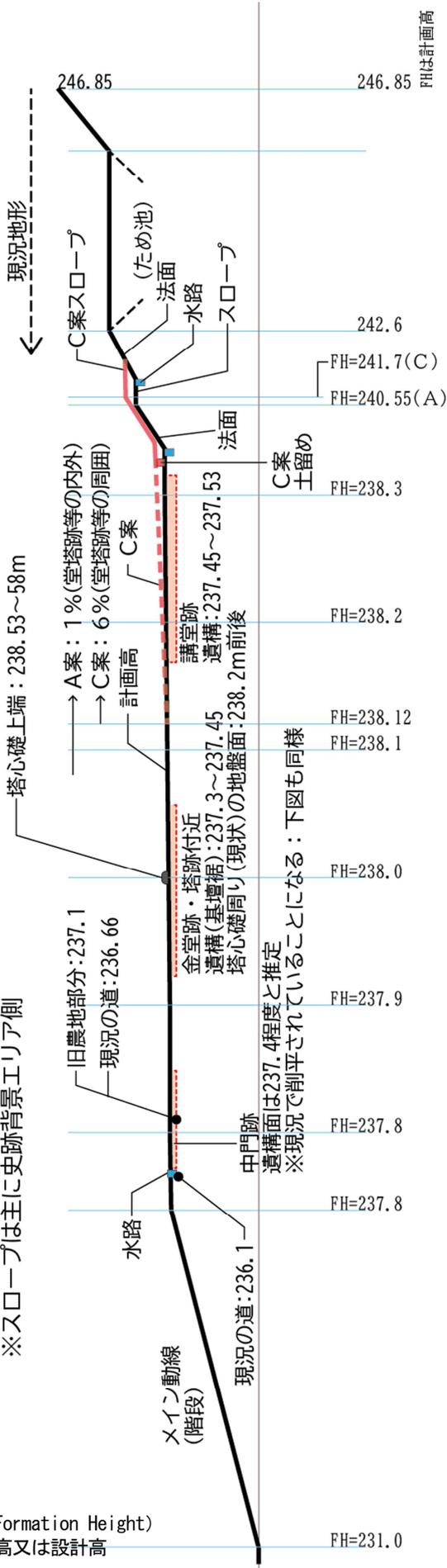
(2/2)

勾配	造成の概要	留意点・デメリット
<p>C案 堂塔跡内及び堂塔跡外の南側1%程度 堂塔跡外の北側(東西回廊跡の北側から約1/3より北)6%程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 勾配1%程度は遺構面の勾配(0.6%)に近く、遺構面の再現といえる。 堂塔跡内及び堂塔跡外の南側は、A・B案と同様 堂塔跡外の北側の勾配を6%程度とすることで、スロープの長さを短くすることができる。 北側では堂塔跡の内外で段差が生じること(堂塔跡が低い)により、地中に埋もれていたことの表現につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 堂塔跡北側外周では、土留め又は法面での処理が必要となる(北側に行くほど土留め等は高くなり、最大0.8m程度)。 講堂跡の北側近接地(堂塔跡外)では、約0.8mの段差が付くことになり、擁壁又は法面での土留めが必要となる。特に土留めの場合は安全対策が必要となる。 工事費がA・B案より高くなる。
<p>参考検討案 6%程度(5~6%) ↓ 基壇を再現する(立ち上げる)場合 実質的に困難(右アンダーライン)</p> <p>※3%以上の場合、5~6%に近い「留意点・デメリット」が生じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 5~6%程度の勾配は、現状の地形、中門跡南側付近と講堂跡北側付近の高さを基準(約3mの高低差)にした平均の数値とほぼ同一である。 盛土、切土の範囲は、勾配1%とほぼ同様であるが、切土の量は勾配1%よりも少なく済む。 5~6%の勾配は、やや傾斜を感じるようになるが、周囲の景観が北に高くなる地形であり、体感的には許容の範囲にあると言える。 勾配6%の場合、伽藍エリア北側の法面が1m程度となり、眺望エリアと伽藍エリアにスロープを設置することが容易となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 北側6%は遺構面の勾配(0.6%)と大きく異なる。 堂塔の南辺(面)と北辺(面)では、金堂跡で0.8m、塔跡で0.7m、講堂跡で0.9m程度のレベルの違いが生じる。 例えば、金堂跡の基壇を再現する場合、基壇上面は南辺が北辺より0.8m程度低くなる。階段を再現する場合、南と北では段数が異なる。概ね勾配2%以上は段数の調整が必要。 基壇の4周で塼を再現することは難しい。 仮に各堂塔の基壇の立ち上げを行った場合、4周の高さが明瞭に異なり、誤解や違和感が生じる。 塔跡で基壇を再現した場合、塔心礎は埋まる場合がある(基壇の立ち上げは0.4m程度が限界)。 →塔心礎を含め、全体をかき上げすることで対応はできるが、原位置の変更となり、本質的価値の毀損となる。
<p>参考検討案 南側1% 北側6% ↓ 基壇(講堂跡)を再現する(立ち上げる)場合、実質的に困難(右アンダーライン)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 講堂跡と金堂跡の中間点付近で勾配を変更し、前者を6%、後者を1%とする。 金堂跡、塔跡については、前記の勾配1%同様である(プラス評価)。 講堂跡前面(南面)の基壇の再現は可能。南面基壇の背後(北側)は緩やかな勾配をつけ、基壇北辺に擦り付けることなどが考えられる。ただし、右欄のデメリットが生じる。 北側の眺望エリアからのスロープは、前記の勾配6%に近い評価となる(スロープ設置が容易)。 勾配1%と6%の留意点・デメリット(前者:スロープの問題、後者:基壇等の再現の制約及び塔心礎が隠れる問題)を軽減した案である。 	<ul style="list-style-type: none"> 北側6%は遺構面の勾配(0.6%)と大きく異なる。 南側(勾配1%)は、傾斜をほぼ感じないが、北側(勾配6%)は傾斜を感じる。 講堂跡の南面と北面では約0.9mのレベル差が生じることになり、<u>基壇の南面を少なくとも約0.9m以上立ち上げない限り、再現した基壇上にも傾斜が生じる。</u> 講堂跡で基壇を立ち上げた場合、<u>4周の高さが明瞭に異なり、誤解や違和感が生じる。</u> 眺望エリアと伽藍エリアをつなぐスロープは延長40m程度であり、講堂跡の北西側付近まで伸びる。スロープの土留めは法面で対応できる。

※FH (Formation Height)
計画高又は設計高

<伽藍エリア勾配 1%のイメージ … A案：堂塔跡等の内外とも1%、C案：堂塔跡等の外部・北側は6%>

※スロープは主に史跡背景エリア側



<伽藍エリア勾配 1%のイメージ … B案：スロープ及びその隣接地以外はA案と同様>

※スロープは主に伽藍エリア側

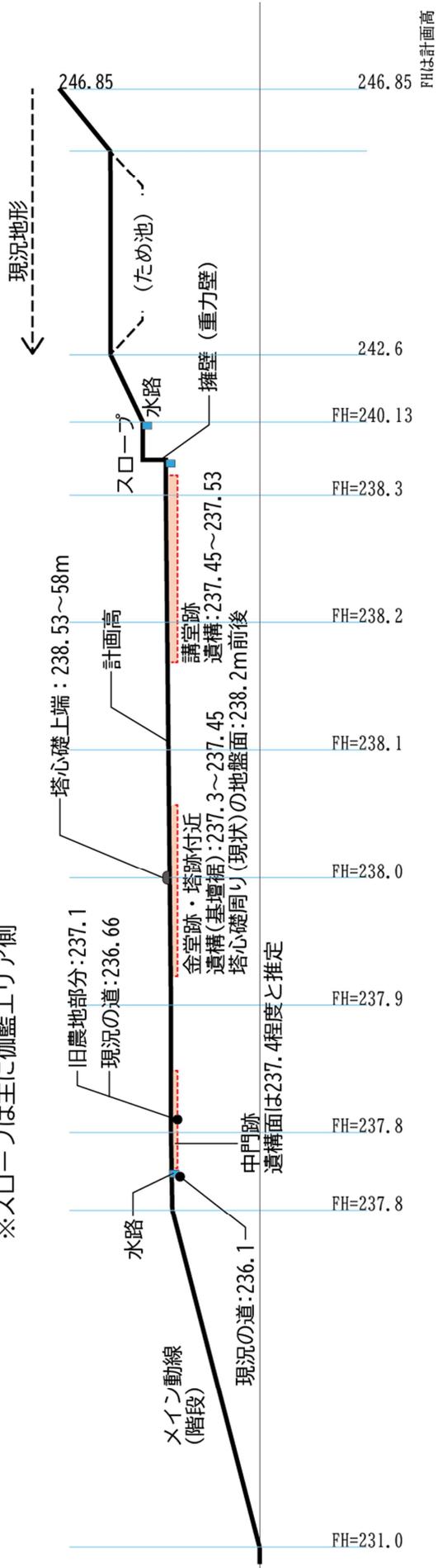
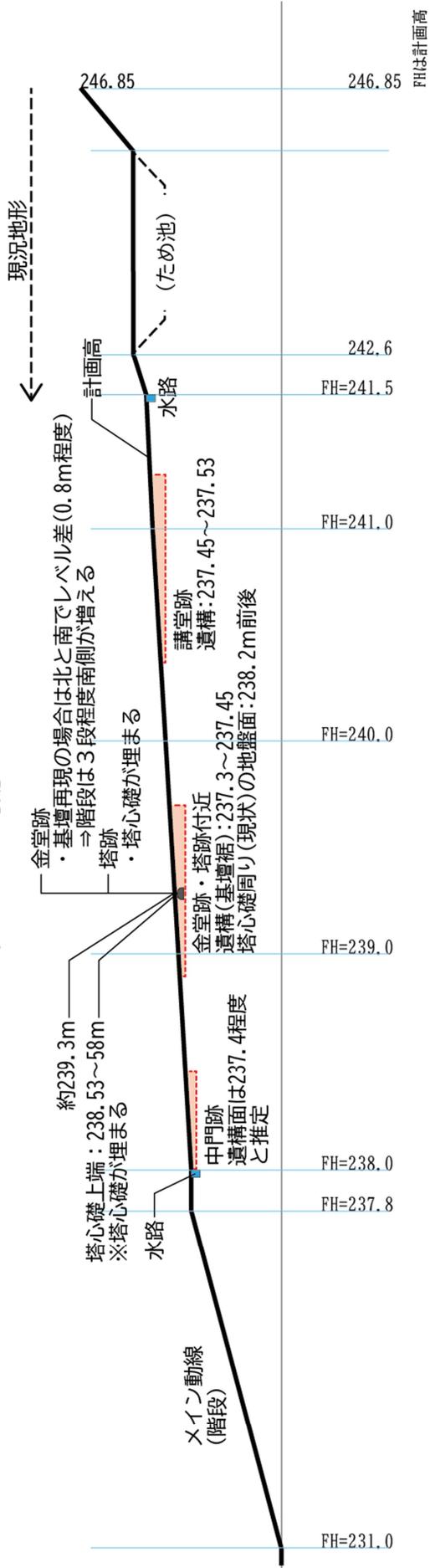


図 5-6 伽藍エリアの造成案 1 / 2 (A・B案：勾配1%、C案：堂塔跡等の内側勾配1%・外周北側勾配6%)

<伽藍エリア勾配 6%のイメージ>



<伽藍エリア勾配 1%・6%複合のイメージ>

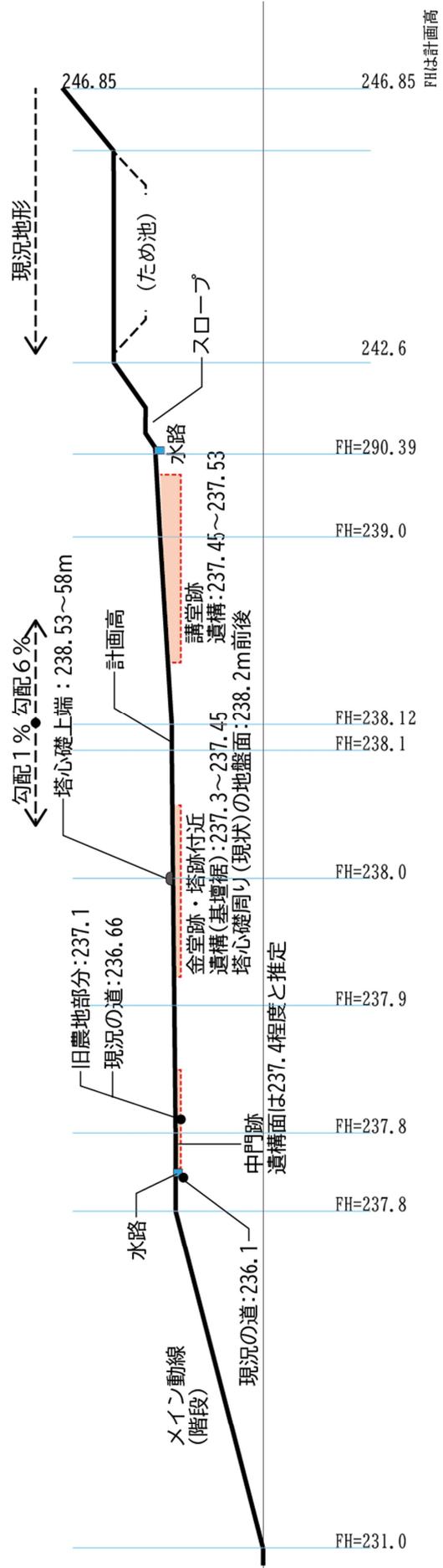


図 5-6 伽藍エリアの造成案 2 / 2 (勾配6%及び勾配1%・6%の複合案)

イ その他のエリア

■眺望エリア

- 眺望エリアは、南東側の一部を除きほぼ平坦であることから、現状を基本として整備に対応した表土の入れ替えを行う。
- 南東側は、やや高くなっている箇所、一方で低い箇所があることから、隣接する道路からの管理用車両等の動線の確保と調整して平坦面を確保するとともに、法面等を除き、原則として眺望エリア全体を同一レベルの平坦面として造成を検討する。
- 眺望エリアから伽藍エリアへのスロープ、及び階段（眺望エリア南東側）が確保できるような造成する。

■緩衝エリア

- 緩衝エリアは、伽藍エリアの西側及び南側に位置し、旧農地（田）によって数段の段差があるが、それぞれはほぼ平坦面によって構成されており、周囲の法面を含め、現状の地形を基本とする。
- ただし、緩衝エリアは利用者がアクセスする側（史跡の正面）、伽藍エリアと一体的な利用が求められる範囲（調整ゾーン）を含んでいることから、雑草等による景観の阻害の防止・抑制、伽藍エリアへの園路（アクセス）や連続性の確保、管理用車両等の動線の整備などと調整して造成を検討する。

■史跡背景エリア

- 史跡背景エリアは、法面等の防災・安全対策、史跡の背景としての景観的な調和を図る区域であり、眺望エリアと伽藍エリアをつなぐ園路（スロープ）を確保する場合以外は、原則、法面等の整備を行う区域を除き造成は行わず、現状の地形及び植生を保全する。
- 伽藍エリアの造成の勾配によっては、眺望エリアと伽藍エリアをつなぐ園路（スロープ）を史跡背景エリアにも確保することを検討する。



写真 5-2 草刈りから間がない時期の史跡指定地

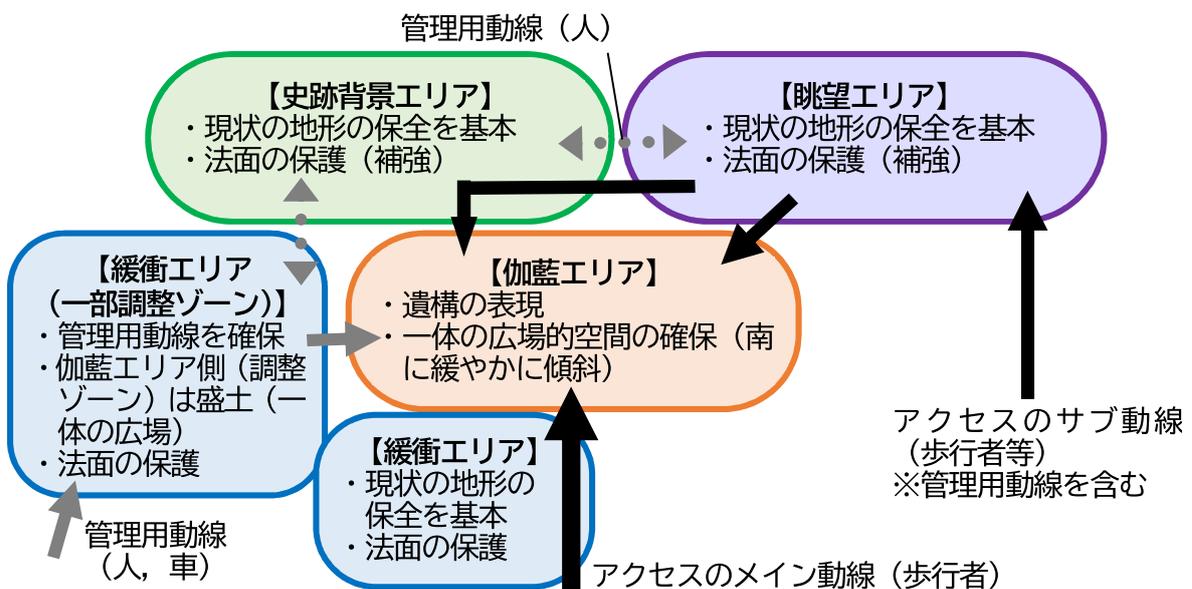


図 5-7 エリア別遺構保存及び造成

(2) 雨水排水対策

■南側の水路の活用を基本とした雨水排水処理

- 寺町廃寺跡における雨水排水処理（湧水を含む）の現状として、近代以降に掘削された素掘りの溝によって指定地内に流れ込む雨水を処理している。
- 雨水排水の主な系統としては、史跡指定地の南側（指定地外）の水路を通じて河川に排水するようになっている。この他、史跡指定地の東西にコンクリートの小規模なため池（2箇所）が設置されているが、史跡指定地外の排水路の状況から、南側の水路への排水を中心に史跡指定地内の雨水排水を検討する。
- 西側の既設ため池は南西方向に排水するよう管が設置されているが、本計画では極力、南側の水路に排水するよう、計画している柵や水路（底）と南西側への柵底のレベル（高さ）を調整する。
- 史跡指定地の南西部については、現状では次の2案を基本に検討する。

< A案：市道沿いの水路の整備は一部 > ※図 5-10（全体の図）を参照

- ・史跡指定地の南西側の法面は、その北西側の一部を除き、現状を維持することとして水路を整備する案である（法面側には水路はない）。

< B案：市道に沿って水路を整備（法面をセットバック） > ※図 5-9 を参照

- ・市道沿いの法面を全面的にセットバック（0.5m程度）させて再整備し、その法尻（史跡指定地内）に、市道に沿って水路を整備する案である。
- ・市道部分を含めて、より排水が円滑になる（現在、市道には側溝がない）。ただし、工費はややアップする。

■基本設計又は実施設計における詳細な排水施設等の検討

- 基本設計又は実施設計の際には、史跡指定地内に流れ込む水量計算を行い、水流等による遺構や地形、仕上げ面や施設・設備の侵食・毀損が起らないよう、適切な舗装や水路等の規模・仕様を検討し、近隣住民の生活にも影響のない具体的な排水計画を明らかにする。
 - 排水計画の検討にあたっては、埋蔵遺構の確実な保護を原則として、場合によっては、緩衝エリアを利用するなどして、史跡北側から集まる湧水や大雨時における雨水を処理すること（調整機能等）も考慮する。
 - 史跡背景エリアに位置する既存の小規模なため池については、その保全（維持）を図るとともに、一定の水量に達した場合には、近接する水路に排水できるようにする（オーバーフローへの対応）。なお、そのエリアへの立入防止などの安全対策を講じる。
- 本章第9節「1 管理施設 ■水路等排水施設の整備」を参照

(3) 法面の整備

■指定地法面の補強・保護

- 史跡指定地内の法面のうち、脆弱化が懸念される指定地北側（眺望エリア、史跡背景エリア）について適切な補強・修復措置を行う。法面の保護・補強においては、史跡と調和した修景に努める（共通事項）。
- 史跡指定地の南側（南東側：緩衝エリア）の法面についても、過去に補強・修復工事を実施したが、状況によっては補強などの措置を検討する。
- 一部、法面が崩落している箇所（南側・北側）の復旧を図る。
- 伽藍エリアの南側は、原則として一体的な平坦面を確保するため、盛土を行うことになる。盛土厚は基本設計等で検討することになるが、盛土に際しては土留めの法面が生じることになるため、その防災対策に留意する。

○史跡指定地南側中央は、園路（アクセス）の整備を計画しており、それに伴い新たな法面が生じることから、その補強・保護を行う。

○その他造成に伴い発生する法面を適切に補強・保護する。

■法面の整備手法の適切な選択

○主な法面の整備手法としては、表 5-4、5-5 に示している。

○これらのうち、傾斜や段差（上端と下端の高さ）、規模（面積）及び史跡の景観との調和を考慮し、植生シート又はマット（種子、肥料付き：写真 5-3）張り、植生土のう積み（図 5-8、写真 5-4）、筋芝（写真 5-5）、種子散布（吹付）など、植栽タイプを基本に検討・選択し、施工する。ただし、より強度の高い法面保護の方法が必要となった場合には、連続繊維複合補強土工（ジオファイバー工）等を含めて検討する。

○施工方法が複数に及ぶ場合は、景観的な調和を図る。



写真 5-3 植生シート（種子付き）による法面保護（名勝常德寺庭園…山口市）

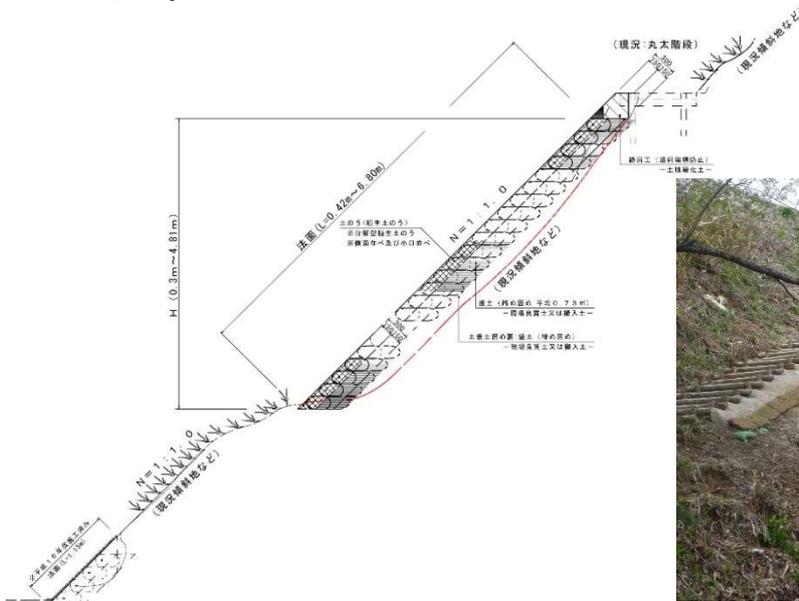


図 5-8 植生土のう積みの断面図（史跡吉川氏城館跡 小倉山城跡…北広島町）



写真 5-4 植生土のう積み（史跡吉川氏城館跡 小倉山城跡…北広島町）



<施工状況>

写真 5-5 筋芝による切岸・土塁の再現と法面保護。勾配が約 45 度ときついが崩れ等はない。（史跡吉川氏城館跡 吉川元春館跡…北広島町）

<現状>

表 5-4 主な斜面保護工の工種と目的

工種	分類			目的・特徴	
	植生工	構造物工	落石対策工		
植栽タイプ (植生工)	種子吹付工	○		△	浸食防止, 凍上崩落抑制, 全面緑化, 落石の予防
	客土吹付工	○		△	
	植生基材吹付工	○		△	
	張芝工	○		△	
	植生マット工	○		△	
	植生シート工	○		△	盛土斜面の浸食防止, 部分植生
	植生筋工	○		△	
	筋芝工	○		△	
	植生土のう工	○		△	
	苗木設置吹付工	○		△	
植栽工	○		△	景観形成	
構造物タイプ	連続繊維複合補強土工 (ジオファイバー工), じゃかご工, 石張工, コンクリート張工 など (省略)				

注: ○該当するもの △場合によっては該当するもの

参考資料: 埋蔵文化財ニュース 119 2005.3.9 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所埋蔵文化財センター (下表も同様)

表 5-5 主な植生工の種類と特徴

区分	工種	工種概要	適用条件		適用の留意点
			地質	勾配	
機械施工による植生工	種子吹付工	ポンプを用いて基盤材を 1 cm 未満に散布する。	土砂	1 : 1.0 より緩勾配	生長が遅く, 早期に被覆しない植物の適用は不向き。覆土が必要な種子は不向き。
	客土吹付工	ポンプ又はガンを用いて基盤材を厚さ 1 ~ 3 cm に客土を吹付ける。	土砂 礫質土	1 : 0.8 より緩勾配	生長が遅く, 早期に被覆しない植物の適用は不向き。
	植生基材吹付工	ポンプ又はモルタルガンを用いて基盤材を厚さ 3 ~ 10cm に吹付ける。	土砂, 礫質土, 硬質土, 軟・硬岩, モルタル吹付面。	基本的に 1 : 0.8 より緩勾配	土壌硬度, 勾配などによって吹付厚を選定する。
	苗木設置吹付工 (植生基材併用)	木本の苗木を設置した後, 植生基材吹付工を吹付ける。	同上	基本的に 1 : 0.8 より緩勾配	土壌硬度が 27mm 以上の堅い土壌やクラックの少ない岩盤では苗木の活着は困難である。
人力施工による植生工	張芝工	芝を斜面全面に密着するように張り付け, 目串で固定する。また目土を施す。		1 : 1.0 より緩勾配	小面積や修景効果が必要である場合に使用する。
	筋芝工	切芝を, 土羽打ちを行いながら, 30 ~ 50cm の間隔で挟み込むように施工する。	粘性土 土壌硬度 27mm 以下	1 : 1.2 より緩勾配	小面積の盛土に適用。砂質土には不適である。
	植生シート工	種子・肥料等が添着したシートを斜面全面に敷設し, 目串やピン, 縄で押さえ固定する。	砂質土 土壌硬度 23mm 以下	1 : 1.0 より緩勾配	マットを斜面に密着させる必要がある。肥料分の少ない土質では追肥管理を要する場合がある。
	植生マット工	種子・肥料・基盤等を含んだマットを斜面全面に敷設し, 目串やピン, 縄で押さえ固定する。		1 : 1.0 より緩勾配	緑化目標, 土壌硬度, 勾配などによってマット厚を決定する。マットを斜面に密着させる必要がある。
	植生土のう工	種子・肥料が装着された植生袋に, 土又は改良土壌を詰め斜面に積上げる。のり砕工との併用が一般的である。	岩, 硬質土砂, 肥料分の少ない土砂。	1 : 0.8 より緩勾配	勾配が 1 : 0.8 より急なところでは落下することがある。草本種子を使用する場合には保肥性の優れた土とする。
	植栽工	植え穴を掘って苗木などを植え付ける。又はプランターなどを設置して植え付ける。	粘性土 土壌硬度 27mm 以下 砂質土 土壌硬度 23mm 以下	1 : 1.5 より緩勾配	植え穴を開けるときは排水を考慮する必要がある。客土量が少ないと育成が抑制されることがある。

(4) その他史跡の保護対策

■野生動物による史跡の毀損防止

○イノシシ等による表土の掘り込み、整備した施設・設備の毀損などを防止するため、舗装材等による表面処理などを行うとともに、来訪者の転落・立入防止柵と合わせて、野生動物の侵入防止対策を検討する。

→具体的には本章「第4節 防災・防犯・安全対策計画」、「第5節 動線（園路・広場）計画」で示す。

■人為的な史跡の毀損防止

○来訪者による過失又は故意による史跡の毀損（破壊・破損、落書き等）が生じないように、景観に配慮しつつ耐久性のある素材の使用を図るとともに、サイン類での史跡利用の啓発、注意喚起、及び ICT の活用を含めた情報提供・発信に努める。



写真 5-6 イノシシ等の侵入防止柵（名勝常德寺庭園…山口市）

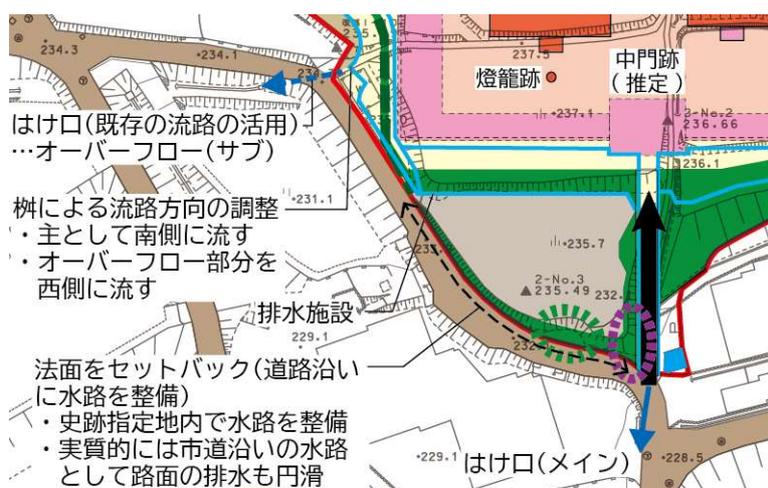


図 5-9 遺構保存の措置（南西側部分排水施設の代替案）

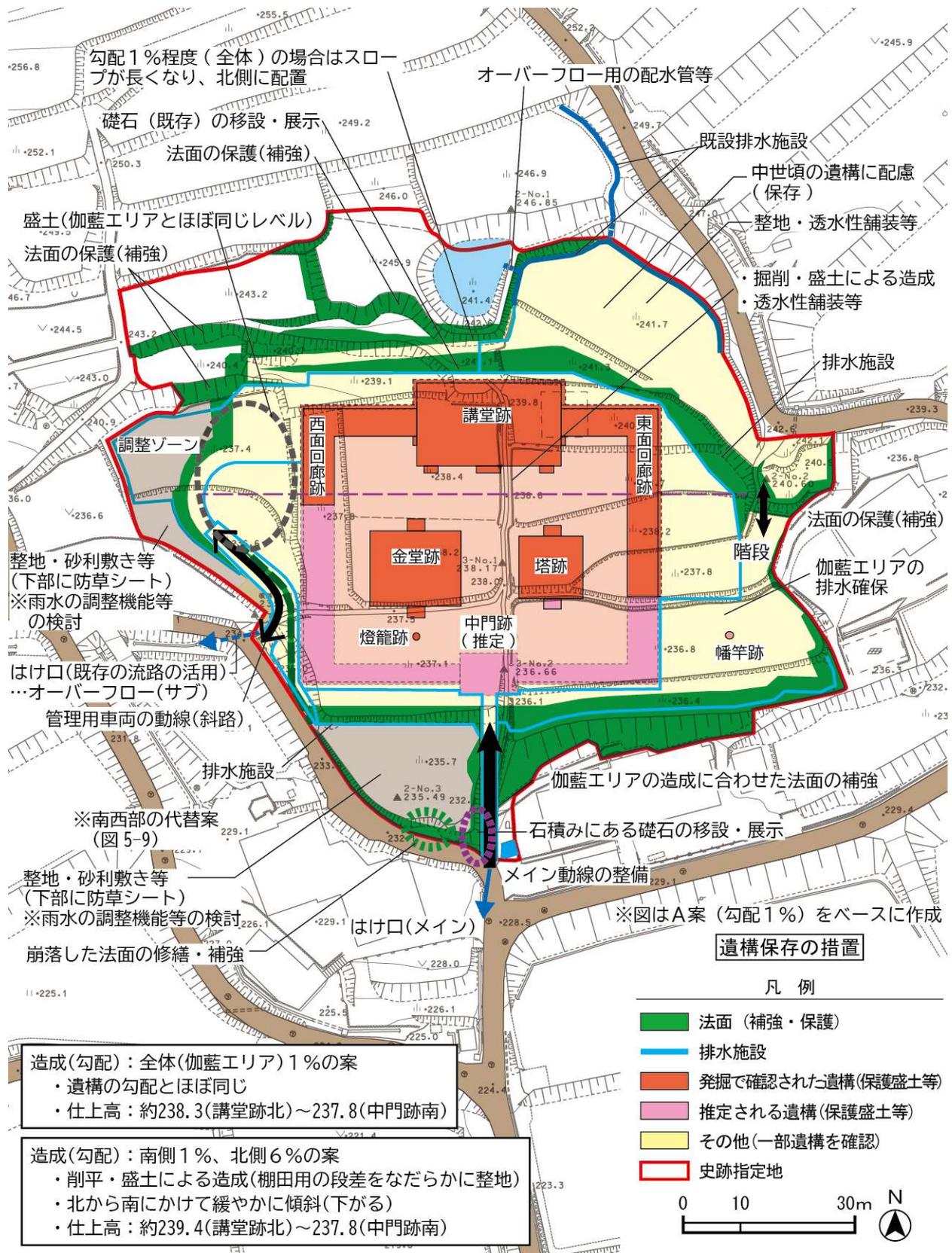


図 5-10 遺構保存の措置 (現状のイメージ案)

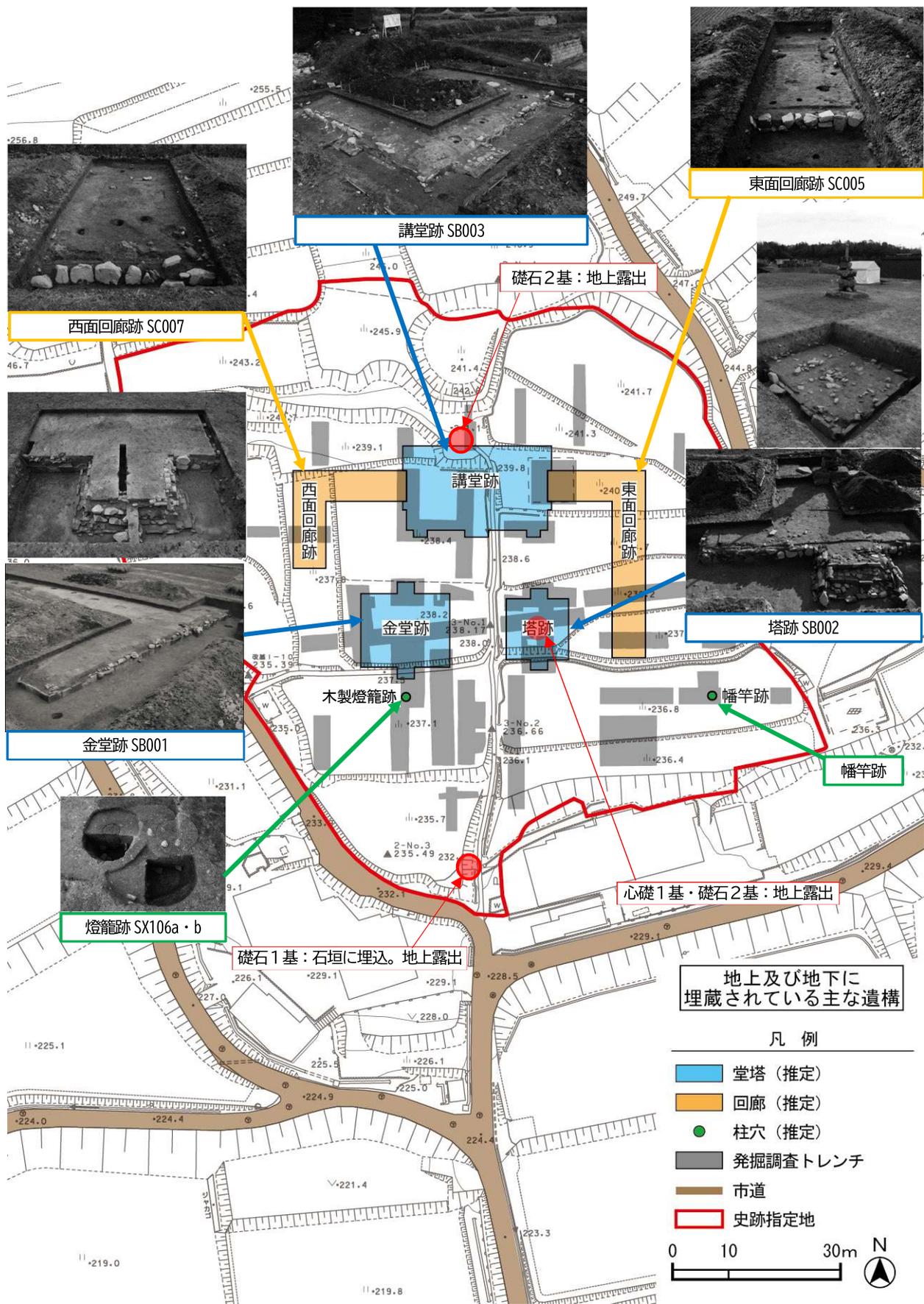


図 5-11 地上及び地下に埋蔵されている主な遺構 (参考図)

第4節 防災・防犯・安全対策計画

1 寺町廃寺跡（史跡指定地内）

（1）防災・防犯・安全対策に関する整備

■排水施設へのフタ掛け

- 雨水等排水施設は出来る限り開渠とせず、特に伽藍中枢部周辺は安全を考慮して可能な限りフタ掛けを行う。
- 格子状のフタを設置する場合は、滑り止めやケガ（金属部分での裂傷等）の防止に配慮した製品、及び史跡の景観を阻害しない製品などを選択する。
- 排水路や樹のフタは、安全性を考慮しつつ、維持管理がしやすいよう、原則、管理者等による取り外しが可能なようにしておく。



写真 5-7 コンクリート製のフタ（整備中の写真）
（史跡大内氏遺跡 築山跡…山口市）



写真 5-8 スリット型側溝。側溝のフタを細い隙間状にしたもの（名勝常徳寺庭園…山口市）

■転落防止柵・立入防止柵

＜転落防止柵（立入防止柵）：主として伽藍エリア、眺望エリア＞

- 中枢伽藍部の表現及び造成を予定している指定地中央の平坦地は、周囲（南及び東西の南側）と比べて一段（1～2m程度）高く、民家・民地が近接することから、安全や生活環境等を考慮して平坦地の縁辺部（特に西側・南側・東側）には転落防止柵（立入防止柵）を設置する。なお、それほど段差が大きい法面の上部に設置する場合は、一部を除き立入防止の機能（立入防止柵：高さ0.7～0.8m）を確保することを基本に検討する。
- 眺望の場としての整備を検討している指定地北東側の平坦地は、指定地中央の平坦地から現状では2m程度の高さがある。また、整備における伽藍エリアの勾配の取り方によっては、2mを超える段差がつく可能性があることから、安全を考慮して、眺望エリアの南西側の縁辺部に転落防止柵（立入防止柵）の設置を検討する。なお、段差を法面で整備する場合は、安全面・景観面を考慮し、柵を設置しないことを含めて検討する。
- 西側の緩衝エリアには進入路を確保し、一部、擁壁を整備し、段差が最大2.5m程度生じることになるため、この部分につ



写真 5-9 転落防止柵兼イノシシの侵入防止柵（名勝常徳寺庭園…山口市）

いては転落防止柵（高さ 1.1m）の設置を検討する。

○柵は固定式（取り外し可能なものを含む）を基本に検討する。

○これらの柵は、イノシシ等の侵入防止にも資するよう、縦格子の間隔や下部の隙間等に留意する。

○造成をC案とした場合は、堂塔跡等周囲の北側（東西回廊跡の北側から約1/3より北）では内と外でレベル差（外が高い）が生じ、講堂跡の北側では最大 0.8m程度となることから、レベル差による事故が生じないように対策を検討する。

<立入防止柵（管理用階段）：主として史跡背景エリア>

○史跡背景エリアは、伽藍エリア、眺望エリアより一段高く、一般の利用を制限する区域であるが、管理用階段を付けることを検討する。

○管理用階段を付ける場合には、一般の利用を禁止するため、階段の上がり口に立入防止柵（扉）及び注意札の設置は検討する。

<転落防止柵・立入防止柵の形態・デザイン>

○立入防止柵の高さの標準（指針）は0.7~0.8m程度、転落防止柵は1.1m以上となっている（「自然公園等施設技術指針」環境省）。

○ただし、伽藍エリア及び緩衝エリア（西側）の柵は連続していることから、次の2つの方法を基本に検討する。

同一の形態（高さ）・デザインで整備（高さ約1.1m）

- ・緩衝エリア（西側）の進入路（擁壁あり）の安全を優先し、転落防止柵（約1.1m）の高さを基本に、同一のもので整備する。

- ・その際、「自然公園等施設技術指針」では縦格子の間隔等の基準はないことから、高さ0.7~0.8m以上の部分は、史跡との景観的な調和や周囲の眺望を考慮し、縦格子をなくす又は少なくすることも検討する（図5-12）。

進入路部分のみ高さ約1.1m（転落防止）、それ以外は約0.8m

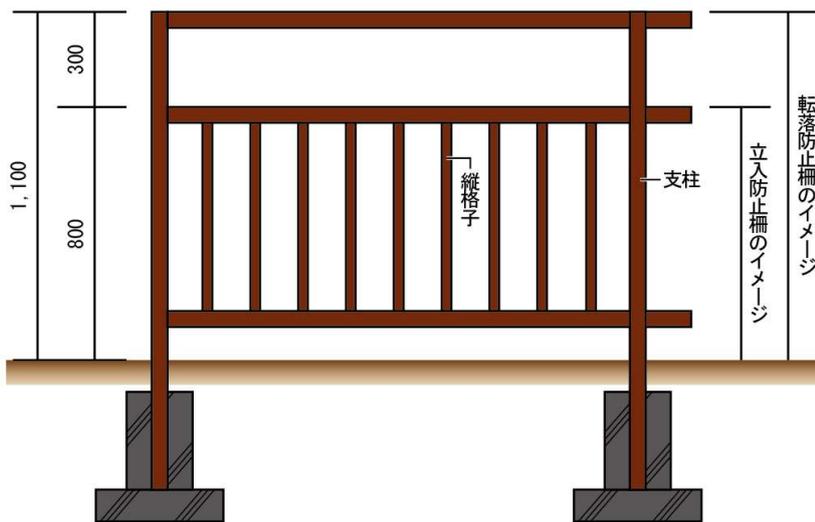
- ・緩衝エリアの進入路部分（擁壁）のみを転落防止柵（約1.1m）、それ以外は立入防止柵（0.8m）とし、高さ0.8m以下の部分の形態・デザインは同一にする。

○転落防止柵・立入防止柵は、寺町廃寺跡が存在した時代（古代）にはなかったことから、来訪者等が誤解することがないように、史跡の景観に配慮しつつ、現代的な素材（金属等）及びデザインを検討する。

表 5-6 柵の分類と機能。形態等（「自然公園等施設技術指針」環境省）

※一部省略・付記

柵の分類	機能	形状・形態	設置箇所
転落防止柵	人の安全性の確保	H=1.1m以上かつ利用者の視線を遮らない高さ、人の荷重に耐える応力を有する（金属製の柱+縦格子など） ※道路施設の防護策の格子間隔 15 cm 以下（指針）としている自治体あり ※建築基準法：縦格子の内法及び下部の隙間 110 mm以下	・転落のおそれがある場所の周辺
立入防止柵	人の安全性の確保	H=0.7~0.8m程度、人を制止できる耐力を有する	・保護すべき動植物の生息・生育地→立入を制限する必要がある遺構 ・危険な地域の周辺など
注意喚起柵	人への注意喚起	省略	省略
侵入防止柵	動物の侵入防止	省略	省略
その他の柵	視線の遮蔽や人の侵入防止など	省略	省略



※材質は金属等

※色はステンレス色などを含め、往時の物でないことが瞬時に理解でき、あまり目立たないことで検討

図 5-12 転落防止柵・立入防止柵のイメージ



写真 5-10 転落防止柵の例（高さ 1.1 m：本川右岸…広島市）



写真 5-11 転落防止柵の例（高さ 1.2m：エディオンピースウイング広島…広島市）

■災害の発生状況を踏まえた取組

○寺町廃寺跡の南東側及び北側の法面は、過去の豪雨時に法面が崩落した経緯があり、南東側については法面の補強工事を実施している。また、指定地南側は土砂災害警戒区域に指定されており、こうした状況を踏まえ、史跡が毀損した場合には早期の復旧を含めて対応に努める。

■法面の整備（指定地法面の補強・保護）…再掲

※本章「第3節 遺構保存計画」を参照

(2) 防災・防犯・安全対策に関する活動・取組（主としてソフト）

■地元と連携した防災・防犯等の取組

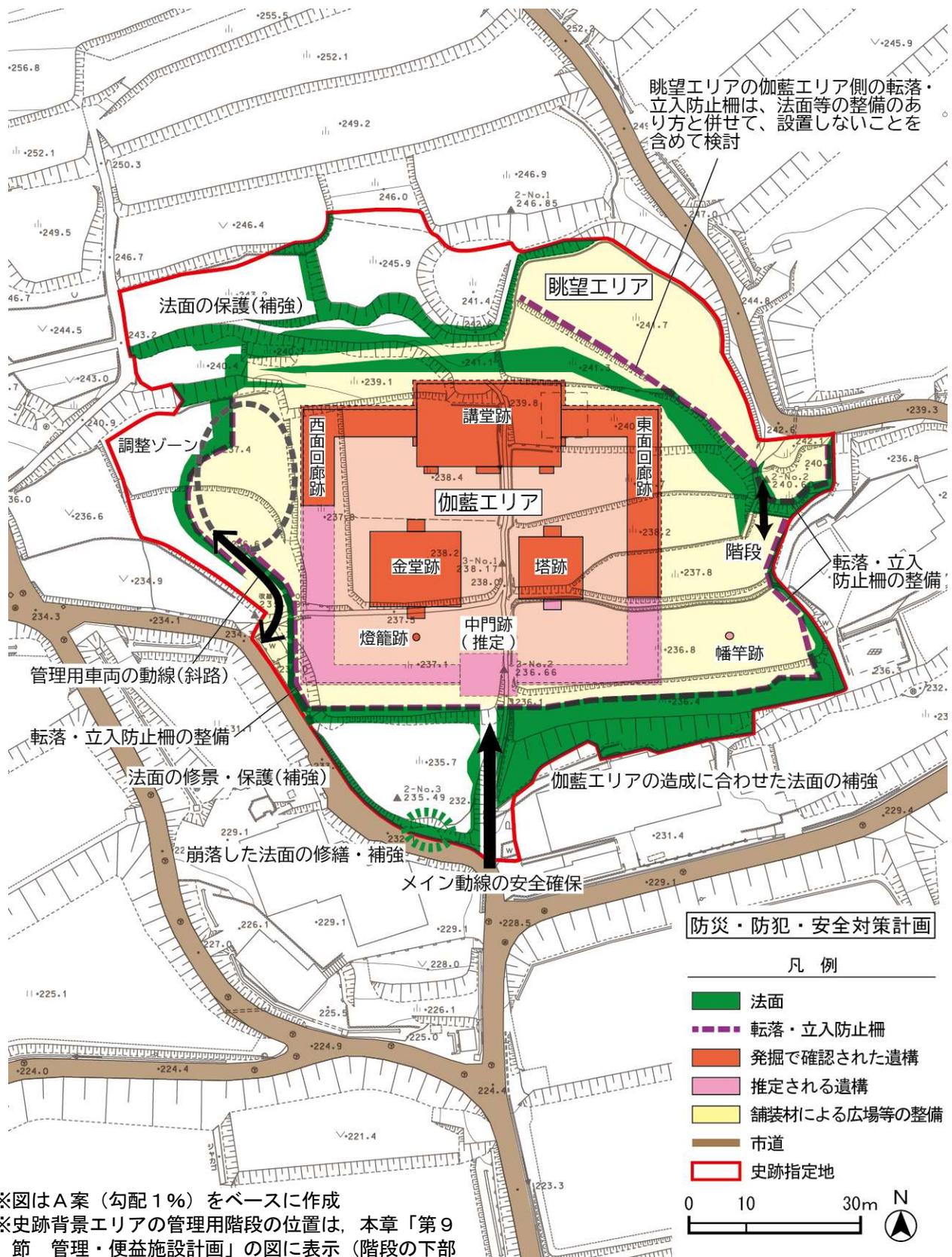
○地域住民及び地元活動団体等と連携し、史跡を含めた防災・防犯の体制の充実・強化に努める。
 ○史跡の点検・パトロールなどの活動に努める。
 ○文化財防火デーの取組を行う場としての活用も検討する。

■防災・防犯・安全面に関する啓発や情報提供等

○来訪者への防災・防犯・安全面に関する啓発や注意喚起等を行うため、説明板等への注意事項・留意事項の記載、ICTの活用を含めた関係する情報の提供・発信に努める。

2 大当瓦窯跡での取組

寺町廃寺跡における防災・防犯・安全対策は、大当瓦窯跡においても応用できる部分は必要に応じて取組の実施に努める。（上記のうち、「災害の発生状況を踏まえた取組」、「地元と連携した防災・防犯等の取組」、「防災・防犯・安全面に関する啓発や情報提供等」）



※図はA案(勾配1%)をベースに作成
 ※史跡背景エリアの管理用階段の位置は、本章「第9節 管理・便益施設計画」の図に表示(階段の下部に立入防止柵を設置)

図5-13 防災・防犯・安全対策計画

第5節 動線（園路・広場）計画

1 史跡指定地内の動線（園路・広場）

（1）歩行者動線のルートと整備内容

寺町廃寺跡における利用者の動線については、2箇所（南側，東側）から史跡指定地に入り、史跡指定地内においては、高低差がある部分についてはスロープ（傾斜路）及び階段による園路を整備し、それ以外については、広場等による自由動線を基本とする。

スロープについては、眺望エリアと伽藍エリアをつなぐ歩行者動線としての確保を目的とする。伽藍エリアの造成・仕上げの勾配により、基本的には次の5パターンが考えられる（堂塔跡内の造成勾配が6%又は1・6%の場合は、実質的に整備が困難…本章「第3節 遺構保存計画」を参照）。

これらのうち、現状では、スロープによる景観的影響（圧迫感等）や伽藍エリアの土地の制約が相対的に少ない「A案」又は「C案」が基本的な方向性として想定される。

○造成の勾配1%・スロープ史跡背景エリア側（長い）：A案

- ・北側斜面の遺構確認

○造成の勾配1%・スロープ伽藍エリア側（長い）：B案

- ・スロープの伽藍エリア側は擁壁
- ・眺望エリアの遺構に留意

○造成の勾配は堂塔跡周囲の北側6%（南側及び堂塔跡内は1%）・スロープ史跡背景エリア側・スロープの眺望エリア側は一定程度平坦面を確保（動線としては一番長い）：C案（A・B案で取り入れることも検討）

- ・眺望エリアからは一定程度平坦面とし、そこからスロープを整備
- ・一定程度の平坦面を確保することで、伽藍エリアの北面を画する法面を強調（史跡背景エリアの表現・修景）
- ・史跡背景エリアの西端近くまで利用することで動線を確保

○造成の勾配1%6%の複合・スロープ中程度…基壇を再現する場合、整備（造成）が困難

- ・眺望エリアの遺構に留意
- ※この造成勾配は実質的に整備が難しい（表5-3を参照）ので仮の案として記載（下記の「造成の勾配6%」も同様）

○造成の勾配6%・スロープ短い…基壇を再現する場合、整備（造成）が困難

- ・眺望エリアの遺構に留意

なお、史跡指定地内においては、歩行者、車椅子利用者等の安全性や快適性の確保、及び遺構の保護や舗装、各種施設の保全を図るため、管理用車両等を除き、自動車、自転車等の進入は、原則、眺望エリア南東側の小広場（下記の「イ」を参照）までとする。

ア 史跡指定地南側から入り北へと進む園路の整備（メイン動線）

■メインの歩行者動線（園路）の整備

○南側の市道から中門跡（推定）に向かう園路を整備するため、遺構の存在を確認しつつ、現行の動線の西側を一部掘削し、法面の保護を図り、階段・踊り場を設置し、メインの歩行者動線（園路）とする。

○園路の有効幅員は、メイン動線であることを考慮して検討する。

○園路は、史跡の景観と調和する質感や色彩の透水性舗装を基本に、耐久性等を考慮し、整備材料や方法を検討し、整備する。透水性舗装は、広場も同様に検討する。

※透水性舗装により、伽藍エリア等の水勾配、排水施設と一体的に雨水排水に対応する。

■手すりの設置

○園路（階段等）の片側又は両側に手すりの設置を検討する。

イ 史跡指定地東側から眺望エリア及び伽藍エリアに入る園路の整備（サブ動線）

■サブの歩行者動線（園路・小広場）の整備

○メインの歩行者動線は、車椅子では移動が困難であることから、史跡指定地東側の市道から史跡指定地（眺望エリア南東端）に入る園路（進入路）を整備する。併せて、管理用車両の動線としても利用する。

○市道からの進入路の幅員は原則3m以上で、管理用車両等の出入りが可能な幅員とする。

○市道から史跡指定地に入った部分には小広場を確保し、眺望の場と併せて、車椅子利用者等の駐車スペース及び管理用車両等のスペースとする。

○上記の小広場と眺望エリアの北西側は、原則、同一レベルとし、一体的な利用ができるように配慮する。

■眺望エリアと伽藍エリアの連絡（スロープ、階段）

スロープ

○眺望エリアと伽藍エリアをつなぐ園路（スロープ）を、眺望エリアから西に向け、前述のA・B・C案を基本に検討する。その際、眺望エリアの中世頃の遺構や史跡背景エリアの地山の保護に留意するとともに、史跡の景観に配慮する。

○スロープの有効幅員は、1.5m以上（「広島県福祉のまちづくり整備マニュアル」の誘導基準）を基本に検討する。

○スロープの勾配は、車椅子での利用を前提に、「広島県福祉のまちづくり整備マニュアル」の整備基準である1/12以下とする（誘導基準は「1/15を超えないようにすることが望ましい」）。

階段

○眺望エリアの南東側、小広場を整備する付近から伽藍エリアに下りる階段を整備する。

○階段は史跡の景観に配慮して南北方向とし、既存の道及び法面の利用を基本としつつ、必要に応じて盛土等により伽藍エリアにつなぐ。

■手すりの設置

○園路（スロープ）、階段には、両側又は片側に手すりの設置を検討する。



写真 5-12 参考：傾斜地の通路整備（史跡新池ハニワ製作遺跡・大阪府高槻市 HP）



写真 5-13 参考：舗装による通路整備（史跡安満遺跡公園・大阪府高槻市 HP）

(2) 管理用車両等の動線

寺町廃寺跡の整備後においては、史跡の点検や維持管理、具体的には清掃美化、草刈り、

必要に応じた修繕等が必要であり、管理用車両等の動線の確保が求められる。

このため、史跡指定地の西側にある既存の動線（市道から旧農地への出入りの道）を改良し、管理用車両等の主たる動線として利用する。ただし、市道と史跡指定地（緩衝エリア等）とのレベル差が2～3mあることから、少なくとも20m以上の斜路が必要であり、北側に向けて確保する。

なお、伽藍エリアへつながる管理用車両の動線は上記のとおり西側からとし、東側からの管理用車両等の動線は、土地の制約等（スロープの幅員、景観への影響、必要性）を考慮し、眺望エリアまでとする。

これらの他、法面を除き、原則、現状を維持する史跡背景エリアの草刈りを含めた維持管理のための歩行者動線（管理用階段）を整備するとともに、安全面から一般利用を制限する柵等や注意札の設置を検討する。

ア 西側からの管理用車両等の動線の整備

■北西側の緩衝エリアへの動線の整備

○史跡指定地の西側（コンクリート製のため池付近）から北西側の緩衝エリアに上がる管理用車両等の動線を整備する。

■北西側の緩衝エリアと伽藍エリアをつなぐ動線の整備

○管理用車両等及び維持管理等を行う人が、伽藍エリアに容易に入ることができるよう、西側の緩衝エリアの斜路より東側は、伽藍エリアと同等のレベルで検討する。

イ 東側からの管理用車両等の動線の整備

■サブの歩行者動線と併せた管理用車両の動線の整備

○前記の「イ 史跡指定地東側から眺望エリア南東端に入る園路の整備（サブ動線）」を、管理用車両等の動線としても利用する。

■市道付近の小広場と眺望エリア（北西側）につながる管理用車両等の動線の整備（確保）

○市道付近の小広場から眺望エリア北西側につながる来訪者（歩行者）及び管理用車両等の動線を整備する。なお、両者は（ほぼ）同じレベルとなることから、原則、同一の仕上げとするが、必要に応じて園路兼管理用車両等のルート（表示）の整備（表示）を検討する。

○眺望エリアから伽藍エリアにつながる管理用車両の動線は確保せず、伽藍エリアへの管理用車両等の動線は西側からとする。

(3) 広場の整備

史跡指定地内においては、本章第3節2「(1) 史跡指定地内の造成」で示しているように、伽藍エリア、眺望エリア、緩衝エリアにおいて広場を整備する。これらの整備内容は次のとおりである。

■伽藍エリア：遺構表現と一体となった広場

○伽藍エリアは、北から南への緩やかな勾配はあるものの、一体の平坦面を基本とし、遺構表現と周囲の平坦面が一体化した広場的な空間を整備する。→遺構表現に関しては本章「第6節 遺構表現計画」を参照

○堂塔跡の遺構の再現を行う範囲を除き、回廊跡等の平面表示を行う範囲・部分を含め伽藍エリアの平坦面は、透水性舗装を基本に整備を検討する。

○回廊跡やその内側・外側は、それぞれに質感や色彩等の差異を持たせながら、利用しやすさや景観、耐久性等も考慮し、透水性舗装を基本に整備材料等（柵等）を検討し、整備する。なお、

視覚的な印象づけとしては、回廊跡、回廊跡内側、回廊跡外側の順等を考慮する。

- 伽藍エリアの周囲の一部に生じる法面については、防災・安全性や景観等を考慮して、適切に転落防止柵等を設置するとともに、法面の保護を図る。…以下同様

■眺望エリア

- 眺望エリアは、スロープ等を除き、広場（平坦面）として眺望や休憩等の場として活用する。
- 眺望エリアの南東側の一部には、市道からの出入口及び管理用車両等の小広場として整備する。
- 眺望エリアの平坦面は、前記（伽藍エリア）の回廊跡外側と同様の仕上げ（透水性舗装材）を基本に検討する。

■緩衝エリア

- 緩衝エリアは、旧農地の形状を基本に、進入路等を除き、広場的空間を確保する。
- 北西側の緩衝エリアの伽藍エリア側（調整ゾーン）を除き、一般の利用を制限する区域であり、維持管理が容易になるよう、また、整備の費用を抑えるため、雑草対策（防草シート張り）のうえ砂利敷きを検討する。
- 北西側の緩衝エリアの伽藍エリア側（調整ゾーン）は、伽藍エリアと（ほぼ）同じレベルとし、一体的な空間としての活用を図る。
- この範囲（調整ゾーン）は、前記（伽藍エリア）の回廊跡外側、及び眺望エリアの平坦面と同様の仕上げ（透水性舗装材）を基本に検討する。

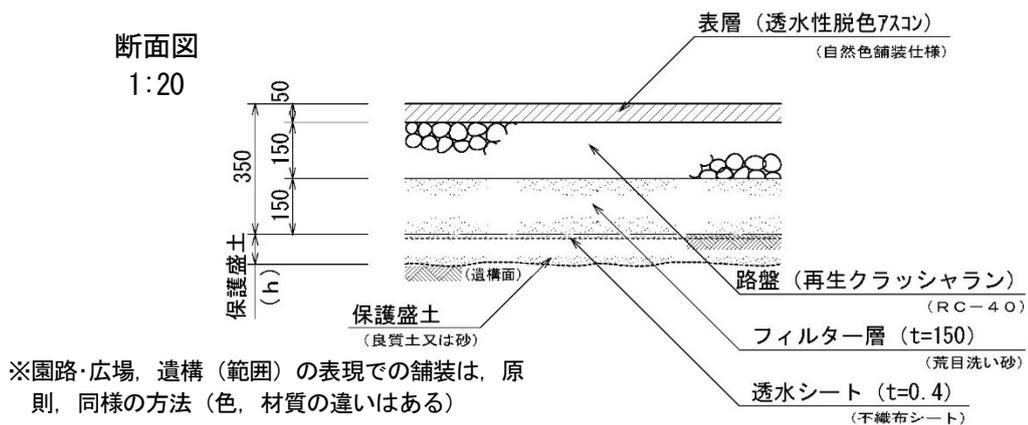


図 5-14 舗装の方法（断面図：参考図）

2 史跡へのアクセス

史跡寺町廃寺跡へのアクセスの確保・円滑化に向け、次に示す整備を含めた取組の実施に努める。

■寺町廃寺跡の南側（備北広域農道）からの誘導

- 備北広域農道から史跡指定地に入る付近に設置している誘導標識については、やや傾いており、据え直し・修繕又は再整備を検討する。→本章「第7章 案内・解説施設計画」を参照

■史跡相互をつなぐ「しかけ」

- 寺町廃寺跡と大当瓦窯跡をつなぐ「しかけ」として、両遺跡の位置を示したパンフレットの作成、既存の誘導標識を活かした情報の提供に努める。
- 史跡へのアクセスなどに関する情報提供を多様な媒体を活用して充実に努める。

■交通施設からのアクセス

- 最寄りの駅やバス停などから、史跡へのアクセスに関するパンフレットや情報紙の掲示

に努める。

○既存の誘導標識の適切な管理に努める。

■主要な文化・交流施設等から史跡への誘導

○市内の主要な文化・交流施設において、本史跡への関心を高めるパンフレットの配置や情報発信等を行い、史跡への誘導に努める。

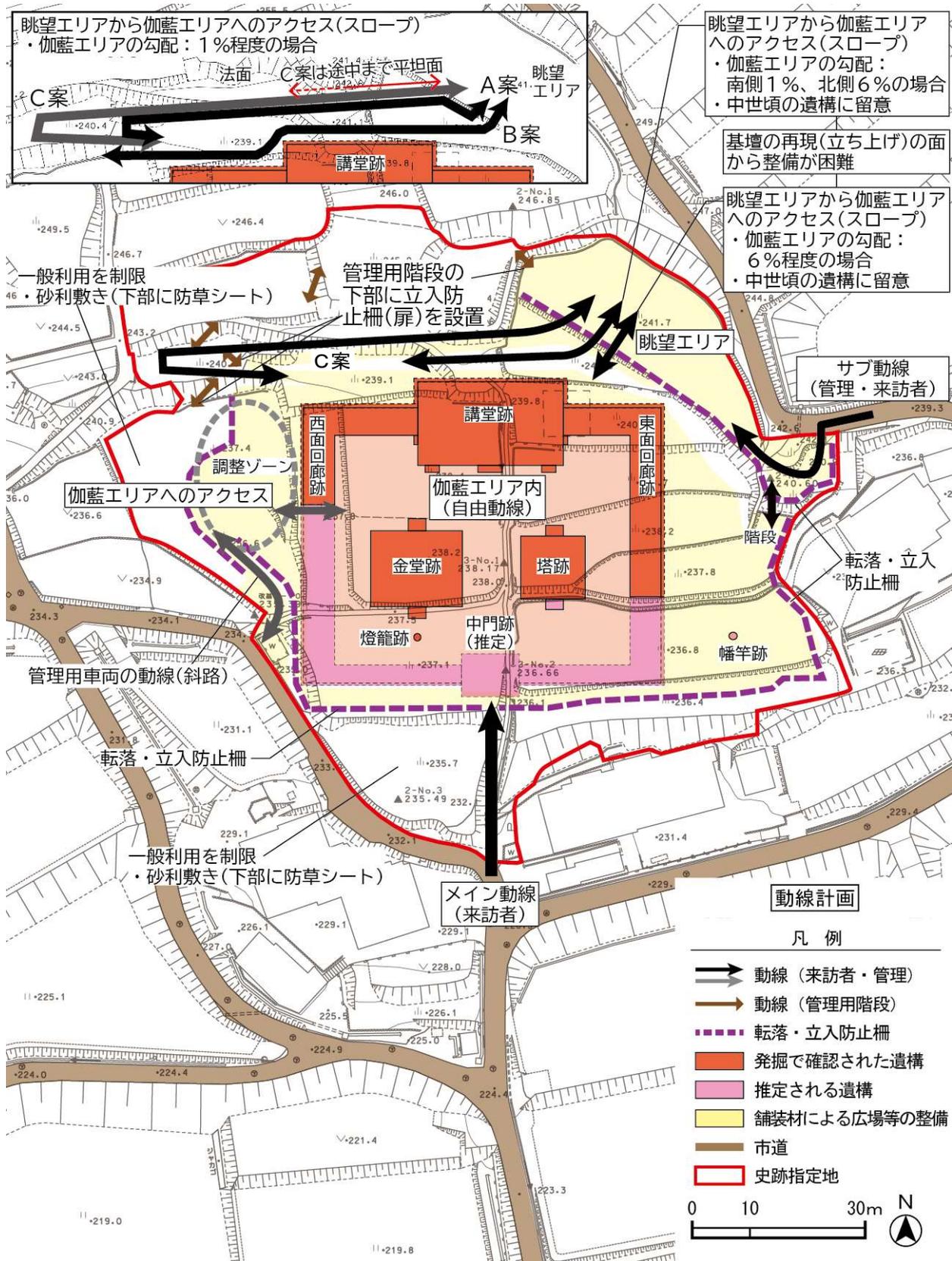


図5-15 動線計画

第6節 遺構表現計画

1 遺構の表現の時期と前提

寺町廃寺跡は、7世紀後半の創建から少なくとも平安時代までの長期にわたって存続した寺院跡である。『史跡寺町廃寺跡-推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書-』では、造営開始から廃絶以降の再利用にかけて、大きくⅠ～Ⅴ期に時期を区分し、遺構の変遷過程を整理した。参考として、その時期区分を示すと次のとおりである。

- Ⅰa期：寺町廃寺跡の造成開始（7世紀第3四半期～）
- Ⅰb期：中枢伽藍の完備期（7世紀第4四半期頃）
- Ⅱ期：寺町廃寺跡の第1補修期（8世紀頃）
- Ⅲ期：寺町廃寺跡の第2補修期（9世紀中葉頃）
- Ⅳ期：寺町廃寺跡の廃絶期（10～11世紀？・未定）
- Ⅴ期：廃絶期以降の再利用（15世紀以降）

指定説明文の内容や前章で本質的価値として整理したように、寺町廃寺跡の特徴は、残りが良好な法起寺式伽藍配置が確認されたことである。この特徴を踏まえれば、中枢伽藍部が完備・補修されていた時期、すなわち、上記の時期区分のうち、Ⅰb期～Ⅲ期（7世紀第4四半期頃～9世紀中葉頃）の状況を表現することが適切と考えられる。

なお、発掘調査で検出した遺構は、当然ながら廃絶期以降の状況となる。よって、遺構表現にあたっては、発掘調査から得られた情報の中で確実に推定できる事実をもとに検討することが前提となる。

【寺町廃寺跡の整備時期と主たる対象】

- 整備時期：7世紀第4四半期頃～9世中葉頃
- 主たる対象：中枢伽藍部（金堂跡・塔跡・講堂跡・回廊跡）
- その他
 - ・中枢伽藍部を構成する中門跡や南面回廊跡は、明確な遺構が確認できていないため、推定であることがわかるように表現する。
 - ・金堂跡南側に位置する燈籠跡、及び東面回廊跡の東側に位置する幡竿跡の表現を検討する。
 - ・寺院に係る附属建物（僧房・食堂・鐘楼・経楼・南門）は明確な遺構が確認できていないため、原則表現しない。

2 遺構の表現

(1) 遺構の概況

寺町廃寺跡において確認されている「7世紀第4四半期頃～9世紀中葉頃」の主要な遺構は、次のとおりである。前項でも触れたようにこれらを遺構の表現の対象とする。

<整備時期：7世紀第4四半期頃～9世紀中葉頃の主要な遺構>

○金堂跡（SB001）

- ・基壇の規模は、東西 15.74m×南北 13.40m、北階段 SX102 の規模から推定した復元高 1.8m。基壇下部の周囲には1段の埴列が廻る。その上部には瓦や角礫が積み上げられているが、創建期の状態は明確でない。

- ・基壇築成は、掘り込み地業が伴わず、整地土の上に版築土を積み上げたり、地山を基壇状に削り出したりしている。
- ・基壇の南辺と北辺の中央部に階段が取り付く。北階段の規模は、幅 2.62m、階段の出 2m、階段高 1.62m（推定）。
- ・原位置を保つ礎石は確認できていない。
- ・金堂跡の基壇南縁から南へ 5.1m の位置には木製とみられる燈籠跡 SX106A・B を確認。

○塔跡（SB002）

- ・基壇の規模は、1 辺 11.14m。北階段 SX204 の規模から推定した復元高 1.35m。基壇下部の周囲には 1 段の塼列が廻る。その上部には瓦や角礫が積み上げられているが、創建期の状態は明確でない。
- ・基壇築成は、地山削り出しがベースとなる。
- ・基壇の北辺の中央部に階段跡が取り付き、南側は後世に削平されている。北階段の規模は、幅 2.3m、階段の出 1.95m、階段高 1.05m（推定）。
- ・原位置を保つ礎石は確認できていないが、3 間四方の三重の塔と推定。

○講堂跡（SB003）

- ・基壇の規模は、東西 25.1m×南北 14.7m。復元高は 60cm。基壇下部の周囲には 1 段の塼列が廻る。その上部には角礫が積み上げられているが、創建期の状態は明確でない。
- ・基壇築成は、地山削り出しがベースとなる。
- ・基壇南辺の 3 箇所には階段跡が取り付く。南側中央階段 SX312 は東西 3.8m、東西両階段は東西幅 1.95～2m。階段の出はいずれも 90cm、階段高 45cm。
- ・明確な原位置を保つ礎石は確認できていないが、桁行中央間 13 尺、その他 12 尺等間、梁間 12 尺等間の桁行 5 間×梁間 2 間の身舎の四周に梁間 7 尺の庇が巡る構造。

○東面回廊跡（SC005）

- ・基壇の規模は、東西幅 4.2m、犬走りを含めると東西幅 4.7m の単廊である。基壇の内側には雨落ち溝が確認されている。
- ・基壇の下部には 1 段の塼列が確認されている。
- ・基壇築成は、地山削り出しがベースとなる。
- ・原位置を保つ礎石は確認できていない。

○西面回廊跡（SC007）

- ・基壇の規模は、東西幅 4.2m、犬走りを含めると東西幅 4.7m の単廊である。基壇の内側には雨落ち溝が確認されている。
- ・基壇の下部には 1 段の塼列が確認されている。
- ・基壇築成は、地山削り出しがベースとなる。
- ・原位置を保つ礎石は確認できていない。

○北面西回廊跡（SC008）

- ・講堂跡 SB003 の基壇西辺の中央部に取り付く。
- ・基壇の規模は、東西幅 4.1～4.2m。
- ・基壇南辺には塼列が巡り、基壇北辺にも塼列が巡り、更にその外側には石列が廻る。両者の間には幅 60cm の平坦部があり、犬走りと考えられる。
- ・北面西回廊跡の取り付き部から南では、講堂跡 SB003 の西辺に接して幅 1.5m、奥行 65cm の小階段 SX314 が確認されている。

○燈籠跡（SX105A）

- ・金堂跡 SB001 の南北中軸線上、基壇の南縁部から南へ 5.1m の位置において、燈籠跡（SX106A）が確認されている。

- ・据付穴は、隅丸方形の平面形を呈し、その規模は東西 1.05m×南北 89cm。

○幡竿跡 (SX531)

- ・寺域東南部、東面回廊跡 SC005 の基壇東辺から約 11mの場所に位置において、幡竿跡 SX531 が確認されている。
- ・柱掘方は東西 1.3m×南北 1.2m。

(2) 遺構整備の方針

第4章の整備の基本的な考え方を踏まえ、「寺町廃寺跡が語る本物の歴史について、目で見て体感できる場となる」ように、基壇の復元的整備（立体表示、以下、復元的整備は「再現」という。）や遺構表示（平面表示）、先端技術を活用しながら、寺院跡の存在が理解できる遺構の表現とする。

(3) 遺構の表現

寺町廃寺跡の伽藍エリアにおいては、遺構を埋め戻した上部で、次のような前提となる考え方で遺構の表現を検討する。

- 伽藍エリアの堂塔跡等（回廊跡を含む）内側の造成を、原則、勾配 1%程度（遺構面に近い勾配）で行うことを基本とし、遺構の表現を検討する。なお、堂塔跡等の周囲の勾配は、内側と同様にする案（A案、B案）のほか、北側を 6%程度にする案（C案）がある。
 - 金堂跡、塔跡、講堂跡の基壇の再現（高さは塔心礎等を考慮）を行うこととし、それぞれ南面は塼を模した製品で、一定程度立ち上げる。
- なお、最終的な造成（勾配等）、詳細な遺構の表現は基本設計で検討し、決定する。

ア 中枢伽藍部の表現

1) 金堂跡 (SB001) : 立体表示等

■南面の基壇外装の再現

- 十分な盛土により埋蔵遺構を確実に保護した上で（他も同様）、保護層の上部には、盛土によって基壇の規模や構造が分かるように立体的に表現する。



写真 5-14 発掘調査の遺構検出時の基壇を部分的に復元した事例（史跡上淀廃寺跡…鳥取県 HP）



写真 5-15 復元的に整備された基壇と礎石建物跡の事例（史跡備前国分寺跡…岡山県赤磐市教育委員会 HP）

- 表現の方法は、南面については塼を模した製品（厚 60 mm程度、幅（縦） 450 mmなど）を小端立てして再現し、その背後を盛土・張芝で整備することを基本に検討する。なお、南面の両サイド（東・西の面の南端）も、土留めのため塼を模した製品を回す。塼を模した製品は、発掘調査の結果を踏まえ、立ち上げ 1 枚を基本に連続して設置する。
- 再現する基壇の高さは、塔跡の塔心礎の地上への露出を維持・継承することも考慮し、周辺よりも南面で+350 cm程度で検討する。
- 南側の基壇外装の表現は、前記の通り塼を模した製品を小端立てにすることを基本とするが、一部において版築の状況が分かるような表現（外壁材等による地層表現や写真陶板等+説明板：写真 5-15）も検討する。



写真 5-16 復元的に整備された基壇と礎石建物跡の事例（史跡武蔵国分寺跡…東京都国分寺市 HP）



写真 5-17 貝塚断面の写真陶板（中央）と地層の表現（史跡貝殻山貝塚：愛知県清須市）…写真提供：大塚オーミ陶業株式会社

■南側階段跡の表現

南側階段跡については、階段の一部再現又は平面表示について検討し、その結果に基づき整備する。

<南側階段跡の部分的な再現の場合の検討事項（案）>

- 階段跡の再現（立体表示）は、塼を再現する南面（辺）において行い、階段・犬走りの出や幅は発掘調査を基本に設定を検討する。
- 階段跡の再現においては、遺構が確認されている北面の階段を参考に、犬走り及び蹴上げ・踏み面等を再現する。
- 基壇の再現高は、北側で蹴上げ約 20 cmの階段遺構 3 段が確認されているが、再現する基壇の高さを 35 cm程度とするため、原則、階段（蹴上げ）は低くして 3 段程度を確保することで検討する。
- 階段の側面は瓦が平積みにされ、蹴上げは塼で立ち上げられていたことから、それを前記の板状の舗装材等で再現することが考えられる。
- 犬走りは周囲と同レベルで整備し、外側の見切りは発掘調査で確認されていた塼を模した製品を設置することなどが考えられる。

<南側階段跡の平面表示の場合の検討事項（案）>

- 南側階段の再現は上記のように部分的にとどまることから、説明板等とのセットにより来訪者に理解してもらう必要がある。このため、平面表示とした方が、説明板等とセットで理解が高まる可能性も考えられる。
- 平面表示の場合、北側の階段跡（遺構）の範囲に基づき表現（表示）を検討する。
- 犬走りの外の範囲の平面表示の方法は、下記の「北側階段跡の平面表示」と同様である（来訪者用の階段及び検出遺構図等の原寸大表示は除く）。また、推定される階段の範囲

及び段数（蹴上げ）のラインを界線で表示することを検討する。

- 階段が取り付く基壇部分は、塼による立ち上げはなかったことから、コンクリート等で立ち上げ、そこには「階段取付部分」などの表示板（プレート）の設置を検討する。

■北側階段跡の表現

北側階段跡については、平面表示を基本とし、南側階段跡と同様の部分的な再現についても検討し、検討結果に基づき整備する。

＜北側階段跡の平面表示の場合の検討事項（案）：基本となる整備案＞

- 北側階段跡については、発掘調査で確認された範囲を、次のように平面表示する。
- 犬走りの外側で確認されていた塼を、それ模した製品で表現するとともに、周囲との見切りとする。塼を模した製品は、周囲との仕上げ面と同様のレベルとし、利用者がつまずかない方法を検討する。
- 犬走り・階段の範囲は透水性の舗装材による表示を基本とし、推定される階段の範囲及び段数（蹴上げ）のラインを界線で表示することを検討する。
- 犬走り・階段の範囲については、上記のような整備の他に、検出遺構図（平面図）又は写真の原寸大表示の可能性を、表示方法や費用等を勘案して検討する。
- 北側から基壇に上がりやすいよう、また、再現した基壇の保護を図るため、階段付近の基壇側に広島県福祉のまちづくり整備マニュアルを踏まえて、利用のための階段の設置を検討する。

＜北側階段跡の部分的な再現の場合の検討事項（案）：可能な場合＞

- 再現する基壇の高さは、造成勾配1%程度とした場合、北面では30cm程度となるため、原則、階段（蹴上げ）は低くして、遺構で確認された3段程度を確保することで検討する。
- 再現する階段は、北面の遺構で確認された下部3段にするか、又は基壇面と一体化させるため上部3段にするかを検討する。
- 階段を再現する場合、階段が取り付く基壇部分の両サイドを、塼を模した製品で立ち上げ、南側に準じて基壇を一部再現することなどが考えられる。

■基壇上の整備

- 基壇上は、南北方向の勾配及び事業費を考慮し、盛土の上、張芝を基本に整備を検討するが、維持管理の観点から舗装も含めて、基本設計・実施設計時に要検討。
- 南面及び東西の南端以外の外周は、塼を模した製品を周囲の仕上げ面と同じレベルで設置するなどして、見切りとする。
- 基壇上については、発掘調査では原位置を保つ礎石が確認できていないため、礎石の再現は行わない。
- 張芝の場合の維持管理（散水）は、北側からの湧水の活用（水中ポンプ等を利用）などを検討する。

…本章「第9節 管理・便益施設計画」を参照

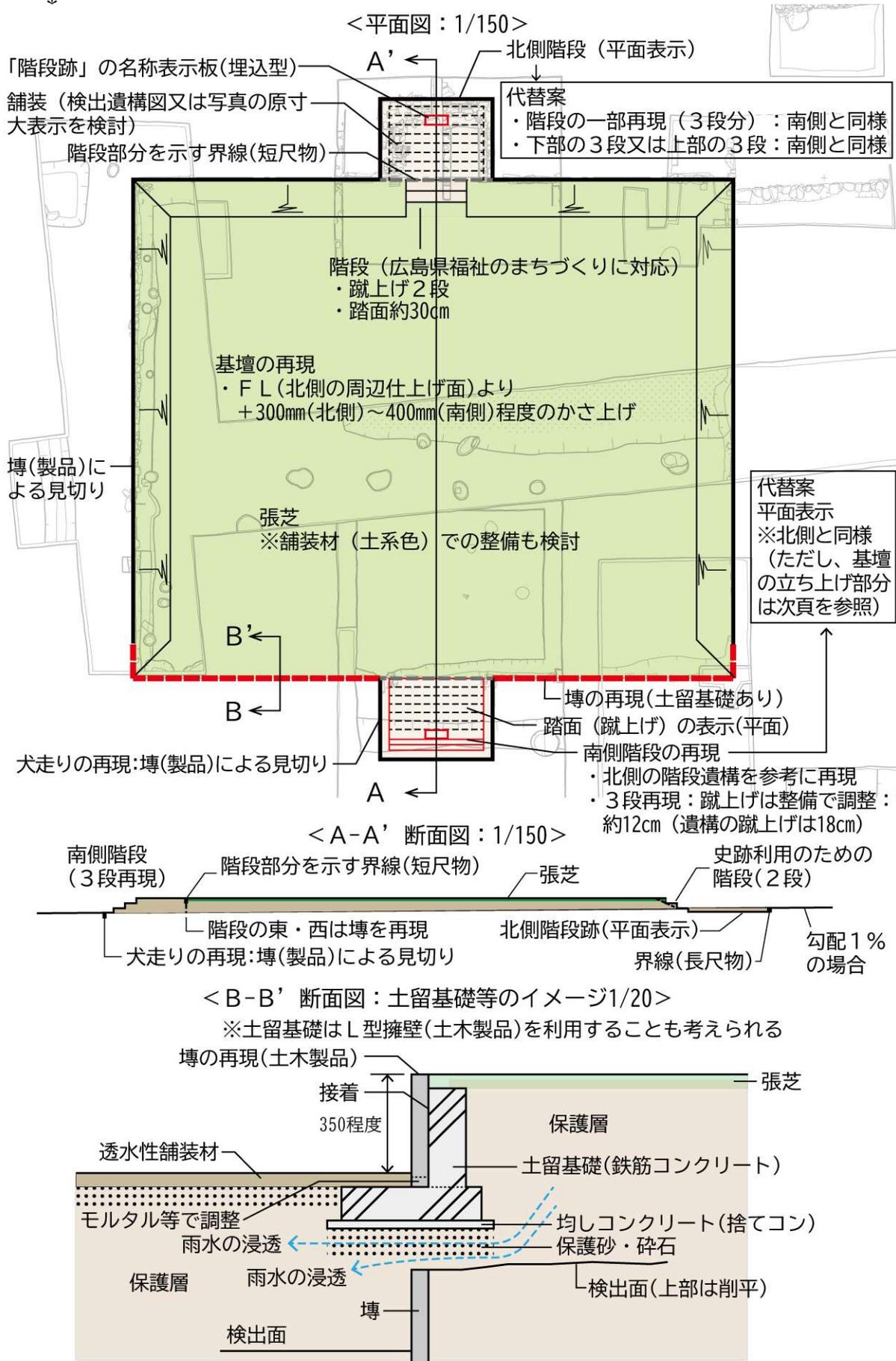
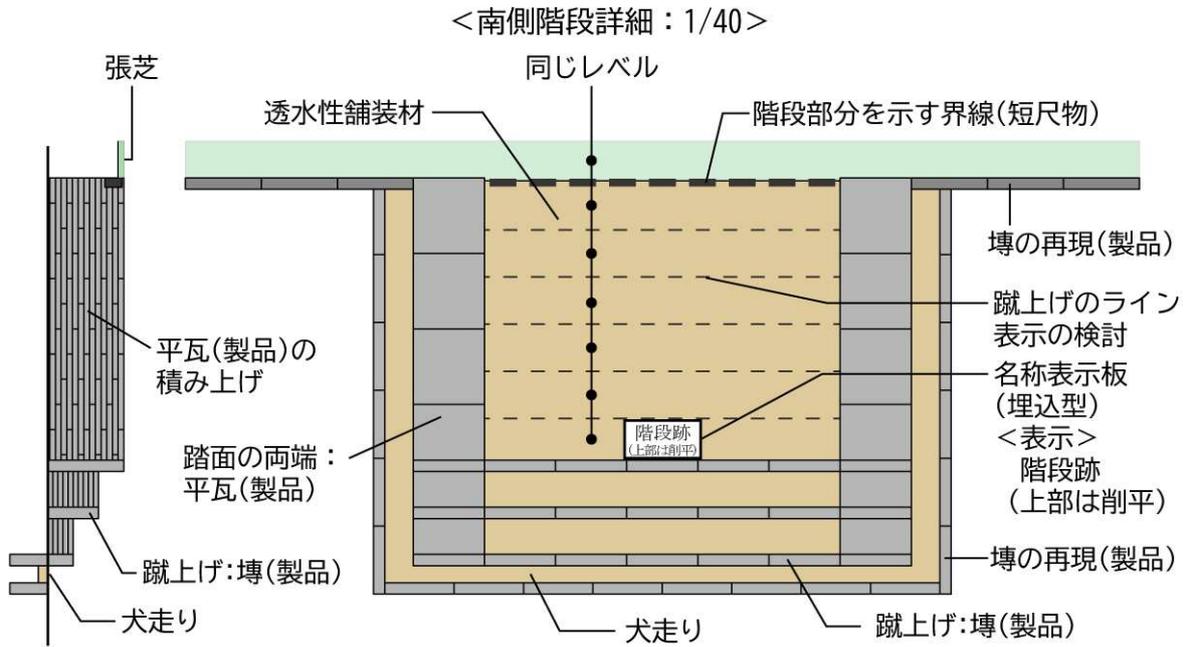


図 5-16 金堂跡の表現案 (平面図・断面図)

階段の部分的な再現の場合：階段下部の再現（確認した遺構）



階段の部分的な再現の場合：階段上部の再現（基壇再現と一体化）

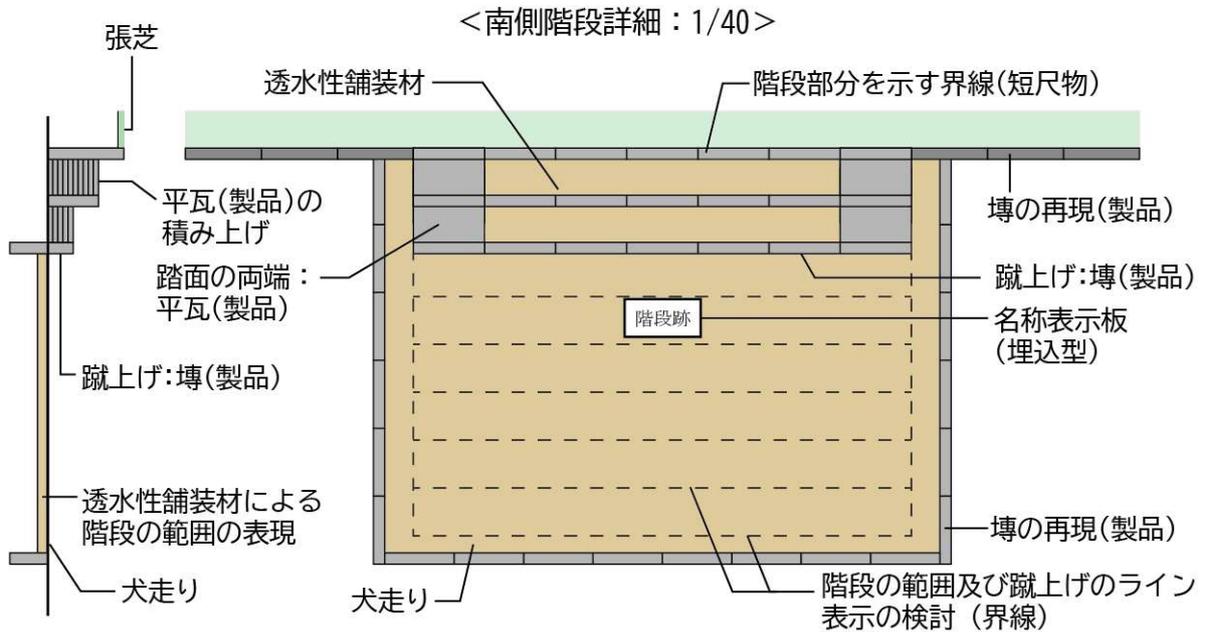


図 5-17 金堂跡の南側階段の表現案（平面図・側面図）

2) 塔跡 (SB002) : 立体表示等及び塔心礎等の保存展示 (露出展示)

■南面の基壇外装の再現

- 金堂跡の基壇外装と同様に、南面について磚を模した製品 (厚 60 mm程度, 幅 (縦) 450 mmなど) を小端立てして再現し, その背後を盛土・張芝で整備することを基本に検討する (維持管理の観点から舗装も含めて, 基本設計・実施設計時に要検討)。
- 再現する基壇の高さは, 金堂跡と同じ 35 cm程度とし, 塔心礎が露出するように, その周辺の盛土等を調整する。

■階段跡の表現

<南側階段の再現又は平面表示>

・南側階段の部分的な再現の場合の検討事項

- 階段の再現 (立体表示) は, 金堂跡と同様に, 磚を再現する南面 (辺) において行い, 階段・犬走りの出や幅は発掘調査を基本に設定を検討する。
- 階段跡の再現においては, 遺構 (3段) が確認されている北面の階段を参考に, 犬走り及び蹴上げ・踏み面等の再現を検討する。
- 基壇の再現高は, 金堂跡と同様に 35 cm程度とし, 原則, 階段 (蹴上げ) は北側で確認されている遺構 (蹴上げ 21 cm) より低くし, 3段程度を確保することで検討する。
- その他, 階段の側面, 蹴上げ, 犬走り等は, 発掘調査の結果を踏まえつつ, 金堂跡と同様の整備とする。

・南側階段跡の平面表示の場合の検討事項

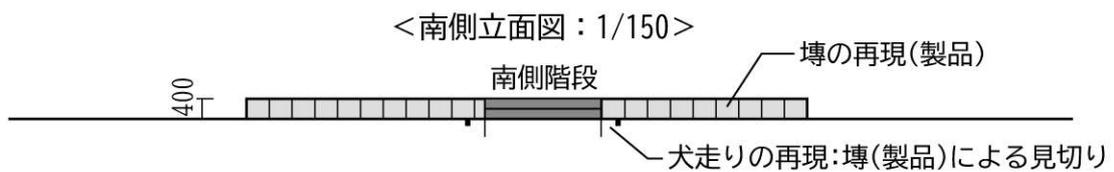
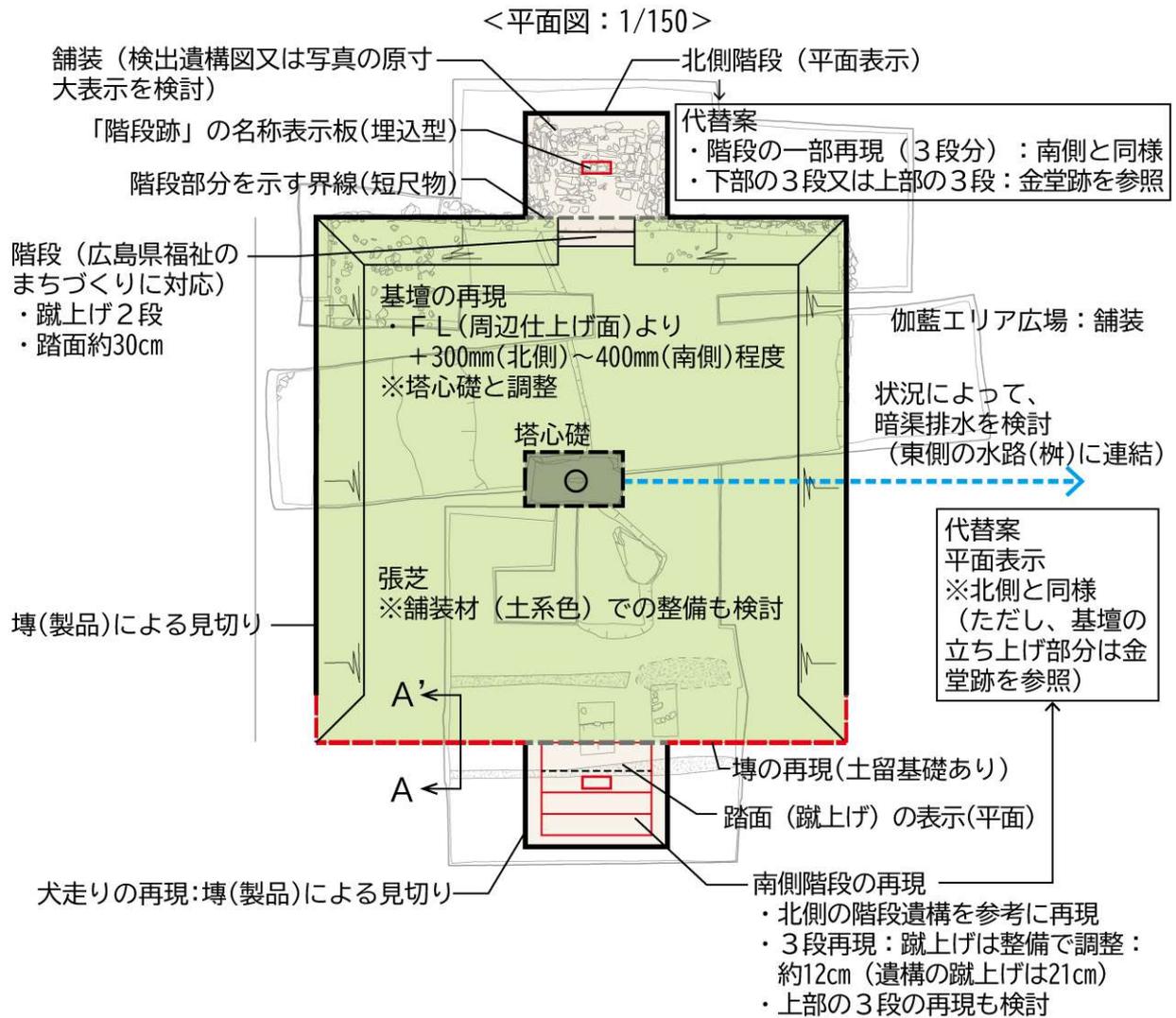
- 塔跡の階段跡 (遺構) の範囲を盛土上に平面表示することが考えられる。
- 平面表示の方法は, 金堂跡南側階段跡と同様に検討する。

<北側階段跡の平面表示の場合の検討事項>

- 北側の階段跡については, 発掘調査で確認された範囲を, 金堂跡と同様に表現 (平面表示) を検討する。
- 北側から基壇に上がりやすいよう, また, 再現した基壇の保護を図るため, 階段付近の基壇側に広島県福祉のまちづくり整備マニュアルを踏まえて, 利用のための階段の設置を検討する (金堂跡と同様)。

■基壇上の整備

- 基壇上は, 金堂跡と同様に, 盛土の上, 張芝を基本に整備を検討するが, 維持管理の観点から舗装も含めて, 基本設計・実施設計時に要検討。
- 塔心礎は原位置を動かさずに露出展示を維持・継承するとともに, 周囲の仕上げ面 (盛土・張芝) との調整を図る。塔心礎の周辺のレベルを下げ擦り付ける必要がある場合は, 雨水対策のため, 東側の水路又は柵につながる暗渠排水を検討する。
- 塔心礎の上部の石積みも現状保存を基本とし, 必要に応じて石積みの毀損・転落防止等の対策を講じる。
- 南面及び東西の南端以外の外周は, 磚を模した製品を周囲の仕上げ面と同じレベルで設置し, 見切りとする。
- 基壇上については, 発掘調査では原位置を保つ礎石が一部しか確認できていないため, 礎石の再現は行わない。



<A-A' 断面図>

※A-A' の断面図は、金堂跡と同様

図 5-20 塔跡の表現（平面図・立面図・断面図）

3) 講堂跡 (SB003) : 立体表示等

■南面の基壇外装の再現

- 金堂跡、塔跡の基壇外装に準じて、南面について磚を模した製品 (厚 60 mm程度, 幅 (縦) 300 mm, 450 mmなど) を小端立てして再現し, その背後を盛土・張芝で整備することを基本に検討する。
- 再現する基壇の高さは, 金堂跡, 塔跡と同様に 35 cm程度を基本に検討する。

■階段跡等の平面表示の場合の検討事項

- 講堂跡の南側では3箇所で階段が確認されており, 推定を含め, 各階段 (犬走りを含む) の幅と出は明らかになっている。ただし, 削平された部分があるなど, 段数や蹴上げの高さは確認できていない。
- 3箇所の階段跡については, 発掘調査で確認された範囲を, 金堂跡, 塔跡の北側階段跡の平面表示案と同様に表現を検討する。階段部分の基壇の立ち上げも同様 (コンクリート等, プレート設置) に検討する。
- 講堂跡の基壇北辺等で確認されている犬走りについて, 外側は界線 (破線状: 短尺物, 磚を模した製品の利用も検討), その内側は舗装材等で平面表示し, 回廊跡と連続させる方向性も考えられる。
- 今後の発掘調査で北側階段の遺構が確認された場合は, その整備についても検討する。

■基壇上の整備

- 基壇上は, 盛土の上, 張芝を基本に整備を検討するが, 維持管理の観点から舗装も含めて, 基本設計・実施設計時に要検討。
- 南面及び東西の南端以外の外周は, 磚を模した製品を周囲の仕上げ面と同じレベルで設置し, 見切りとする。
- 基壇上については, 発掘調査では原位置を保つ礎石が一部しか確認できていないため, 礎石の再現は行わない。
- 北側には, 利用のための階段の設置を検討する (金堂跡, 塔跡と同様)。

<参考: 周囲の勾配を 2.5%以上とした場合, 基壇上面に傾斜が生じる>

- 講堂跡周囲の勾配が 2.5%になると, 講堂跡の北面は南面よりも約 35 cm高くなるため, 立ち上げた基壇の北面は, 周囲の仕上げ面に擦り付けることになる (立ち上がりはなくなる)。また, 勾配が 2.5%を超えると基壇上面に傾斜が生じる。

※堂塔跡等の周囲北側を 6%程度の勾配とした場合 (造成: C案)

- 堂塔跡等内部の勾配が 1%程度であることから, その周囲 (勾配 6%程度) とでレベル差が生じ, 講堂跡北側で最大 0.8m程度となる。
- この場合は土留め (小規模な擁壁) 又は法面で処理することになり, 史跡 (遺構表現等) と景観的に調和した材料や色彩を検討する必要がある。

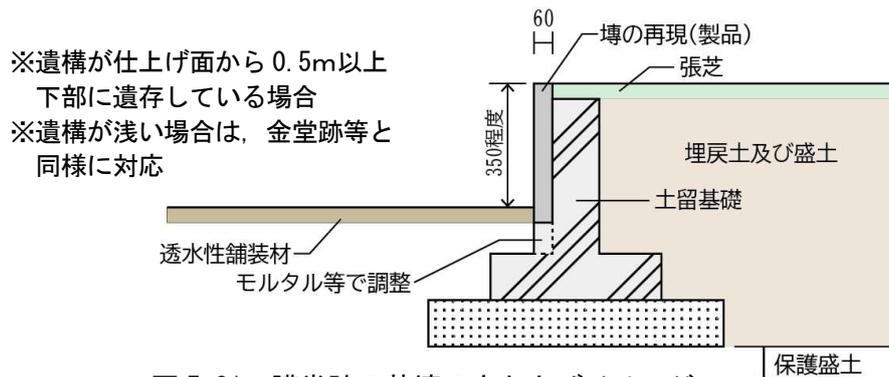
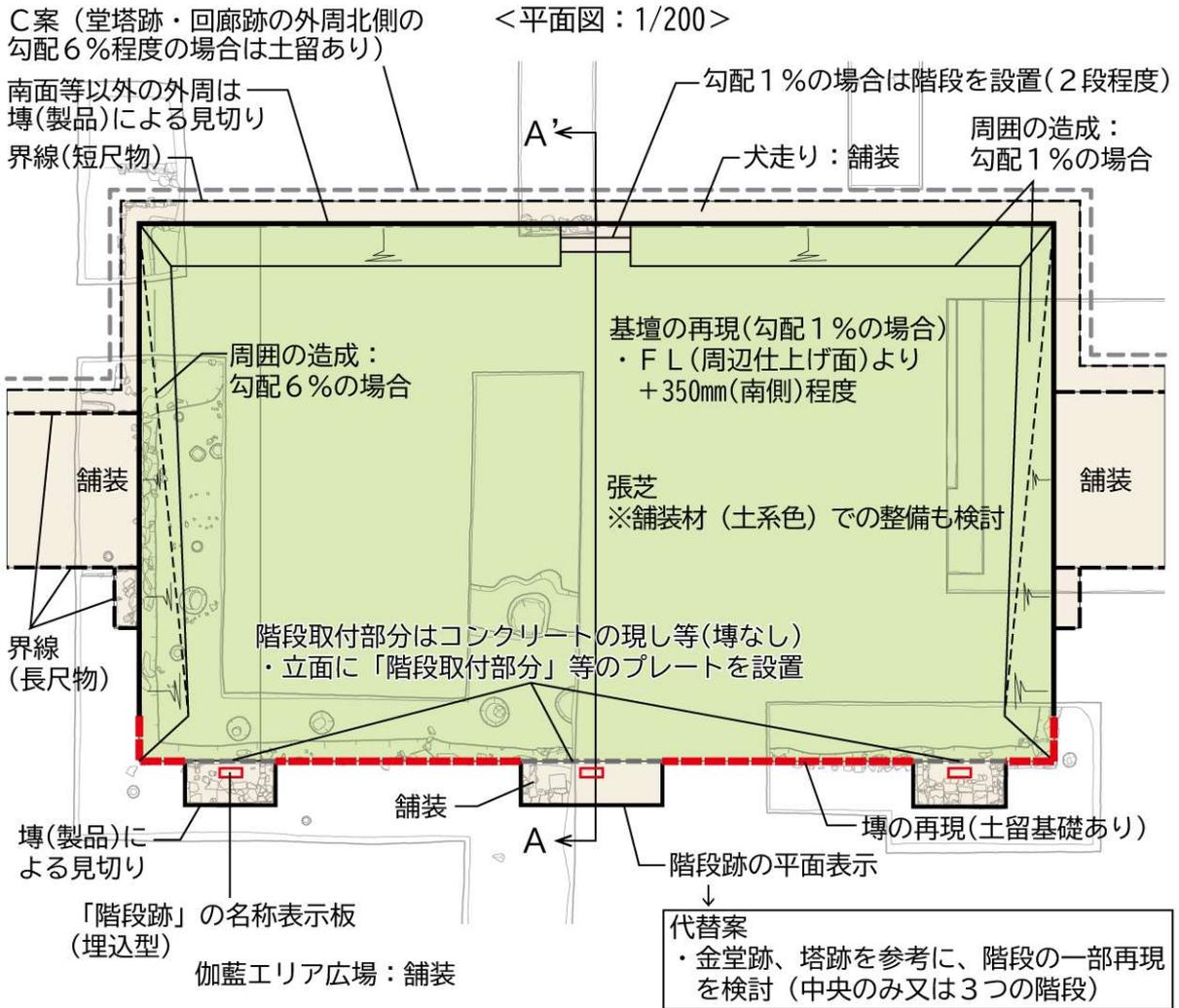
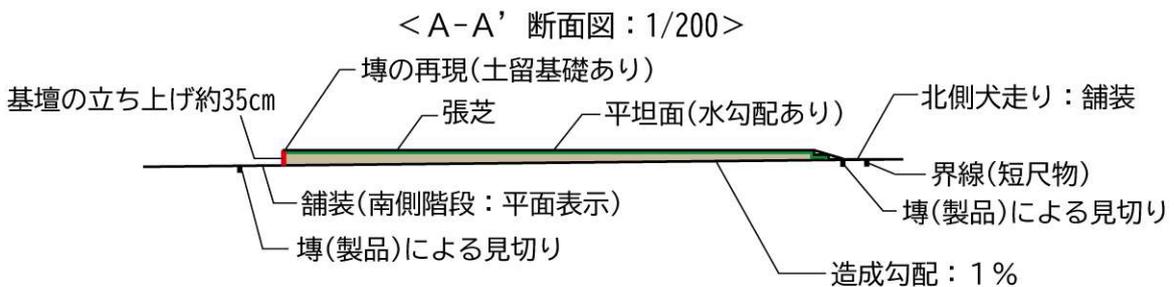


図 5-21 講堂跡の基壇の立ち上げイメージ



周囲の勾配1%の場合：南面の基壇の立ち上げ約35cm



周囲の勾配6%の場合：南面の基壇の立ち上げ約35cm

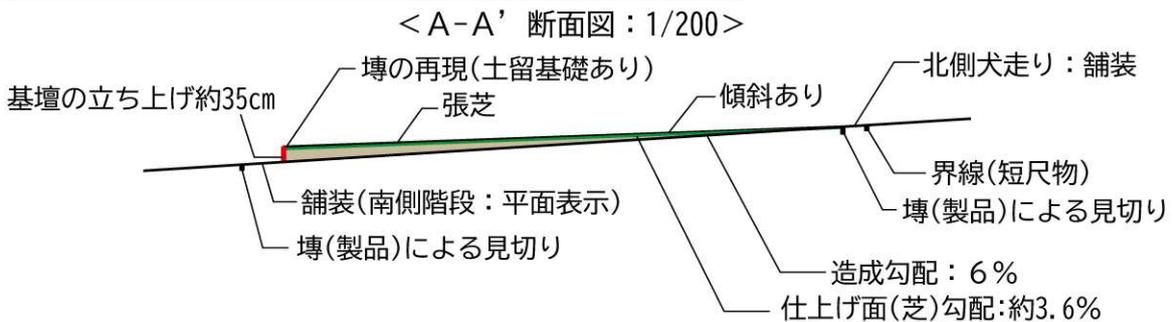


図 5-22 講堂跡の基壇の表現(断面図)

4) 回廊跡 (SC005・SC007・SC008) : 平面表示

○遺構が確認されている東面回廊跡 (SC005)・西面回廊跡 (SC007)・北面回廊跡 (SC008) については、回廊跡の基壇幅を界線 (実線状:長尺物) と舗装材等により平面的に表現する。なお、界線 (実線状:長尺物) は、磚を模した製品 (厚 60 mm程度、幅 450 mmなど) の下部をカットして使用することも検討する。

○回廊跡の推定部分の界線は、破線状 (短尺物) とし、その内側は上記と同様の舗装材等とする。なお、界線は、上記の磚を模した製品を破線状に使用することも考えられる。

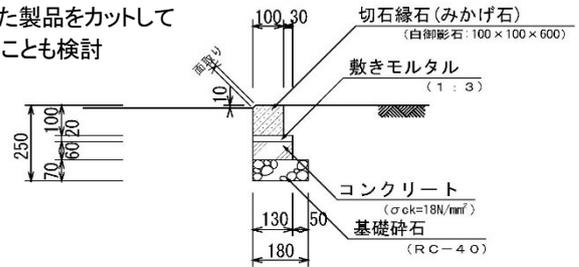
○回廊跡の外側では犬走りの確認されていることから、回廊本体との差異を表現する界線 (破線状:短尺物) を設置し、その内側は回廊本体と同じ舗装材等で犬走りを平面表示する等の工夫ができる。

○原位置を保つ礎石は確認できていないため、礎石の復元は行わない。

断面図 S=1:25

(切石 100×100×600)

※磚を模した製品をカットして使用することも検討



正面図 S=1:25

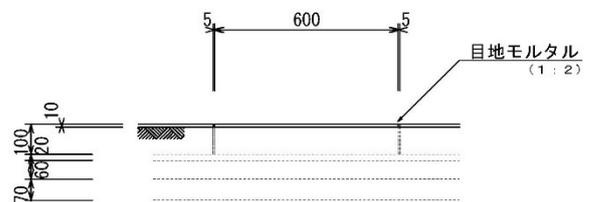


図 5-23 界線の平面表示の方法 (長尺物:参考図)

5) その他の遺構

■木製燈籠跡 (SX105A) : 平面表示

○木製燈籠跡 (SX105A) を表示する場合、位置と規模がわかるように、金属板 (ステンレス板等) によって外周を表示し (見切り), その内側を舗装等により表現する (図 5-22 及び写真 5-16, 5-17…幡竿跡も同様)。

■幡竿跡 (SX531) : 平面表示

○幡竿跡 (SX531) を表示する場合、位置と規模がわかるように、燈籠跡と同様に平面表示を検討する。

■堂塔跡及び回廊跡の内側 : 平面表示

○堂塔跡 (金堂跡, 塔跡, 講堂跡, 推定の中門跡) 及び回廊跡の内側は、周囲の広場等と異なる色・質感の舗装材等で整備するなどの工夫が考えられる。



写真 5-18 掘立柱建物跡の平面表示 (史跡大内氏遺跡 築山跡: 山口市) …広場的な利用 (芝生広場) を重視した事例



写真 5-19 平面表示の事例: 掘立柱跡 (史跡大内氏遺跡 築山跡…山口市)

■礎石の保存展示（露出展示）：3基

○史跡指定地の北側中央に置かれている礎石2基，南側入口付近の石垣に流用されている礎石1基については，伽藍エリアの東側，遺構表現を行わない広場に移設し，保存展示（露出展示）することを考える。

■その他の遺構

○明確な遺構が確認できていない南面回廊跡（SC006）と中門跡（SB004）は，史跡指定時の推定箇所に界線（短尺物）や舗装材等を用いて，推定の位置が分かるような表現を検討する。

○整備の対象とするのは，寺町廃寺跡に関わる古代の遺構とし，中世の遺構については表現を行わない。

イ 先端技術（AR【拡張現実】/VR【仮想現実】）を活用した遺構の表現

案内解説板にQRコードを記載し，スマートフォンやタブレット等で，3次元復元画像を閲覧したり，重要な建築遺構について，現地の地形形状に復元画像を投影したりできるような，先端技術を活用した遺構表現を行う。

先端技術を活用するメリットとして，経費の問題はもとより，発掘調査の状況や最新の研究動向から立体表現が叶わない遺構表現についても，先端技術を活用した表現を駆使することで，来場者に視覚的に魅力を伝えられる可能性がある。

また寺町廃寺跡は，広島県立歴史博物館にて復元模型が製作されており，こうした資源を有効的に活用しながら，特色のある寺院跡の表現を目指す。

【AR（拡張現実）で表現する遺構】

■中枢伽藍部

○広島県立歴史博物館の復元模型を活用した遠景表現を基本として，①正面からみた中枢伽藍部の姿，②後側からみた中枢伽藍部の姿を周囲の景観と調和させながら表現する，という2つの方向性から表現を検討する。

○さらに，復元的な画像再現の可能性等を踏まえつつ，CG（コンピュータ・グラフィックス）による往時の鳥瞰図（3次元画像），様々な視点からの推定画像による表現も検討する。

○AR（拡張現実）は，説明看板等にQRコード等を掲載する形で来場者に提供する。①については南側の動線を基本に，②については眺望エリアを基本にQRコードの設置を含めた動線を検討する。

■金堂跡

○発掘調査時の写真を活用した近景表現を基本として，遺構の検出状況や遺物の出土状況から，発掘調査の状況が体感できるような表現を検討する。

■塔跡

○発掘調査時の写真を活用した近景表現を基本として，遺構の検出状況や遺物の出土状況から，発掘調査の状況が体感できるような表現を検討する。

■講堂跡

○発掘調査時の写真を活用した近景表現を基本として，遺構の検出状況や遺物の出土状況から，発掘調査の状況が体感できるような表現を検討する。

■寺町廃寺跡の価値を物語る主な遺物

○寺町廃寺跡の価値を物語る遺物として，「水切り瓦」や「唐三彩片」があり，これらの遺物は，出土時の様子がうかがえる発掘調査時の写真がある。

こうした資源を活用することで、主な遺物がどこでどのように見つまっているのかがわかるような表現なども検討し、宝探しの感覚で来場者が楽しめる仕組みにつなげる。

■AR（拡張現実）製作等の留意点

- ハード整備と一体的な整備として、説明板（あずまやの壁面利用の説明パネルを含む）に、建物の復元画像（3D画像）を用いるなどの方向性も検討する。
- 先端技術を活用した建物復元（画像）については、現状変更の案件にはならない。
- AR（拡張現実）等については、製作費用の他、維持管理費用を踏まえた検討が必要となる。
- 先端技術（デジタル）ではなく、アナログ表現を行っている事例（下野国分寺跡（栃木県）など）もあり、こうした事例も研究しながら、実現可能な方向性を検討する。



写真 5-20 AR長岡京：アプリ型（京都府向日市 HP）



図 5-26 遺構表現計画

第7節 案内・解説施設計画

寺町廃寺跡においては、次のように案内・解説施設の整備を行う。

また、保存施設のうち標識、説明板、注意札についても、案内・解説施設のサイン類として取り上げる。なお、案内・解説施設については、色彩や形状などが寺町廃寺跡の雰囲気と調和するように努める。

1 サイン類

サイン類として標識、説明板、名称表示板、誘導標識の整備等に関しては、次のとおりである。なお、史跡全体説明板等とセットで、パンフレットボックスの設置も検討する。

■標識の設置

- 史跡指定地南端に設置している標識を利用する。
史跡への入口に位置しており、既存の位置が最適とみられるため、位置は変更しない。…計1箇所

■史跡全体説明板・パンフレットボックスなど

- 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される説明板（史跡全体説明板）を伽藍中枢部のある平坦地（伽藍エリア）の南東側に設置する。
- 史跡指定地南端（入口付近）に設置している史跡全体説明板（立面型）は、必要に応じて表示面等を更新し、引き続き利用する。
- 史跡指定地北側の既設の史跡全体説明板（立面型）については、表示面等を更新して史跡指定地北東側（眺望エリア）への再利用（再配置）又は新設を検討する。移設又は新設する場合は、眺望の説明を中心としたビジュアルな表示の史跡全体説明板（眺望説明板）になるよう努める。
- 新設する史跡全体説明板は、斜状立面型を基本に検討する。
- ストーリー性のある説明を検討する。（共通）
- AR・VRに係るQRコードの掲載に努める。（共通）

■遺構説明版

- 3つの各堂塔の説明板を設置する。
- 形状・材質は平面型を基本に、説明する面を傾斜させるなどの工夫を検討する。
- 遺構（表現）の直近に位置することから、平面型は景観的に調和しやすい。
- これらの他、再現する金堂跡の基壇の一部で、版築の状況が分かる地層の表現を行う場合は、その隣の立ち上げへのプレート型の説明板、又は直近の広場への平面型の説明板の設置を検討する。



写真 5-21 既存の標識（史跡寺町廃寺跡）



写真 5-22 史跡全体説明板及びパンフレットボックスの整備事例（名勝常徳寺庭園…山口市）



写真 5-23 平面型説明板（史跡吉川氏城館跡
吉川元春館跡…北広島町）



写真 5-24 平面型説明板（史跡大内氏遺跡
館跡…山口市）

■名称表示板

○遺構の表現を行う次の箇所に名称表示板を設置する。形状は来訪者の安全及び史跡の景観を考慮し、埋込型を基本とする。なお、遺構説明板を設置し、それで明確に情報提供できると考えられる場合は、名称表示板は設置しないこととする。

- ・金堂跡の南北階段跡：各 1 箇所、計 2 箇所
（再現は階段の一部であることを伝えるため）…表示の例「階段跡（上部は削平）」
- ・東西両側に回廊跡：各 1 箇所、計 2 箇所
- ・木製燈籠跡：1 箇所
- ・幡竿跡：1 箇所
- ・中門跡や南面回廊跡については、明確な遺構が確認できていないが、推定で平面表示を行うことから、それぞれ 1 箇所、「(推定)」を表示して設置する。



写真 5-25 名称表示板（埋込型）の整備例
（史跡大内氏遺跡 築山跡…山口市）

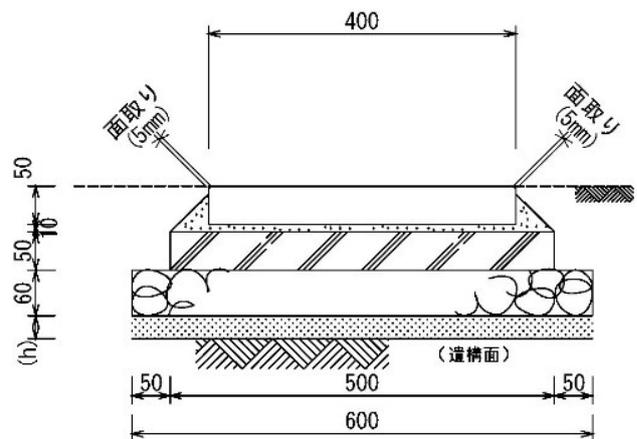
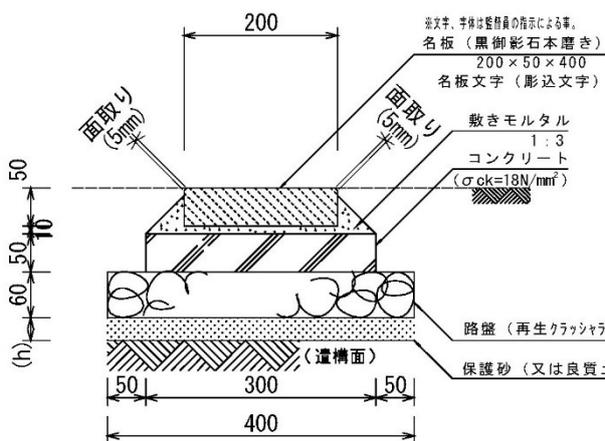


図 5-27 名称表示板（埋込型）の整備例（参考図）

■誘導標識

○史跡指定地外の南側にある誘導標識については、当面は既存のものを据え直して利用する（現状はやや倒れた状態）。

■休憩施設（あずまや）への説明板等の設置

○史跡指定地北東部の平坦地について、遺構が確認されていない部分に簡易の休憩施設（あずまや、例：建築面積5m四方程度）の整備を検討する。併せて、壁面を利用してパネルを設置するなど、ガイダンス機能を有するものを検討する。→本章「第9節 管理・便益施設計画」を参照

■注意札

○史跡背景エリアへの管理用階段を付ける場合には、階段の上がり口に立入防止柵と併せて注意札の設置を検討する。

○その他、史跡指定地内等での安全確保、遺構の保護及び整備した各種施設・設備の保全に関する注意札、又は説明板への注意表示を検討する。



写真 5-26 既存の誘導標識



写真 5-27 休憩施設（あずまや）内部への説明板設置事例（史跡大内氏遺跡 築山跡・・・山口市）

2 ガイダンス機能の確保・充実及び活用

サイン類の整備・充実と併せて、公共施設や様々な媒体などを活用した情報提供・発信に努める。

■広島県歴史民俗資料館との連携と活用促進

○広島県立歴史民俗資料館と連携し、本史跡をはじめとした普及活動・情報発信、企画展の開催などの協力依頼に努めるとともに、的確な情報提供・発信等により利用を促進する。

■その他公共施設等の活用

○市内の文化施設、庁舎、観光交流施設において、寺町廃寺跡に関するガイダンス機能の確保・充実に努める。

■多様な情報媒体の活用

○史跡に関する最新の情報を来訪者や市民などに提供するため、パンフレットなどの作成・改訂、市HPの的確な更新による情報発信などに努める。

○案内表示板を含めた情報提供・ガイダンスにおいては、外国人（外国語）への対応も検討する。

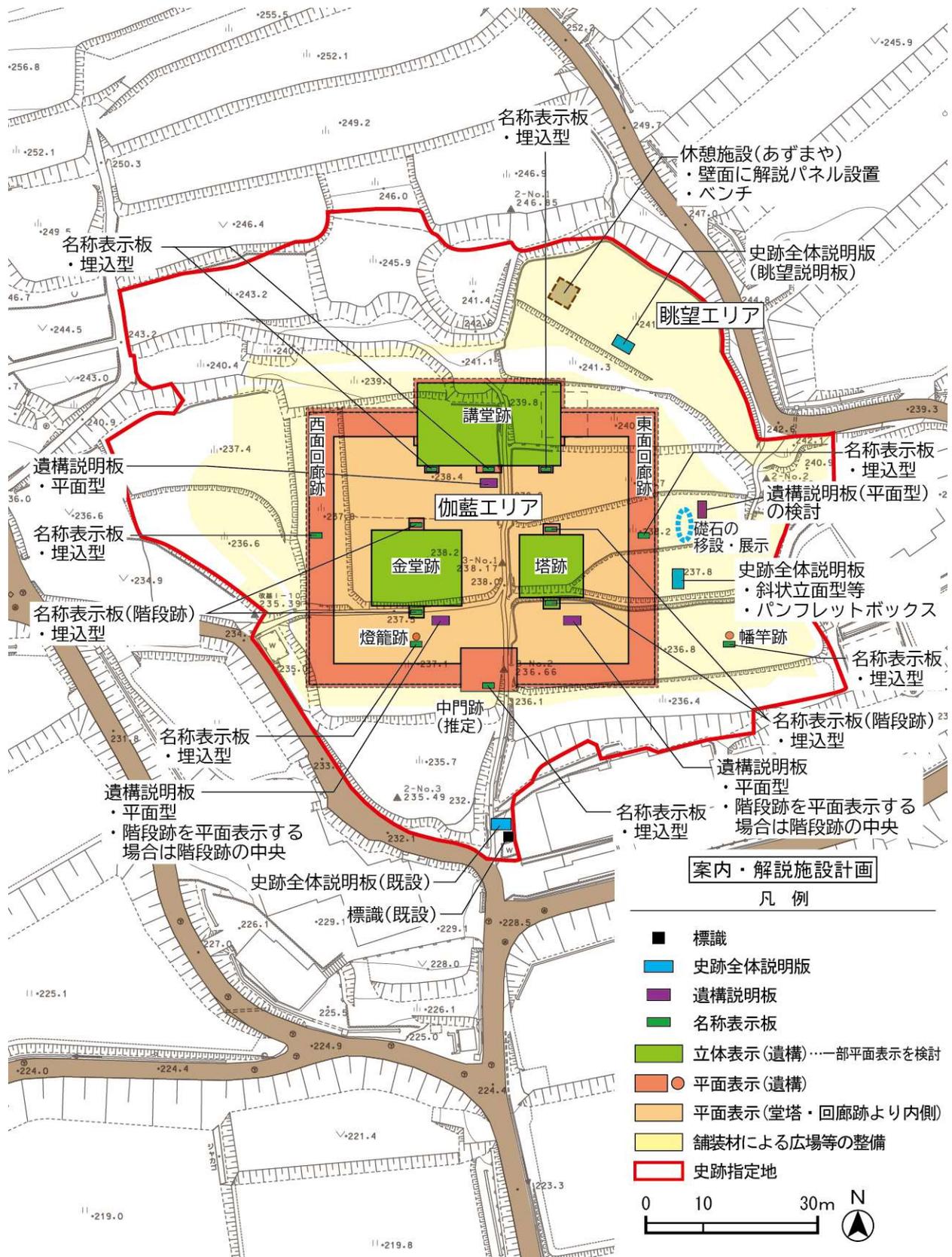


図 5-28 案内・解説施設計画

第8節 植栽・修景計画

1 植栽・修景

寺町廃寺跡は田園景観の中に立地することから、維持管理等を考慮しつつ、次のように周囲の景観と調和した空間の整備に努める。

なお、樹木については、地下遺構の保護や整備後の維持管理、史跡指定地南東部が土砂災害警戒区域に指定地されていることを踏まえ、基本的には配置しない。

ただし、夏季の利用を考慮した中高木による緑陰の確保については、休憩施設（あずまや）の整備等と調整し、必要に応じて検討する。その際、植栽（中高木）は、回廊跡よりも外側において発掘調査で遺構が存在しないことが確認された区域の一部を対象とし、史跡としての景観や利用・管理への影響（制約等）がないことを前提とする。

■伽藍エリア・眺望エリアの整備・修景

○来訪者を誘導する中枢伽藍部（伽藍エリア）や史跡指定地北東部（眺望エリア）については、動線（園路・広場）計画等で示しているように舗装を基本とし、遺構の表現や法面の保護などに関しては植栽を含めて整備方法を検討する。

○遺構の表現において張芝を行う場合（本章「第6節 遺構表現計画」を参照）には、その維持管理のための散水方法を、水道敷設以外で検討する（水中ポンプの利用など）。→本章「第9節 管理・便益施設計画」を参照

■緩衝エリアの整備・修景

○指定地西側及び南側の平坦地（緩衝エリア）については、隣地への雨水の流れ込みや雑草の繁茂の抑制、及び景観や維持管理を考慮して、砂利敷きを基本とする。なお、基本設計等における流量計算によっては、緩衝エリアにおける調整池機能や雨水の浸透機能の確保を検討する。

○北西側の緩衝エリアの伽藍エリア側は、伽藍エリアの広場部分と同様の舗装を検討する。

○緩衝エリアのうち、南側中央部の史跡への入口に当たる区域には、園路沿いに法面等があることから、この部分は法面保護を考慮しつつ、芝等で修景する。

■史跡背景エリアの現状の保全と法面の保護・修景

○指定地北側（史跡背景エリア）については、現状の植生や地形を残すことを基本に、法面については、植栽（草類）を用いた補強・修景を行う。

○眺望エリアと伽藍エリアをつなぐスロープについては、両エリアとの関係を考慮し、スロープの両サイドは法面での処理（保護）を基本に、史跡の景観と調和す植栽等を検討する。

2 眺望

寺町廃寺跡の北東部の平坦地（眺望エリア）からは、寺町廃寺跡の史跡指定地を含めた周囲の田園景観を眺めることができる。

史跡指定時の説明文にあるとおり、寺町廃寺跡の大きな特徴として、中枢伽藍の遺存状況が良好という点があり、遺構表現と併せてこの眺望を活かすことで、寺院の立地状況を俯瞰しながら見学できる。

こうした特徴を活かすため、指定地北東部の平坦地については、現況の地形を活かした眺望エリアとして、前述のように整備する。



写真 5-28 史跡寺町廃寺跡・指定地北東側からの眺望



図 5-29 植栽・修景計画

第9節 管理・便益施設計画

寺町廃寺跡の快適な見学や利用のため、必要な管理・便益施設の整備を行う。

1 管理施設

■水路等排水施設の整備

- 寺町廃寺跡の史跡指定地内の雨水排水等を円滑にするため、排水路等を計画的に整備し、道路にある既設の水路に接続する。
- 寺町廃寺跡は、北から南に向けて緩やかに傾斜しており、南側への排水機能の負担を軽減するため、遺構の保護を前提として、地下に浸透する施設(浸透型水路・樹等)の整備を検討する。
- 排水計画の検討にあたっては、埋蔵遺構の確実な保護を原則として、場合によっては、調整エリアを利用するなどして、史跡北側から集まる湧水や大雨時における雨水を処理することも考慮する(再掲)。
- 史跡背景エリアに位置する既存の小規模なため池は、その保全(維持)を図るとともに、一定の水量に達した場合には、近接する水路に排水する方法も考えられる(再掲)。

■芝の維持管理(散水)への対応

- 遺構の表現において張芝を行う場合は、芝への散水が必要となることから、北側からの湧水を樹で溜め、その水を水中ポンプで給水・散水することを検討する。
- 水中ポンプで給水する樹は、貯水樹タイプ(浸透なし)とし、東面回廊跡に直近又は近接する樹を候補として検討する。その際、湧水のメインルートは東側の水路とし、伽藍エリア北側の樹(北側からの湧水を受ける樹)で、流量(排水路又は配水管の底のレベル)を調整する。
- 水中ポンプやホース等は、あずまの収納型ベンチへの収納が考えられる。
- 上記も方法の他、管理用車両(軽トラック等)にタンクを載せて対応することも、維持管理体制と併せて検討する。

■境界標・注意札の設置

- 史跡境界を示す境界標について、既存のものを適切に管理するとともに、必要に応じて追加を検討する。
- 必要に応じて、史跡利用などに関する注意札の設置又は説明板等への注意記載に努める。

■近隣への配慮及び転落・立入防止等の柵の設置

- 西側及び東側の民地(田畑・住宅)との境界などには、プライバシーの確保や立入防止など、生活環境の保全の面からも柵の設置に努める。
- 伽藍エリアの南東側及び南西側(斜路側)等、眺望エリアの伽藍エリア側に転落・立入防止の柵の設置を図る。
- イノシシ等による鳥獣被害が想定される又は発生した場合には、防護柵の拡充を検討する。

■管理用通路・広場の確保

- 史跡の維持管理、環境整備等が適切かつ円滑に実施できるよう、管理用通路及び管理用車両の待機スペースの確保を検討する。

自由勾配側溝工(浸透型可変側溝: B300-40-L1)

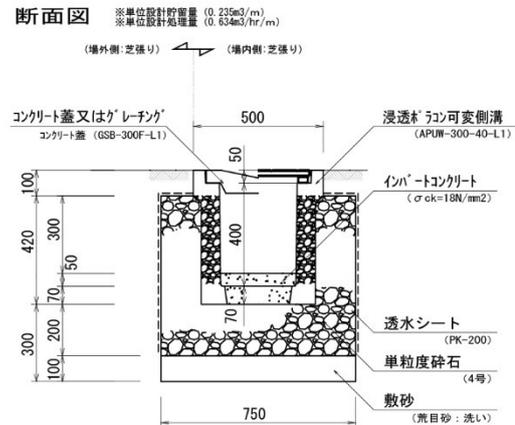


図 5-30 浸透型可変側溝の整備例(参考図)

- 上記の管理用通路については、史跡指定地西側の通路、史跡指定地北東側の通路を基準に動線を検討する。
- 管理用通路のうち、少なくとも1ルートは管理用車両（軽自動車又は小型自動車）が通ることのできる仕様にする。
- 管理用車両の動線兼待機スペースとなる広場を、眺望エリアの南東側（小広場）及び緩衝エリア（伽藍エリアの西側）に確保する。眺望エリアの南東側の小広場は、眺望や車椅子利用者等（自動車で来訪した場合の駐車）のスペースとしても利用する。
- 史跡背景エリアの草刈りを含めた維持管理のため、眺望エリアの北西側及び調整エリアの北側に、歩行者動線（管理用階段）を整備するとともに、一般利用を制限する柵等や表示を検討する。史跡背景エリア内においても、段差に対応して階段を整備する。

2 便益施設

■休憩施設の検討

- 眺望エリアとしての利用を検討する史跡指定地北東部の平坦地において、休憩施設（あずまや）の設置を検討する。
- 休憩施設（あずまや）を整備するに際しては、遺構の有無を確認し、遺存する場合には、遺構保護を前提に保護盛土の上での整備を基本とする。休憩施設（あずまや）は、当該地区で整備する構造物としては規模が大きいので、特に遺構保護に留意する。
- 休憩施設（あずまや）については、規模・形態を考慮しつつ、ガイダンス機能（説明板等）の設置を検討する。
- 休憩施設（あずまや）内においては、ベンチの設置を検討する。

■休憩の場（ベンチ等）の確保・設置

- 眺望エリアとしての機能を制約しないように配慮し、あずまや内を含めてベンチの設置を検討する。
- ベンチについては、維持管理や防災用具等が収納できるベンチ（収納型）の設置を基本に検討する。

■その他

<駐車スペース・駐車場>

- 駐車場は史跡指定地内には整備・確保しないこととする。ただし、車椅子利用者等が自動車で来訪した場合、及び管理用車両のスペースは、前述のように確保する。
- 今後の史跡の利用を勘案しながら、史跡の近接地等での駐車場の確保を検討する。

<トイレ>

- 史跡指定地内又は近接地において、仮設又は簡易トイレ（簡易水洗トイレ）等の設置を維持管理のあり方と併せて検討する。
- 史跡指定地内に仮設トイレ等を設置する場合は、伽藍エリア以外の場所とし、景観に留意して検討する。



写真 5-29 あずまや（古代山陽道沿い…広島県府中市）



写真 5-30 あずまや（史跡大内氏遺跡 築山跡…山口市）

平面図

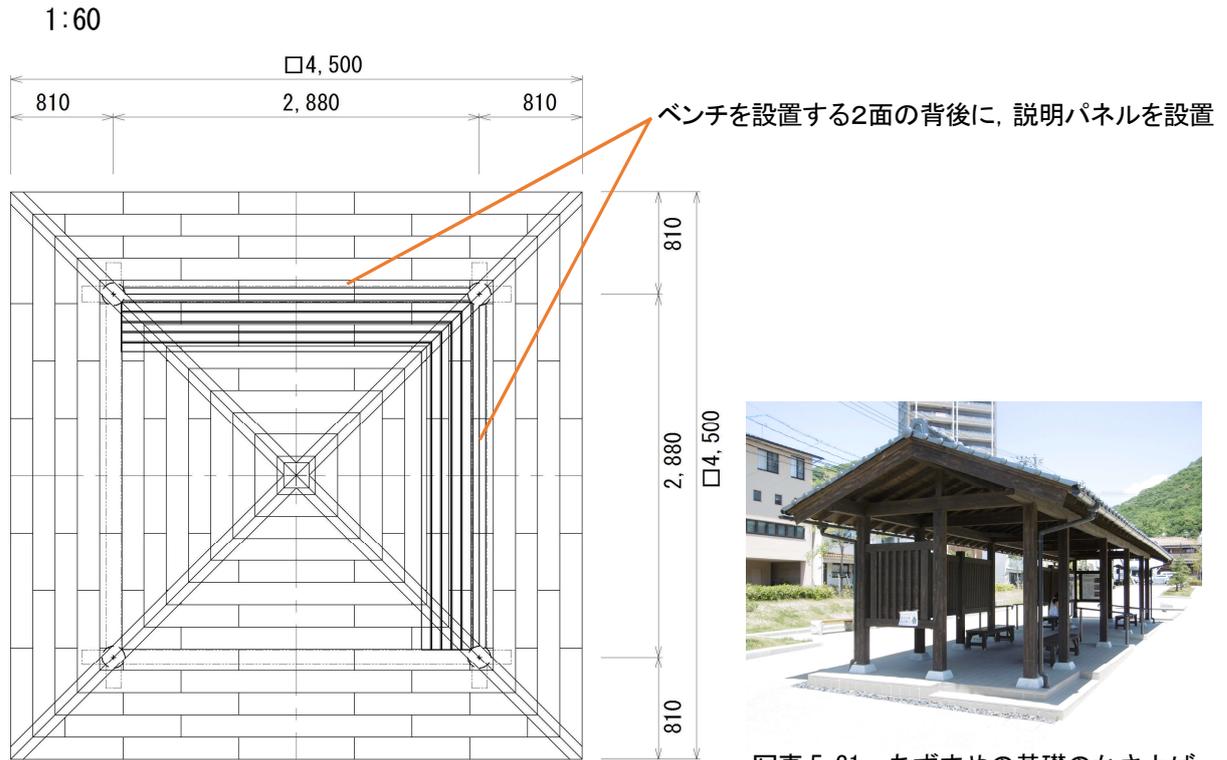
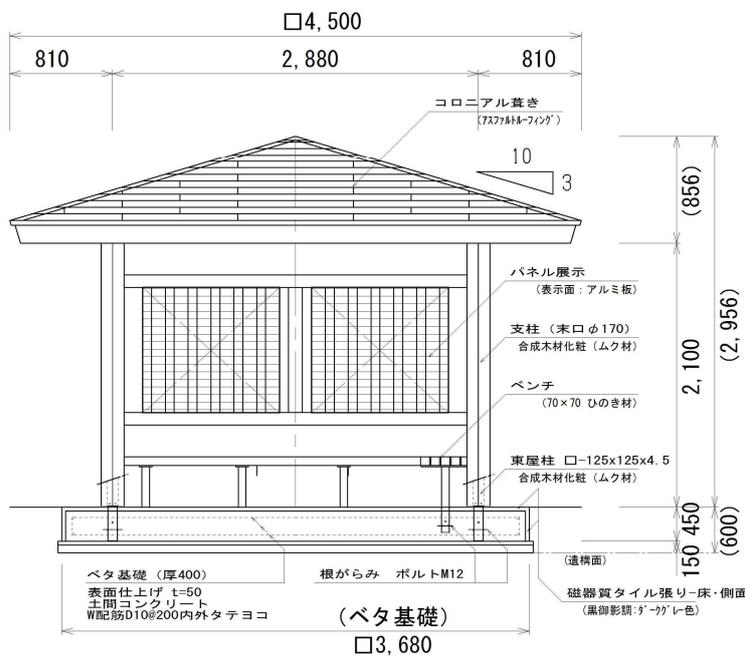


写真 5-31 あずまの基礎のかさ上げ
(三原城跡歴史公園…三原市)

側面図 (基礎断面図) ※地下遺構がある場合は、基礎をベタ基礎として遺構を保護
 ※基礎の上部を周囲の仕上げ面より高くすること(かさ上げ)も可能
 1:60 例: 史跡大内氏遺跡築山跡(山口市)…前頁の写真, 三原城跡歴史公園(三原市)…上記の写真



<通常の基礎>

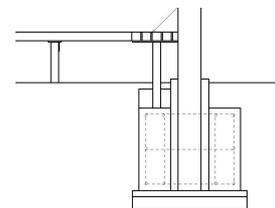


図 5-31 あずまの整備例 (小規模タイプ: 参考図)

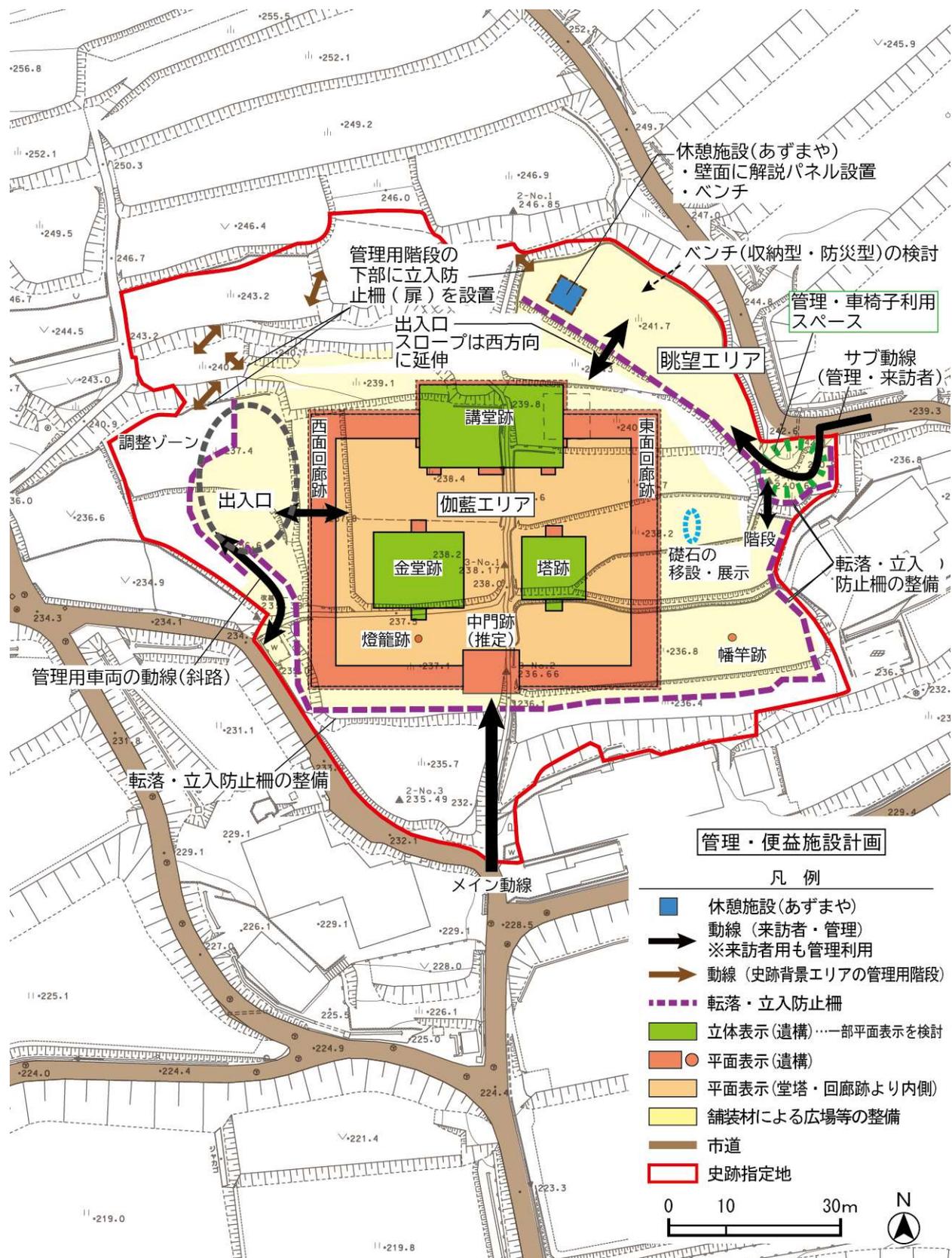


図 5-32 管理・便益施設設計画

第10節 周遊ネットワーク計画

寺町廃寺跡を中心に、大当瓦窯跡やその他の指定文化財をつなぐ周遊ネットワークの形成について、中長期的な観点から方向性を検討する。なお、本内容については、寺町廃寺跡以外の指定文化財を活用するための条件整備が必要となるため、本計画においては、具体的な方策は示さずに、将来的な検討に向けて必要となる視点を整理する。

こうした観点をもとに検討した結果、周遊ネットワーク（コース）に係る将来的な検討にあたっての留意点は次のとおりである。

■時間の多様性

多様な利用者が確保できる時間に配慮し、1～2時間程度から半日程度のコースなど、様々なバリエーションを検討する。

■興味・関心（テーマ）への対応

個々の利用者の興味・関心を考慮し、多用なテーマを検討する。

■年齢や体力等への配慮

興味・関心と併せて、年齢や体力等の考慮に努める。

■移動手段への対応

徒歩・ウォーキング、自転車（サイクリング）、自家用車、公共交通機関、及びそれらの組み合わせ等の視点を踏まえる。

■行事・イベントとの連携

行事・イベントと関連づけた取組を検討する。

■ルート情報の発信

サイン類等の充実やパンフレット等への掲載など、情報発信に向けた取組の実施に努める。

■整備計画図・整備イメージ（スケッチ）

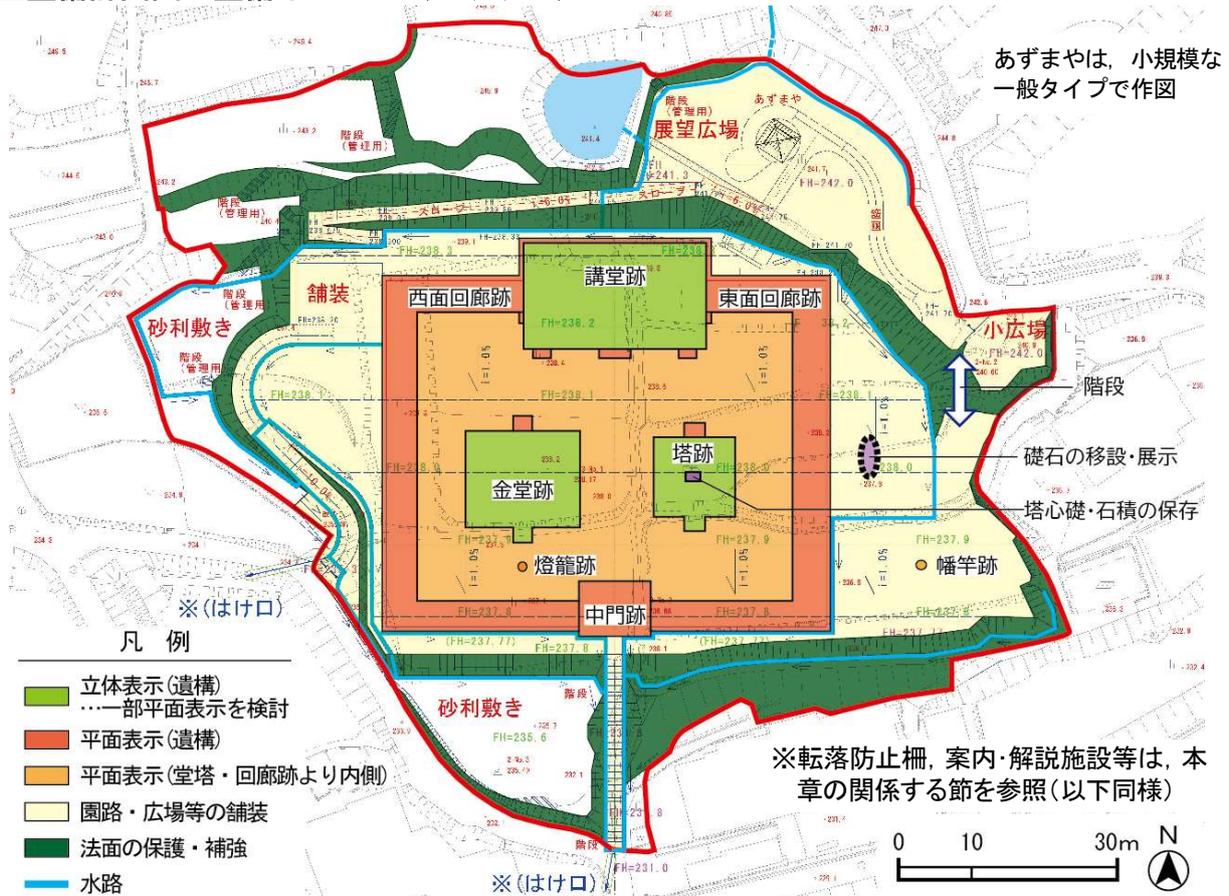


図 5-33 整備基本計画図（全体平面図：伽藍エリアの勾配 1%の場合…A 案）

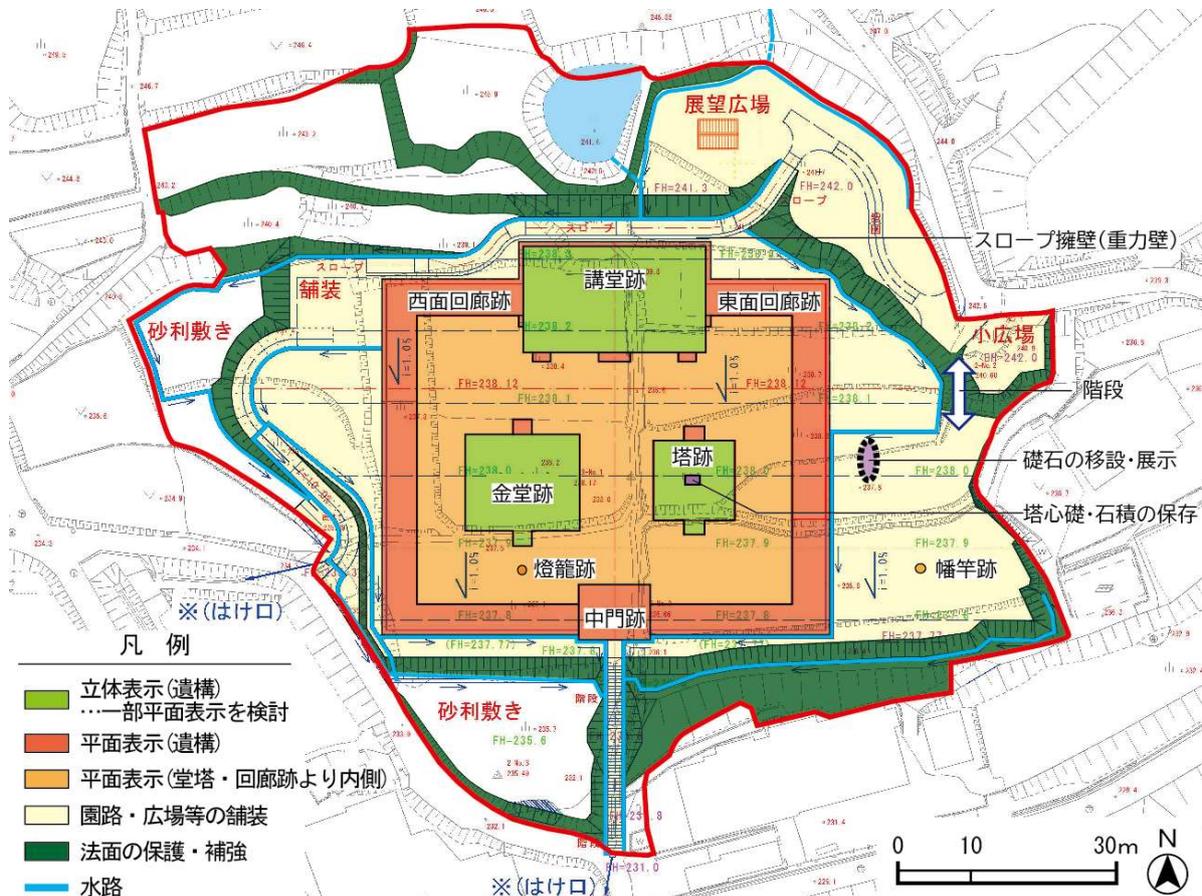


図 5-34 整備基本計画図（全体平面図：伽藍エリアの勾配 1%の場合…B 案）

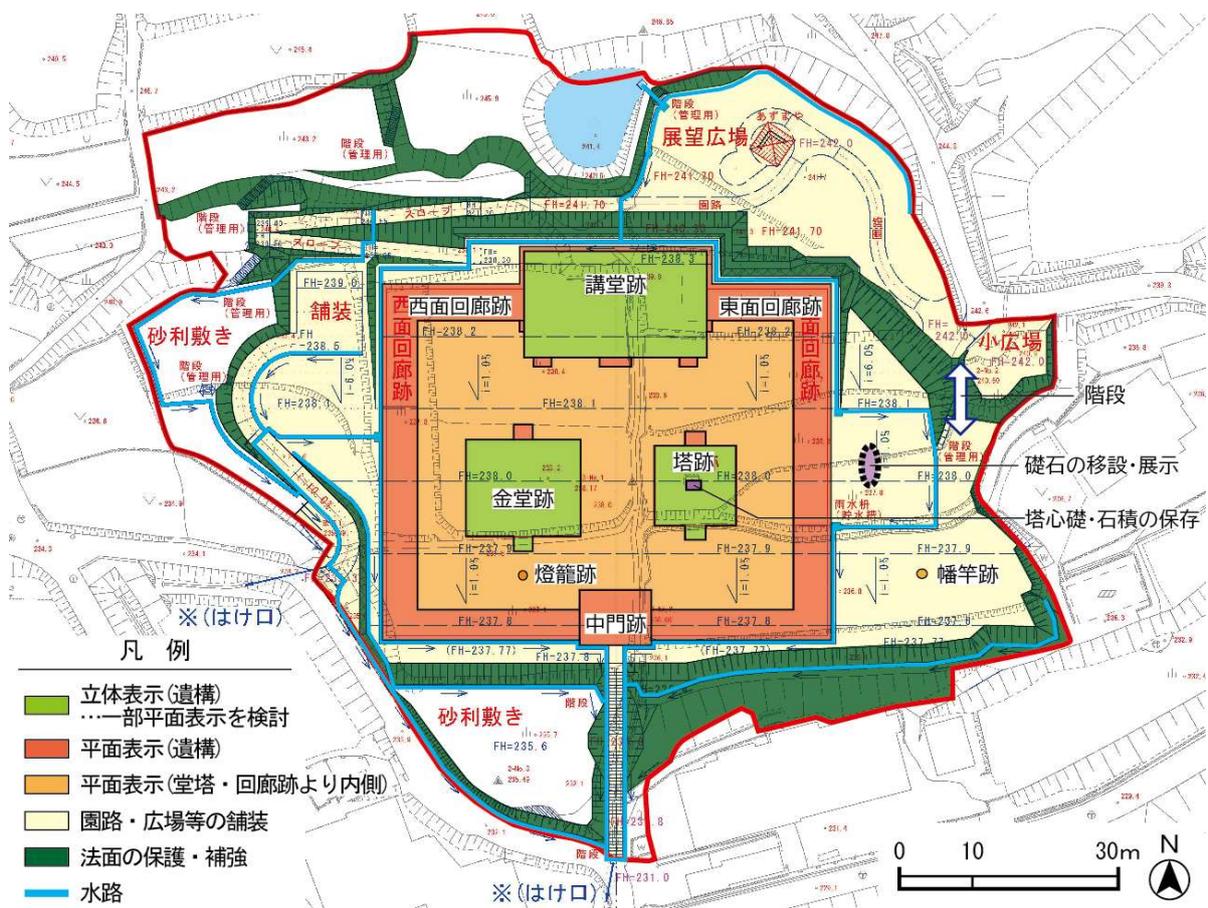


図 5-35 整備基本計画図 (全体平面図：堂塔跡等の外周北側の勾配 6%・その他 1%…C案)

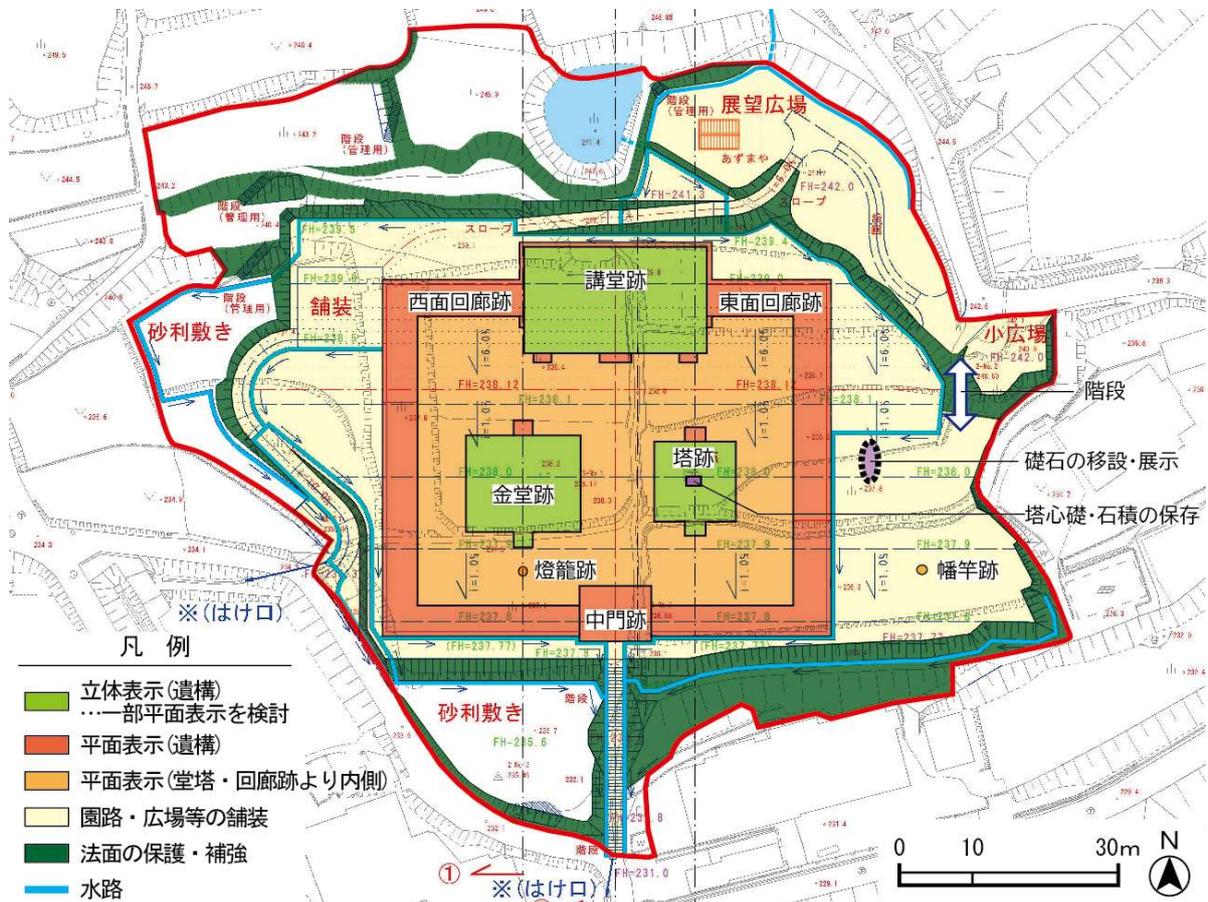


図 5-36 整備基本計画図 (全体平面図：伽藍エリアの勾配 1%・6%複合案) …参考検討案

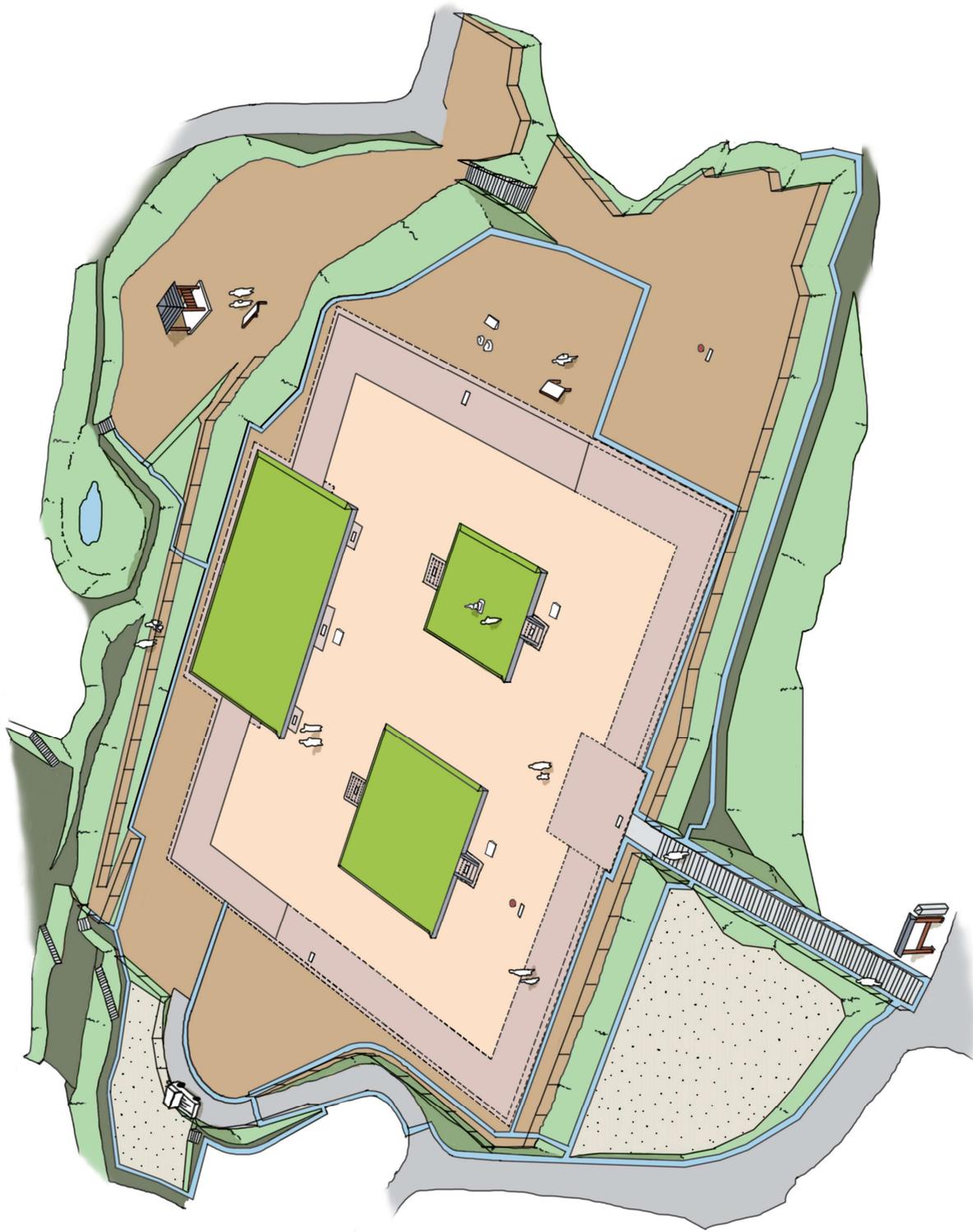


図 5-37 整備イメージ (スケッチ: A案をもとに作成)

注1:再現する基壇の上面は芝をイメージしているが、基本設計・実施設計の段階で舗装を含めて検討

注2:水路には「水色」を着色
…原則、フタ掛け(スリット型側溝等)、屈折箇所には柵を配置、

注3:眺望エリアの伽藍エリア側では、段差の処理方法と併せて、転落・進入防止柵の設置を検討

注4:夏季の利用を考慮した中高木による緑陰の確保について、休憩施設の整備等と調整し、必要に応じて検討

注5:その他、基本設計・実施設計の段階で整備の詳細を検討し内容を決定

第6章 公開・活用及び管理運営計画

第1節 公開・活用計画

1 公開・活用の基本的な考え方

文化財保護法第1条（目的）には「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とあり、整備を行うか否かにかかわらず、原則、公開・活用する必要がある。

ここでは、今後整備を予定している寺町廃寺跡をはじめとして、史跡を有効に活用することを意図し、前章の内容を考慮しながら、次のように本史跡の公開・活用の基本的な考え方を設定し、「2 公開・活用の具体的な取組」につなげる。

- パンフレット等の作成・更新、及び周知・配布の促進。
- 史跡寺町廃寺跡に関する講演会や展示会、体験イベント等を持続的な開催。
- 各種調査等の状況・成果を公開・発信する。
- 史跡寺町廃寺跡や関連する文化財などの周遊（歴史めぐり）を促進する。
- 史跡寺町廃寺跡に関する情報を持続的に発信する。
- 子どもの学びに応じた学習機会の創出と確保を図る。

2 公開・活用の具体的な取組

公開・活用の基本的な考え方のもとに、具体的に取組を設定する。これらをもとに、今後、より詳細な内容、実現手法、担い手・支援者、財源などを検討し、具体化に向けて取組みに努める。

(1) パンフレット等の作成・更新、及び周知・配布の促進

発掘調査等の成果の反映に努めながら、史跡寺町廃寺跡に関するパンフレット等の更新に努めるとともに、小中学校の授業での活用、市民・来訪者等による利用など、多様な活用に向けた周知・配布を促進する。

【主要な取組】

- 市民向けパンフレットの周知・配布及び必要に応じた改訂
- 三次市全体の歴史を反映したパンフレットの作成

(2) 史跡寺町廃寺跡に関する講演会や展示会、体験イベント等を持続的な開催

これまでの講演会、展示会、体験イベント等の経験や成果、課題を活かしながら、必要に応じて内容の充実や開催方法の見直しなどに努める。

【主要な取組】

- 史跡寺町廃寺跡に関するシンポジウム・講演会の開催

(3) 各種調査等の状況・成果の公開・発信

発掘調査をはじめ各種調査等を行った場合には、様々な手段・媒体を利用し、状況・成果の公開・発信に取り組む。

【主要な取組】

- 発掘調査の成果及び説明会の情報公開

- その他調査研究の成果に関する情報公開
- 市ホームページ等における情報発信

(4) 史跡寺町廃寺跡や関連する文化財等の周遊（歴史めぐり）の促進

史跡寺町廃寺跡や関連する文化財などをめぐるための情報提供、周遊するイベントの開催などを通じ、市民や来訪者などが三次市の歴史をめぐり体験し、楽しめる環境を高める。

【主要な取組】

- 三次歴史めぐりマップ等の検討・作成

(5) 史跡寺町廃寺跡に関する情報の持続的な発信

史跡寺町廃寺跡等に関する情報を多様な媒体を活用しつつ、適宜、更新して持続的な発信に努める。

【主要な取組】

- 広報みよしによる情報提供
- ホームページの活用
- ICT（情報通信技術）を活用した情報発信
- AR（拡張現実感）等の活用の検討

(6) 学校と連携した学習機会の創出と確保

市内の子どもたちが史跡寺町廃寺跡に触れて体験できるように、学校と連携して学習機会の創出と確保を図る。

【主要な取組】

- 学校への出前授業及び、調査現場体験等の実施
- 学校現場と連携した史跡寺町廃寺跡の活用手法の検討

第2節 管理・運営計画

1 管理運営の基本的な考え方

史跡寺町廃寺跡は、範囲全体（史跡指定地）が公有地（三次市）であり、維持管理は市教委が担当し、その中心的な役割を担っている。引き続き、市教委が中心となって史跡の保存・活用に係る維持管理に努めるとともに、今後整備する遺構や設備の維持管理等を含め、史跡の管理運営には地域住民をはじめとした市民の協力と参加を促すことも大切である。

こうしたことを踏まえ、前章における整備を考慮しつつ、行政を中心とした地域住民や地域団体等の連携に努めるため、次のように本史跡の管理運営の基本的な考え方を設定し、「2 管理運営の具体的な取組」につなげる。

- 適正な史跡の利用を促進する。
- 緊急時及び災害時等において迅速に対応する。
- 史跡の保存・活用を前提とした持続的な維持管理に取り組む。

2 管理運営の具体的な取組

管理運営の基本的な考え方のもとに、具体的な取組を設定する。今後、より詳細な内容、担い手や体制等を検討し、具体化に向けて取り組む。

(1) 適正な史跡の利用の促進

史跡利用の注意事項、マナーの啓発など、利用に関する管理対策を検討し、適切に取り組む。

【主要な取組】

- 史跡利用の注意事項、マナー（史跡の毀損防止、ゴミのポイ捨て・落書き防止など）の啓発・情報提供
 - ・案内板や注意札等への分かりやすい表示
 - ・パンフレット等への記載
 - ・ICT（情報通信技術）を活用した情報提供

(2) 緊急時及び災害等における迅速な対応

史跡利用における緊急時及び災害等で史跡が毀損した場合などの対応を明確にし、適正かつ的確に取り組む。

【主要な取組】

- 緊急時等の対策
 - ・来訪者への緊急時等の連絡先の伝達
 - ・消防、警察との連携の確保
 - ・来訪者の事故や病気、災害時（気象予報を含む）、その他緊急時等（遺構の毀損など）に関する対策の明確化
- 災害時等における対策（復旧等）
 - ・災害が予測される場合の被害（毀損）防止。軽減の対策
 - ・地域住民等による被害（毀損）情報提供を受け取る仕組みの検討
 - ・毀損届、復旧への対応

(3) 史跡の保存・活用を前提とした持続的な維持管理

史跡の保存・活用の前提となる基礎的な取組である史跡の維持管理としては、定期的な清掃美化や管理などが必要であり、地域住民の理解と協力を得て取組む。

【主要な取組】

- 行政を中心とした地域住民からの理解と協力を得た維持管理の体制の構築
 - ・主体、役割、支援、連携の明確化
- 維持管理の内容・方法の明確化
 - ・遺構や施設・設備の点検
 - ・史跡指定地内の維持管理
 - ・清掃美化
 - ・「管理対策マニュアル等」の作成
- 維持管理に協力・支援してくれる市民との連携

第7章 事業計画

第1節 事業時期（事業期間）と取組の考え方

1 事業期間の設定

本計画に掲げている具体的な取組（施策・事業）は、「第5章 整備基本計画」及び「第6章 公開・活用及び管理運営計画」で示しており、前者はハードが中心で、後者はソフトが中心である。

上記の内容のうち、整備に関わる取組の具体化に向けた方向性を位置づけるため、本計画期間である令和7年度(2025)～令和16年度(2034)の10年間で前期と後期に事業期間を分けて、整備プログラムを検討する。

■前期事業期間（5か年）：令和7年度(2025)～令和11年度(2029)

■後期事業期間（5か年）：令和12年度(2030)～令和16年度(2034)

なお、整備の実現に向けた取組においては、「第6章 公開・活用及び管理・運営計画」の取組と連動させることとする。

2 事業期間における取組の考え方

前期及び後期の事業期間においては、大きくは次のように事業の実施に努める予定である。

なお、事業の実施においては、市の社会情勢や財政状況などを踏まえ、内容変更やスケジュール再検討が伴う場合がある。

【前期事業期間における主な取組】

- ①寺町廃寺跡の史跡整備に向けた準備（基本設計・実施設計等）
- ②寺町廃寺跡の史跡整備

【後期事業期間における主な取組】

- ①前期事業の見直しと寺町廃寺跡の整備の継続（必要に応じて）
 - ②寺町廃寺跡のアクセスの円滑化に向けた検証作業と取組の検討
 - ③大当瓦窯跡の保存・活用に向けた将来的な取組の検討準備
- ※上記②及び③については、場合によっては将来的な次期計画の中で検討

第2節 整備プログラム

寺町廃寺跡に係る事業は多岐にわたるため、前述の「2 事業期間における取組の考え方」のもとに、事業相互の関連性及び事業の優先順位を検討し、効率的かつ効果的に実施することを目指す。

その際、実施設計は、建設物価の上昇や設計変更の可能性等を考慮し、一度に行うのではなく、2回に分けて行うことを検討する。また、国の補助金を利用する場合には、単年度ごとの事業とすることが求められる。

こうしたことを踏まえ、寺町廃寺跡における整備プログラムを年度別に工程表として整理する。本工程表は、あくまでも現状の予定となるため、市を取り巻く社会情勢や財政状況の変化によって、内容変更やスケジュールの見直し等が伴う場合は柔軟な対応に努める。

表 7-1 寺町廃寺跡の整備プログラム

主な事業区分	事業期間：令和7年度(2025)から令和16年度(2034)									
	前期事業期間 R7～R11年度					後期事業期間 R12～R16年度				
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
調査計画	→ 基本設計	→ 実施設計 (その1)	→ 実施設計 (その2)							
遺構保存		→	→ 整地造成 排水対策 ※工種や区域を分ける などして、単年度ごとの 事業とする(以下同様)	→	→					
防災・防犯・安全対策				→ 防災・防犯・安全 対策	→					
動線(園路・広場)			→ 園路・広場工事	→	→					
遺構表現			→ 加藍エリア	→	→					
案内・解説施設				→ 案内・解説施設の 設置	→					
植栽・修景			→ 眺望エリア	→	→					
管理・便益施設				→ 管理・便益施設の 設置	→					

内容変更やスケジュールの見直しに伴う場合は、柔軟に対応

・維持管理・活用等
・積み残した
又は新たな
課題等がある
場合には
対応を検討

※ 太い実線：実施を予定 破線：事業実施又は事業延長の可能性

第3節 計画の推進

1 計画の推進に向けた協力・連携～体制づくり～

整備基本計画の実現に向けては、行政を中心としつつ、地域住民をはじめとした市民、関係団体及び関係権利者との協力・連携が不可欠である。また、施策・事業の具体化に向けては、関係機関及び関係部局との必要に応じた連携が求められる。

従って、協力・連携の体制づくりの観点から、整備基本計画の実現に向けた具体的な取組を整理する。

(1) 行政を中心とした連携体制の検討

史跡寺町廃寺跡の公開・活用及び管理運営（維持管理等）において、行政が中心となりながら、必要に応じて地域住民・地域団体等と連携する体制の必要性・あり方を検討する。

(2) 市民への情報の公開・周知

市民に史跡寺町廃寺跡の存在が知られ、その価値や特色が理解されることで、史跡の保存・活用・整備に関わる施策・事業の推進・機運の上昇へとつながる。

こうした視点から、引き続き史跡寺町廃寺跡に関する啓発や情報提供に努めるとともに、学識経験者や史跡寺町廃寺跡に関心のある人からの協力といった人的ネットワークを大切にしつつ、史跡の保存・活用への理解や支援が得られるように努める。

(3) 関係機関や関係部局との連携

寺町廃寺跡および大当瓦窯跡は国指定の史跡であることから、国（文化庁等）、広島県との連携を図りながら、その保存・活用に努める。

また、史跡寺町廃寺跡の保存・活用においては、庁内の関係部局（学校教育、社会教育、観光、地域振興、土木、建設）との間で、必要に応じて情報の共有化を図りながら、協力・連携が得られるように努める。

(4) 史跡の保存・活用に関する支援の確保

今後の整備にあたっては、専門的な知識・技術が必要である、引き続き研究機関や学識経験者、専門家の助言等の支援が得られるように体制の確保に努める。

2 施策・事業の実施への対応～事業費等の確保と効果的な取組展開

史跡寺町廃寺跡のうち、本計画の主な対象となる寺町廃寺跡の整備には、多額の経費が必要となるため、まずは財源確保に努めていく必要がある。また、本市の上位計画や財政計画等を考慮した、本市の社会情勢・財政状況と乖離しない適切な事業実施に向け、実現の可能性や優先順位などを確認しながら、事業の具体化に努める必要がある。

また、実際の工事に入った段階で当初予想していなかった状況が生じる可能性もある。上記の内容を踏まえ、施策・事業の実施段階における留意点・課題を整理する。

(1) 必要な事業費や支援の確保

史跡寺町廃寺跡の保存・活用に向けた取組のうち、特に整備を計画的に進めるためには、事業の効率化・優先順位を見極めながら、国・県と連携して、必要な事業費及び技術的な支

援などの確保に努める必要がある。

また、史跡寺町廃寺跡の維持管理や活用は、地域住民をはじめとした市民の協力と参加が不可欠であり、中・長期的な観点を含めて対話に努めていく。

(2) 計画・事業の経過観察と進行管理

施策・事業を円滑かつ効果的に行うためには、その進行管理に努める必要がある。その際、必要に応じて、施策の達成状況、効果、課題などの把握・評価を行い、適宜、施策・事業の改善・見直しに努めることが大切となる。

なお、事業等の検証・見直しに関しては、『保存活用計画』の「第12章 経過観察」で示したように、施策・事業の実施状況や妥当性などを把握・評価し、適切な見直しを行うとともに、本計画の見直しにも柔軟に対応する必要がある。こうした過程においては、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方にも留意しつつ対応に努める。

史跡寺町廃寺跡整備基本計画

令和7年(2025)3月

発行 三次市教育委員会

〒728-8501

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

Tel : 0824-62-6191

Fax : 0824-62-6288
